

情報モラル実践事例集 2015

平成27年6月

文部科学省生涯学習政策局情報教育課



情報モラル実践事例集について

情報モラル実践事例集は、平成26年8月に開始した「子供のための情報モラル育成プロジェクト」の一環として、全国の都道府県・指定都市教育委員会を通じて、情報モラルに関する教育委員会や学校の取組を、事例集として取りまとめました。

各教育委員会や学校、地域において活用いただければ幸いです。

「子供のための情報モラル育成プロジェクト」では、引き続きロゴマークを使用を通じて、教育委員会や関係団体と連携を進めていくとともに、各教育委員会の優れた実践について取りまとめを行い、全国に普及するなど、子供たちの情報モラルの育成を図る取組を推進してまいります。



目次

【教育委員会主体型】

- ◆ いじめ・ネットトラブル根絶！メッセージコンクール P 1
 民間企業との連携による優秀作品の牛乳パッケージへの掲載
 (北海道教育委員会、北海道いじめ問題対策連絡協議会)
- ◆ 教科横断的な情報モラル教育の全体計画例と実践事例の作成・配布 P 3
 (北海道教育委員会)
- ◆ 体験的な学習活動を取り入れた情報モラルの指導の取組 P 5
 携帯電話、スマートフォン、タブレットPCを実際に操作しながら学ぶ情報モラル
 (岩手県立総合教育センター)
- ◆ 子どもたちを守るための緊急アピール P 7
 ケータイ・スマホ・ゲーム機等の安全な使用について
 (群馬県館林市教育委員会)
- ◆ 生徒自身による『スマホ安全利用私たちのルール』づくり P15
 (埼玉県教育委員会、県立蓮田松韻高等学校、県立宮代高等学校、県立松山女子高等学校
 県立日高高等学校、県立芸術総合高等学校、県立皆野高等学校)
- ◆ 子どもたちを有害アクセスから守るために P17
 生涯学習係 出前講座を活用した取組
 (石川県珠洲市教育委員会)
- ◆ 親子で話そう!! ケータイ・スマホルール P19
 自分よし・相手よし・みんなよし ケータイ・スマホはルールを守って使わせたい!
 (静岡県教育委員会社会教育課、静岡県ネット安全・安心協議会)
- ◆ インターネットの危険性・依存性から子どもたちを守るために P21
 携帯電話・スマートフォン・ソーシャルメディア等の適切な使い方
 (京都府京都市教育委員会)
- ◆ ネットトラブルから子どもを守る協働会議 P23
 (兵庫県教育委員会)
- ◆ 電子メディアに関する講習会「ケータイ出前講座」の開催 P25
 (広島県広島市教育委員会)
- ◆ いじめ防止サミット in 北九州 P27
 いじめを生まない携帯電話やスマートフォンの使い方やルールについて
 (福岡県北九州市教育委員会)
- ◆ ネット問題対策事業委員会 P29
 大学生ネット指導者とともに、児童生徒が主体的にネット利用を考える検証授業
 (鹿児島県教育委員会)

目次

【学校・生徒主体型】

- ◆ 生徒会による自主的な携帯電話マナー向上の取組 P31
 三者協議会(モスサミット)の話し合いを通して
(青森県立三沢高等学校生徒会)
- ◆ 生活委員会情報通信機器実態調査から、自分の生活を見直そう P33
(青森県南津軽郡田舎館村立田舎館中学校生徒会 生活委員会)
- ◆ 情報化社会で必要とされる力 P35
(青森県上北郡六戸町立六戸中学校ボランティア生徒(通称:スマホクラブ))
- ◆ 地域で取り組むネットルールの作成 P37
(青森県三戸郡南部町名川地区学校警察連絡協議会)
- ◆ 四中ケータイマナーアップ宣言に向けて P39
(茨城県那珂市立第四中学校)
- ◆ 地域の未来へクリック!! ～寸劇でスマートなスマホライフを～ P41
(茨城県立神栖高等学校家庭クラブ)
- ◆ 私たちが求める人間関係を築くために..... P43
 ～身近なネット問題を通して考える～
(岐阜県中津川市立苗木中学校第3学年(平成26年度))
- ◆ 生徒から学ぶ教員スマホ研修 P47
(兵庫県立姫路別所高等学校、兵庫県立姫路別所高等学校生徒会)
- ◆ 東条中学校ネット(SNS)利用の11か条 P49
 生徒会が主体となったネット利用及びルールづくり
(兵庫県加東市立東条中学校生徒会)
- ◆ 福岡市いじめゼロプロジェクト P51
 ～いじめゼロサミット2014・いじめゼロ実現プロジェクトの取組を通して～
(福岡県福岡市教育委員会)
- ◆ 携帯電話・スマートフォン使用マナーの指導について P53
(長崎県立長崎西高等学校)

目次

【地域主体型】

- ◆ 高校生の携帯電話・スマートフォン使用に係る学校間連携の取組 P55
 夜10時以降の携帯電話やスマートフォンのコミュニケーションツールとしての使用自粛の呼びかけをとおして (岩手県高等学校長協会奥州支会)
- ◆ 大人が支える！インターネットセーフティの推進 P57
 (秋田県教育庁生涯学習課)
- ◆ 〈緊急アピール〉子どもたちをインターネットの危険から守るために！ P61
 (群馬県佐波郡玉村町青少年問題協議会)
- ◆ ケータイ・スマホ使用『基本ルール』の呼びかけ P63
 家庭でのケータイ・スマホ等に関する“わが家のルール”作成の推進を目指して
 (山梨県PTA協議会、山梨県高等学校PTA連合会、
 山梨県私立中学高等学校PTA連合会、山梨県、
 山梨県教育委員会、山梨県市町村教育委員会連合会)
- ◆ 子どもの携帯電話・スマートフォン等の安全な使用のための家庭・地域・学校が一体となった取組 P65
 (岐阜県関市PTA連合会、岐阜県関市小中学校長会、岐阜県関市青少年健全育成協議会)
- ◆ 決めて、守ろう！「我が家のルール」 P67
 ～携帯電話やスマートフォン等の安全な使用に向けての取組について～
 (岐阜市PTA連合会)
- ◆ 高校生が考えるケータイ・スマホの危険性への取組 P69
 ～これからスマホを持つ小・中学生とその保護者に向けて授業をしよう！～
 (兵庫県猪名川町青少年健全育成推進会議)
- ◆ 小中学生のスマートフォン使用に関する市内統一ルール P73
 (愛媛県大洲市PTA連合会)
- ◆ 消費生活安全・安心推進ネットトラブル相談対応事業 P79
 (大分県・公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所)

【紹介ページ】

- ◆ 情報化社会の新たな問題を考えるための児童生徒向けの教材、教員向け手引書 P46
- ◆ 総務省の取組について(参考) P72
- ◆ 「子供のための情報モラル育成プロジェクト」協力団体一覧 P78
- ◆ 子供のための情報モラル育成プロジェクトについて P83
- ◆ 子供のための情報モラル育成プロジェクトの取組例 P84

テーマ「いじめ・ネットトラブル根絶！メッセージコンクール」

副題「民間企業との連携による優秀作品の牛乳パッケージへの掲載」

実施主体：北海道教育委員会、北海道いじめ問題対策連絡協議会

協力団体：よつ葉乳業株式会社

《取組の概要》

平成25年度から、全道の青少年から募集したいじめ・ネットトラブルの根絶にかかわるメッセージ作品のうち、ネットトラブル根絶に関する優秀作品を民間企業と連携して牛乳パッケージへ掲載し、インターネット上の有害情報による被害などから青少年を守るための社会全体の意識の醸成を図っている。

1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

北海道教育委員会では、児童生徒がインターネットのWEBサイトを利用して行うコミュニケーション活動において、不適切な利用によりいじめや犯罪等のトラブルに発展しないよう、学校、教育委員会及び地域が一体となって行う「北海道児童生徒ネットコミュニケーション見守り活動」を平成25年度から実施しており、学校が実施するネットパトロールとともに、民間企業等と連携したネットトラブル未然防止のための啓発活動に取り組んでいる。

この民間企業等と連携した取組の一環として、ネットトラブル未然防止を広く道民に周知するため、平成25年度からよつ葉乳業株式会社の協力により、1Lサイズの牛乳パックの広告欄にメッセージコンクールの優秀作品を掲載することとした。

2 実施スケジュール

〔平成26年度〕

- 1 企業担当者との打合せ 平成26年5月
- 2 作品募集期間 平成26年6月30日～9月4日
- 3 コンクール審査 平成26年10月
- 4 優秀作品展示会 平成26年11月
- 5 「標語」を掲載した牛乳の販売期間
平成27年1月中旬～2月中旬

〔平成25年度〕

- 1 企業担当者との打合せ 平成25年4月
- 2 作品募集期間 平成25年6月24日～9月2日
- 3 コンクール審査 平成25年10月
- 4 優秀作品展示会 平成25年11月
- 5 「標語」を掲載した牛乳の販売期間
平成26年1月中旬～2月中旬

3 事業展開

- 平成25年度は「いじめ・ネットトラブル根絶！メッセージコンクール」の「ネットトラブルの根絶部門」のポスター及び標語の優秀作品(6作品)を掲載したよつ葉乳業「北海道十勝軽やかしぼり」1Lパック150万本を平成26年1月中旬から2月中旬の約1ヶ月間、平成26年度も同様に標語の優秀作品(6作品)及び北海道ネットコミュニケーション見守り活動啓発に関するHPのQRコードを掲載した150万本を平成27年1月中旬から2月中旬の約1ヶ月間販売した。



〈平成25年度掲載の様子〉



〈平成26年度掲載の様子〉

4 事業の成果(効果)

- 牛乳パック広告欄に児童生徒の作品を掲載したことによって、北海道全体で児童生徒のネットトラブル根絶に取り組んでいることを北海道内に示すことができた。
- 身近な食品を通じた啓発活動により、児童生徒や保護者をはじめ、地域住民に対してネットトラブル根絶に対する関心を広げることができた。
- 入賞した児童生徒をはじめ、本コンクールに応募した児童生徒のネットトラブル根絶に対する意識を、さらに高める機会となった。
- 各学校においても、自校児童生徒の作成した作品を校内に掲示するなど、学校全体でネットトラブルを根絶する雰囲気高める取組が広がっている。

5 事業を成功させるためのポイント

- ネットトラブル根絶に向けて、行政や学校だけでなく、民間企業等と連携することで、多面的な啓発が可能となるため、それぞれの企業の特性に合わせた連携方策を検討することが必要である。
- 民間企業等と連携する際には、企業との連携による地域へのインパクトや企業側に連携のメリットを示しながら打合せを重ねていくことが大切である。
- 民間企業等側のスケジュールに合わせて、準備や打合せを進めることが必要である。

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

- 取組が一段落した時点で、連携した民間企業等と成果や課題を共有することが必要である。
- ネットトラブル根絶に関する取組と民間企業等との連携について、要項等で明確に位置付け、取組の継続・発展を図ることが重要である。
- 民間企業等との連携をさらに幅広く模索していきたい。

7 その他

- このほかの民間企業等と連携した取組として、スポーツイベントの際の啓発用ブースの設置や、啓発用ポスターの携帯ショップ、ドラッグストア等の店頭への掲示などを行っている。

8 参考資料等

参考ホームページ

北海道教育委員会学校教育局参事(生徒指導・学校安全)

・「北海道児童生徒ネットコミュニケーション見守り活動について」

<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/nekko.htm>

・「いじめ・ネットトラブル根絶！メッセージコンクール」

<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/ijimemessageconcours.htm>

テーマ「教科横断的な情報モラル教育の全体計画例と実践事例の作成・配布」

実施主体：北海道教育委員会

《取組の概要》

児童生徒が情報モラルを身に付けられるよう、各学校の実態に応じた計画に基づく実践の参考となる学校種ごとに指導時間を含めた教科横断的な全体計画例と実践事例を作成・配布した。

1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

情報モラルに関する指導は、これまで、中学校における「技術・家庭」や高等学校における教科「情報」で取り扱うこととなっているほか、各学校の実態に応じて「道徳」や「総合的な学習の時間」などで指導を行っているが、指導時間には差がみられる状況となっていた。そのため、モデルとなる計画例とその計画に基づく実践例を提供することで、各学校の実態やこれまでの指導の状況に応じた取組を促すこととした。

2 実施スケジュール

- 1 「全体計画例」の検討・作成 平成26年4月～6月
- 2 小学校用・中学校用「全体計画例」の発出 平成26年6月
- 3 高等学校用「全体計画例」の発出 平成26年7月
- 4 「全体計画例に係る実践事例」(以下「実践事例」)の検討・作成 平成26年6月～10月
- 5 小学校用・中学校用「実践事例」の発出 平成26年7月～8月
- 6 高等学校用「実践事例」の発出 平成26年11月

3 事業展開

- 「全体計画例」では、年間のスケジュールに合わせて教科、領域、特別活動・行事ごとに指導場を設定した計画となっている。それぞれの指導場面に「情報モラル教育実践ガイダンス」で示された情報モラル教育の目標と各学年の計画のポイントを明記している。
- 各学校に対し、児童生徒の発達の段階を踏まえた目標設定とともに、指導教科、時数を明確にした計画、各教科等の内容と関連付けた総合的・横断的な指導について、工夫改善を図ることを求めている。
- 小学校用・中学校用「全体計画例」では、「情報モラル教育実践ガイダンス」で示された情報モラル教育の目標と指導場面の関連を確認する「指導カリキュラムチェックリスト」を添付している。
- 「実践事例」では、文部科学省委託事業「情報化社会の新たな問題を考えるための教材」を活用し、動画教材を用いた展開例を示している。

情報モラル教育全体計画(案)(小学校第5学年)

学期	I 期				II 期				III 期		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
主な学習科目	数・算(1)(算1)	国語(1)(国1)	道徳(1)(道1)	総合学習(1)(総1)	英語(1)(英1)	理科(1)(理1)	社会(1)(社1)	音楽(1)(音1)	体育(1)(体1)	スキー大会	修学旅行
教科	<p>【ここがポイントです！】 本全体計画では、小学第5学年という発達の段階を考慮し、情報モラル教育の目標の「情報社会の倫理」に重点を置いている。 各教科等においては、①発信する情報や情報社会での行動に責任をもつこと、②情報に関する自分の権利を尊重すること、③情報を正しく安全に利用することに努めること、④発信する情報や情報社会での行動に責任をもつこと、⑤情報に関する自分の権利を尊重することなどについて中心に取り組む。</p>										
領域	<p>① 総合的な学習の時間(4)「総合的な学習の時間」 ② 道徳(1)「道徳」 ③ 社会(1)「社会」 ④ 総合的な学習の時間(4)「総合的な学習の時間」 ⑤ 道徳(1)「道徳」 ⑥ 社会(1)「社会」</p>										

●情報モラル指導カリキュラムチェックリスト(中学校第1学年)

領域	分野	コード	指導事項	チェック欄 (※指導したら○を付ける)	A 学習指導要領に指導要として記載されている(等)
心を磨く領域	情報社会の倫理	a4-1	情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する		保健・技・家(技術)
		b4-1	個人の権利(人格権、肖像権など)を尊重する		社会(公民)美術・技・家
		b4-2	著作権などの知的財産権を尊重する		国語・音楽・美術・技・家
	法の理解と遵守	c4-1	違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わない		技・家(技術)
		c4-2	情報の保護や取り扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る		技・家(技術)
		c4-3	契約の基本的な考え方を知り、それに伴う責任を理解する		社会(公民)技・家(家庭)
公共的なネットワーク社会の構築	d4-1	ネットワークの公共性を意識して行動する		社会・技・家(技術)	
	d4-2	安全性の面から、情報社会の特性を理解する		技・家(技術)	
知		d4-2	トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る		技・家(家庭)

4 事業の成果(効果)

- これまで、各教科、領域等で個別に行われていた情報モラル教育を、各教科等の内容と関連付け、発達の段階に応じた計画を作成する資料を示すことができた。
- 研修講座等において、教職員が体系的な情報モラル教育の進め方について理解を深める資料を提示することができた。
- 情報モラル教育において、動画教材を用いた展開例を示すことができた。

5 事業を成功させるためのポイント

- 「情報モラル教育実践ガイダンス」で示された情報モラル教育の目標と各教科、領域等との関連付けを明確にしたことにより、体系的な計画の作成が可能となった。
- 道立教育研究所附属情報処理教育センターとの連携により、各教科、領域等の専門性を生かした「全体計画例」を作成することができた。
- 研修において、全体計画例を基にした協議・演習を設けることで、参加教員が自校の情報モラル教育を見直すことができた。

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

- 各学校が情報モラル教育の必要性を理解し、児童生徒の実態に応じた計画を作成できるよう継続的な指導助言を行う。
- 研修講座等の機会に、各学校の情報モラル教育への取組状況の交流などを行い、優れた計画や実践事例を広げていく。

7 その他

- 各学校が作成する際のフォーマットとして活用できるよう、北海道内の各学校へ「全体計画例」と「実践事例」を電子データとして配布している。

8 参考資料等

参考ホームページ

・北海道教育委員会

<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>

・北海道立教育研究所附属情報処理教育センター

<http://www.ipec.hokkaido-c.ed.jp/>

体験的な学習活動を取り入れた情報モラルの指導の取組

携帯電話、スマートフォン、タブレットPCを実際に操作しながら学ぶ情報モラル

実施主体: 岩手県立総合教育センター

協力団体: 岩手県教育委員会 岩手県立県民生活センター

《取組の概要》

岩手県立総合教育センターが実践している情報モラル教育は「体験から学ぶ」をキーワードに行われている。このことは、「情報モラルは、知識中心の指導に偏重せず、コンピュータやインターネットに触れさせながら、考え、判断し、理解させる指導をする必要があり、自分の行動がどのような結果となるか、体験を通して学ぶことに学習効果がある」という考えに基づいている。インターネット上の様々なWebサイトや掲示板などのサービスを、教室という安全な環境で疑似体験させることにより、児童生徒自身がインターネットの安全な利用方法やインターネット上での情報発信の注意点などを学ぶことを目的に教材システムを開発し、児童生徒、教職員のみならず、PTAや地域の民生委員などを対象とした研修を実施している。

1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

平成18年度の研究として、有害情報のページやWebコミュニケーションサイトを、限定されたネットワーク内で擬似的に再現し、教師の指導のもとで児童生徒に体験をさせることができれば、その体験を通して考え判断させ、適正な活動を行う態度を身に付けさせることができると考えた。

当初は、コンピュータ室のネットワークに接続したPCを利用して体験的な学習活動を取り入れた情報モラルの指導を行った。その後、コンピュータ室以外での実施を可能とするノートPCを有線LANで結んだ学習システムや、無線LANに対応した携帯電話を利用した学習システムを用いた指導を行い、平成25年度からは、タブレットPC、スマートフォンを利用した学習システムによる指導ができるようになった。コンピュータ室以外でも「体験から学ぶ」授業や研修会を実施できることはもとより、児童生徒が普段、インターネットを利用する環境に近い形で学習指導をすることができることは大きな意味がある。また、夕方や休日に実施される家庭教育学級（PTA行事）での研修や、学校だけではなく、法務局、公民館など地域の関係機関での研修に活用することが可能となった。



【スマートフォンとタブレットPC】

2 実施スケジュール

平成18年度	情報モラル学習教材「情報サイト」開発	研究協力校、研究協力員による授業実践
平成19年度～平成23年度	学習教材「情報サイト」を県内各学校コンピュータ室に導入、情報モラル授業、教職員研修を実施	
平成25年度	携帯電話50台及びサーバ導入	
平成26年度	スマートフォン、タブレットPC用情報モラル学習教材「スタモバA3」開発、スマートフォン50台、タブレットPC50台及びサーバ導入	

3 事業展開

年間を通じて、学校や地域の各種団体の要請を受け、タブレットPCやスマートフォンを利用した情報モラル授業、情報モラル研修を実施している。

また、センター事業費で研修者の旅費を負担し、被災地や遠隔地の教員を対象としてセンター所員が講師として開催する「移動センター研修講座」も年4～5回実施している。

小中学校では、児童生徒と保護者が一緒に学ぶ「情報モラル教室」や「家庭教育学級」での保護者向け研修の要請が増加している。

＜平成26年度まで3年間の実績＞

	小学校	中学校	高等学校	特別支援	一般その他
平成24年度	9	3	6	2	15
平成25年度	25	13	9	1	24
平成26年度	51	28	4	3	22



4 事業の成果(効果)

26年度、スマートフォンやタブレットPC等を用いた情報モラルの授業や研修会は延べ108回実施され約8,600名の教員や児童生徒等がネット社会の危険性を疑似体験している。

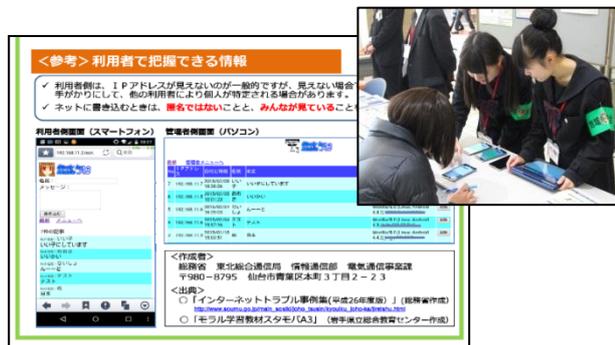
当初、児童生徒向けに開発した教材であったが、教員研修で紹介している中でアダルトサイトを介した不正請求や、通信記録・ログの保存のしにくみに驚く教員も多く、指導者に対しても、ネット社会の実態を意識化させ、情報モラル教育の必要性を啓発することに役立つ教材であることがわかった。また、授業参観日の授業で指導を行ったり、家庭教育学級（PTA研修会）などで保護者自身が研修したりすることにより、学校と保護者が連携した情報モラル教育の推進にも役立っている。さらに、地域の民生委員や補導員などの研修にも活用することで学校・保護者・地域が連携した情報モラル教育の推進に役立てられている。



5 事業を成功させるためのポイント

関係機関との連携、協力が事業を成功に結びつける鍵となる。多くの授業や研修会を実施する中で、岩手県警察本部サイバー犯罪対策室や岩手県立県民生活センター、総務省東北総合通信局など、情報モラルに関する啓発活動を推進している組織、団体との情報交換を行うことは指導内容の充実のためにも非常に有効である。

平成26年度総務省東北総合通信局主催の「春のあんしんネット・新学期一斉行動」街頭キャンペーン（東北6県で開催）において、スマートフォン、タブレットPCを用いた情報モラル学習教材を活用し、県内外の多くの方々に情報モラル学習を体験してもらうなど連携に努めている。



6 今後の展開(継続・発展させていくために)

これまで、情報モラルに係る授業や研修を実施し、県内の情報モラル教育の充実、推進を図ってきたが、情報モラルに関する指導を、各学校や地域において主体的、継続的に行うことができるまでには至っていないのが現状である。そこで、「体験的な学習活動を取り入れた情報モラルの指導」と併せて、学校において継続して指導ができるようにするための取組を行う。具体的には、提示用教材や配付資料、保護者向けの啓発資料等を収集、整理するとともに、SNSの利用など新たな指導内容にも対応できる教材を開発する。これら児童生徒のICT機器やインターネットの利用実態、発達段階に応じた体系的な指導に活用し、教員自らが主体的、継続的に情報モラルの指導を行うことができるように支援する。

7 その他

〈これまでに開発したPC用情報モラル学習教材の紹介〉

※詳しくは下記Webページをご覧ください。



「情報サイト」



「スタモバLAN」



「ゲーム機です」



「スタモバLAN3」

8 参考資料等

岩手県立総合教育センター情報教育Web
<http://www1.iwate-ed.jp/tantou/joho/index.html>

児童生徒のための情報モラルテキスト
<http://www1.iwate-ed.jp/tantou/joho/moral/text/index.html>

テーマ「子どもたちを守るための緊急アピール」

副題「ケータイ・スマホ・ゲーム機等の安全な使用について」

実施主体：群馬県館林市教育委員会
協力団体：群馬県館林市小学校長会、群馬県館林市中学校長会
 群馬県館林市小中学校PTA連合会、館林市子ども会育成団体連絡協議会
 群馬県館林市青少年育成推進員連絡協議会、館林市青少年センター補導員会

《取組の概要》

本市では毎年、小学校6年生と中学校3年生の児童生徒及び保護者を対象に、子どもたちの携帯電話やスマートフォン等にかかわる実態調査を行っている。本事業は、その調査結果から明らかになった問題の解決に向けて、館林市教育委員会と関係機関とが協力して取り組んだ実践である。具体的には、携帯電話やスマートフォン、ゲーム機等の安全な使用を目指して、関係機関7団体による「子どもたちを守るための緊急アピール」を提案したものである。この提案を契機に、児童生徒が問題を自分のこととして考えられるようにするとともに、児童生徒の主体的な取組や問題の解決に向けた気運の醸成を図っていくものである。

1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

毎年、本市において、小学校6年生と中学校3年生の児童生徒及び保護者を対象に、子どもたちの携帯電話やスマートフォン等にかかわる実態調査を行っている。その調査結果から、本市の小・中学生の携帯電話やスマートフォンの所有率が年々増加する傾向にあり、中学3年生では全国平均を大きく上回っていることが分かった。さらに、携帯電話やスマートフォン、ゲーム機等にかかわる使用時間や交流サイトにおけるトラブルから、学習面や友人関係、生活習慣など様々な問題が起きていることも明らかになった。これらの問題の解決は、本市における喫緊の教育課題であり、具体的な方策を講じていく必要があった。

しかし、児童生徒は、携帯電話やスマートフォン、ゲーム機等をあらゆる機会に、あらゆる場所で使用する。また、使用する時間帯や一日の使用時間も様々である。このような実態に対して、携帯電話やスマートフォン、ゲーム機等の安全な使用に向けて、学校だけの指導では困難を窮め、限界もあった。

そこで、本市では子どもたちを取り巻く様々な問題の解決に向けて、大人が協力して子どもたちを守っていくことが重要であると考え、館林市教育委員会をはじめ、関係団体が協力した本事業の取組を展開することとした。

2 実施スケジュール

年	月 日	内 容
平成 26年	○ 5月 8日～ 5月20日	○「平成26年度館林市ケータイ・スマホ等実態調査」の実施
	○ 7月 4日	○「平成26年度館林市ケータイ・スマホ等実態調査」の結果報告と関係資料の活用
	○ 7月31日	○定例教育委員会で【子どもたちを守るための緊急アピール】の取組について協議

年	月 日	内 容
平成 26年	○ 8月25日	○校長会議で、問題の解決に向けた児童生徒の主体的な取組について 依頼
	○ 8月28日～ 10月 6日	○関係機関に【子どもたちを守るための緊急アピール】の取組の説明 と協力依頼
	○11月	○各学校の児童生徒の主体的な取組状況を集約
	○12月 8日	○「【子どもたちを守るための緊急アピール】ケータイ・スマホ・ ゲーム機等の安全な使用について」の通知
平成 27年	○ 1月27日	○リーフレット「情報通信の安心安全な利用のための標語」の配布
	○ 1月28日	○「子どもたちを守るための緊急アピール」の通知に伴う自校の取組 について情報交換
	○ 2月 5日～ 3月19日	○関係機関に【子どもたちを守るための緊急アピール】の通知に伴う 取組状況について経過報告
	○ 2月19日	○「館林市いじめ防止子ども会議」の開催

3 事業展開

(1) 「平成26年度館林市ケータイ・スマホ等実態調査」の実施

- 調査対象 全小学校6年生と全中学校3年生と調査対象児童生徒の保護者
【図1】
- 調査期間 平成26年5月8日～5月20日

(3) あなたは次のものを持っていますか。当てはまるものをすべて選んでマークしてください。

<input type="radio"/> 自分専用のケータイ（携帯電話）	<input type="radio"/> 自分専用のスマホ（スマートフォン）
<input type="radio"/> インターネットが使える自分専用のコンピュータやタブレット	<input type="radio"/> インターネットが使える携帯型ゲーム機
<input type="radio"/> インターネットが使える携帯型音楽プレーヤー	<input type="radio"/> どれも持っていない

(4) あなたは次のそれぞれについて、1日にどのくらい利用していますか。

		利用していない	30分以内	1時間以内	2時間以内	3時間以内	4時間以内	4時間を超える
1	ケータイ・スマホ	<input type="radio"/>						
2	コンピュータ・タブレット	<input type="radio"/>						
3	ゲーム機・音楽プレーヤー	<input type="radio"/>						

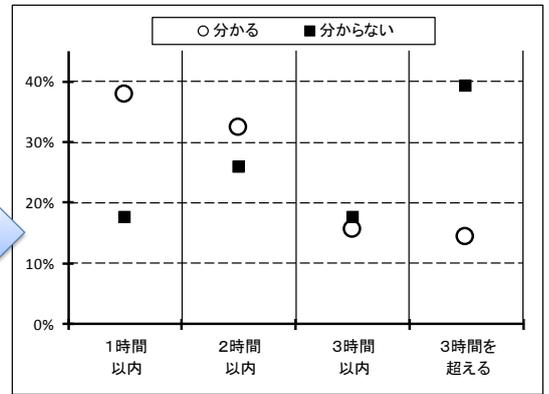
【図1 平成26年度館林市ケータイ・スマホ等実態調査用紙（児童生徒用）の一部】

(2) 「平成26年度館林市ケータイ・スマホ等実態調査」の結果報告と関係資料の活用

- 7月校長会議で調査結果の報告及び関係資料の活用について依頼
- 各学校へ送付した関係文書
 - ・「館林市全体」と「自校用」の2種類の結果を送付【図2】
 - ・「子どもケータイ・スマホ 家庭で話し合いましょう。」【図3】

2 あなたは次のそれぞれについて、1日にどのくらい利用していますか。

		勉強が…	1時間以内	2時間以内	3時間以内	3時間を超える
①	ケータイ・スマホ	分かる	37.7% ▲**	32.4%	15.6%	14.3% ▽**
		分からない	17.5% ▽**	25.8%	17.5%	39.2% ▲**



【図2 平成26年度館林市ケータイ・スマホ等実態調査結果の一部】

〔調査結果より〕

- ケータイ・スマホ等の所有率が年々増加している。
- 中学校3年生の所有率は全国を大きく上回る。
- 中学校3年生では、ケータイ・スマホの利用時間が増えると勉強が分からないと回答する生徒の割合も増加している。

保護者の皆様へ

子どものケータイ・スマホ 家庭で話し合しましょう。

館林市教育委員会

◆小・中学生にケータイ・スマホは、本当に必要でしょうか？

◆ケータイ・スマホの危険性、ご存知ですか？

被害者にも… 依存症にも… 加害者にも…

子どもの悩み — ケータイ・スマホ・ゲーム機等の悩み！

- メールが届いて（遅くても）返事をしないと、翌日から無視や仲間外れにされてしまう恐怖心⇒「既読無視（スルー）」から始まる仲間外れや無視などのトラブルやいじめ。
- ケータイ・スマホ・ゲーム機等の長時間の使用で学力低下。
- メールの返信や会話（タイムライン）が気になり、やめたけれどやめられない。⇒勉強に集中できない。夜更かしによる睡眠不足などの生活習慣の乱れ。

親の悩み

- 誰とケータイ・スマホで電話やメールをしているのか分からない。
- ひんばんに着メロをダウンロードしている。料金が加算されている自覚がない。

どうしても子どもにケータイ・スマホを持たせる必要があるなら…

家庭で話し合い「我が家のルール」を作りましょう！

どんな時に使う
～時間が心配～

- 食事中は使わない
- 家ではリビングで使う
- 充電器はリビングにおく
- 夜〃時以降は利用しない
- 利用は1月〃分まで
- 自分の部屋に持ち込まない

なんのために使う
～やりとりが心配～

- 自分の個人情報を書かない
- 悪口を書き込まない
- 迷惑メールに返信しない
- チェーンメールを転送しない
- 知らない人からメールがきたら保護者に報告する

使うための約束
～料金が心配～

- 明細で料金を確認する
- 料金が〃〃円を超えた翌月はケータイを使用しない
- 着メロ、音楽、ゲーム等は勝手に会員登録やダウンロードしない

そして、お父さんに身に付けたい 4つの力

ルール作りのポイント

- ★危険性を子どもとともに理解し、ルール作りの必要性を伝えましょう
- ★一方的なルールにならないように、必ず子どもと話し合いながら決めましょう
- ★ルールを決めたあとは、しっかり守られているか、必ず確認しましょう

判断力 サイトは安全か、危険か判断する力

自制力 危険かも…試してみたい気持ちに負けない力

責任能力 ネット上での自分の言動に責任をもつ力

想像力 未然に危険を予想・予測する力、相手を傷つけないか考える力

【図3 「子どもケータイ・スマホ 家庭で話し合しましょう。」の一部】

(3) 関係機関に【子どもたちを守るための緊急アピール】の取組に向けて説明と協力依頼

- 7月31日「定例教育委員会」
 - ・多くの関係機関が協力して、子どもたちを守るという本事業の方向性を決める。
- 8月25日「小・中学校の校長会」で本事業の説明と次の内容を依頼
 - ・ケータイ・スマホ・ゲーム機等の安全な使用に向けて、問題の解決に向けた児童生徒の主体的な取組
- 関係機関に次の日程で協力依頼
 - ・ 8月28日 「館林市子ども会育成団体連絡協議会」
 - ・ 9月18日 「館林市小中学校PTA連合会」
 - ・ 9月 5日 「館林市青少年センター補導員会」
 - ・ 10月 6日 「館林市青少年育成推進員連絡協議会」

〔関係機関への説明内容〕

- 「平成26年度館林市ケータイ・スマホ等実態調査」の結果
- ケータイ・スマホ・ゲーム機等に関する他市町村の取組を紹介
- 「【子どもたちを守るための緊急アピール】ケータイ・スマホ・ゲーム機等の安全な使用について」の通知内容を説明
- 今後の取組について説明

(4) 各学校の児童生徒の主体的な取組状況を集約

- 7団体による大人の一方的な提案にならないように、各学校における児童生徒の主体的な取組状況を定期的に把握し、【子どもたちを守るための緊急アピール】の通知の時期について検討。・・・啐啄同時※
- ※そつたくどうじ・・・絶妙なタイミングを示す表現

(5) 「【子どもたちを守るための緊急アピール】ケータイ・スマホ・ゲーム機等の安全な使用について」を通知

- 平成26年12月8日に館林市立小・中学校16校に通知
- 配布文書
 - ・「【子どもたちを守るための緊急アピール】ケータイ・スマホ・ゲーム機等の安全な使用について（提案）」【図4】
 - ・「子どもケータイ・スマホ 家庭で話し合ひましょう。」【図3】

〔通知に際して各学校に依頼した内容〕

- 「ケータイ・スマホ等実態調査結果」や危険性、児童生徒が抱えるトラブルや悩み等を具体的に示し、児童生徒に問題提起すること。
- 児童生徒が問題の解消に向けて真剣に話し合う集団決定の場を設ける等、児童生徒の主体的な取組を促すこと。

館林市小・中学校 保護者 様

館林市教育委員会	教育長	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
館林市小学校長会	会長	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
館林市中学校長会	会長	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
館林市小中学校PTA連合会	会長	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
館林市子ども会育成団体連絡協議会	会長	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
館林市青少年育成推進員連絡協議会	会長	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
館林市青少年センター指導員会	会長	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【子どもたちを守るための緊急アピール】
ケータイ・スマホ・ゲーム機等の安全な使用について（提案）

寒冷の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、本市では、毎年小学校6年生と中学校3年生の児童生徒及び保護者を対象に、子どもたちの携帯電話やスマートフォン等にかかわる実態調査を行ってまいりました。調査結果から分かったことの中から特徴的な中学3年生の実態と小学生や中学生が抱えているトラブルや悩みについてお知らせするとともに、子どもたちを守るためのルールを提案します。

【調査結果】・・・ケータイ・スマホの利用時間が増える
と勉強が分らないと回答する生徒の割合も増加していることが分かります。【中学3年生】

あなたは、ケータイ・スマホを1日にどのくらい利用していますか。	勉強が分かる	勉強が分らない
1時間以内	37.7%	17.5%
2時間以内	32.4%	25.8%
3時間以内	15.6%	17.5%
3時間を超える	14.3%	39.2%

【トラブル・悩み】・・・ネットいじめや生活の乱れ

- メールが届いて（夜遅くても）返事をしないと、翌日から無視や仲間外れにされてしまう恐怖心
- ⇒「既読無視（スルー）」から始まる仲間外れや無視などのトラブルやいじめ
- ケータイ・スマホ・ゲーム機等の長時間の使用による学力低下
- メールの返信や会話（タイムライン）が気になり、やめたいけどやめられない。
- ⇒勉強に集中できない。夜更かしによる睡眠不足などの生活習慣の乱れ
- 誰とケータイ・スマホで電話やメールをしているのか分からない。【特に親の悩み】

【提案】

交流サイトをめぐるトラブルから子どもたちを守るために館林市内の小・中学校では

- 午後9時以降・・・保護者は、ケータイ・スマホ・ゲーム機等を預かります。
- 午後9時以降・・・児童生徒は、ケータイ・スマホ・ゲーム機等を使いません。

★まめ知識★ 交流サイトとは・・・

SNS（ソーシャルネットワークサービス）の略）登録したユーザ同士が、メッセージや写真、動画等をアップロードし、相互にコミュニケーションをとることが可能なサービス。その一部を紹介いたします。【○】一般的内容 【●】問題点等】

LINE（ライン）	○アドレス帳の情報でつながる無料通話アプリ。グループを作成し交流する。 ○同様な無料通話アプリに「カカオトーク」がある。 ●メッセージを既読と表示されるため、返信をしない「既読無視（スルー）」とトラブルの原因になる。
Facebook（フェイスブック）	○実名で登録して交流する。個人情報登録すれば誰でも無料で利用できる。 ●写真を公開したことで、インターネット上に写真が出回ったり、住所が特定されたりする可能性がある。
Twitter（ツイッター）	○投稿するスタイル（つぶやき）。ニックネーム利用が一般的。 ●イタズラや違法な写真を投稿し、大きな問題に発展した事例がある。
Mobage（モバゲー）	○仮想の世界のコミュニケーションがとれる。ゲームのサービス。 ●ゲームに夢中になりネット依存になったり、大人が子どもになりすまし出会い系被害にあったりした事例がある。
ブログ	○ウェブログ（Weblog）の略。自分の意見や感想を日記風に記す。 ●閲覧者が自由にコメントできる。批判的な書き込みが投稿される場合もある（ブログが炎上）。
掲示板	○参加者が自由に文章などを投稿し、書き込みを連ねていく。 ○「2ちゃんねる」が有名 ●「LINE ID 交換掲示板」「学校裏サイト」など、青少年に有害な掲示板も多数存在する。（誹謗中傷・個人情報の漏洩になる場合がある）

※ 学力向上の面だけでなく、青少年の健全育成の面からもご協力をお願いします。

- ネット上の相手はどんな人だか分かりません。危険なサイトにアクセスしてしまう可能性があります。
- 「無料サイト」「無料ゲーム」のサイトから有料サイトに引き込まれてしまうことがあります。
- ネット依存から、ケータイ・スマホが手放せない危険性があります。
- 無料アプリの利用から個人情報が盗まれることもあります。

◆ 学校と家庭と地域そして子どもたちが力を合わせ、真剣に一歩を踏み出しましょう。
◆ ご家庭でも親子で、この提案について真剣に話し合ってください。ご協力をお願いします。

〔図4 「子どもたちを守るための緊急アピール」ケータイ・スマホ・ゲーム機等の安全な使用について〕

(6) リーフレット「情報通信の安心安全な利用のための標語」の作成

- 各小・中学校から選出された代表作品を用いて、リーフレット「情報通信の安心安全な利用のための標語」を作成。
平成27年1月27日に各学校へ配布。
【図5】

標語の作成を通して、児童生徒がケータイ・スマホ・ゲーム機等に係る問題を自分のこととして考えられるようにするとともに、児童生徒の主体的な取組や問題の解決に向けた気運の醸成を図っていく。

- 〔配布に際して、各学校に依頼した内容〕
- 中学校入学説明会や保護者会等で活用すること。
 - 児童生徒に配布する場合は、資料を基にした話し合いを家庭でもつように指導すること。
 - その他として、市内すべての公民館に掲示を依頼。



【図5 情報通信の安心安全な利用のための標語】

(7) 「子どもたちを守るための緊急アピール」の通知に伴う自校の取組について情報交換

- 平成27年1月28日「第2回小・中学生指導担当者会議」において情報交換を実施。
- 各校の取組状況を次の別紙様式にまとめて持参。

(別紙様式)

「子どもたちを守るための緊急アピール」の通知に伴う自校の取組

学校名 館林市立 学校

※「子どもたちを守るための緊急アピール」の通知に伴う、自校の取組について回答する。
〔中心の児童生徒・実施学年・取組の概要・アンケートの実施など〕

- 児童生徒の取組などについて
- 保護者に対する取組や啓発活動などについて
⇒児童生徒や保護者に変容などはあったでしょうか。また、その変容や実態をどのように把握しましたか。

以上のような内容について、情報提供をお願いします。

- 中心的な児童生徒 ○実施学年 ○緊急アピールの配布に伴う取組
- 変容とその把握方法 など

(8) 関係機関に【子どもたちを守るための緊急アピール】の通知に伴う取組状況について経過報告

- 関係機関に、取組状況と児童生徒の変容について経過報告を次の日程で行った。
 - ・ 2月 5日 「館林市青少年育成推進員連絡協議会」
 - ・ 2月 24日 「館林市子ども会育成団体連絡協議会」
 - ・ 2月 26日 「小・中学校長会」
 - ・ 3月 6日 「館林市青少年センター補導員会」
 - ・ 3月 19日 「館林市小中学校PTA連合会」

(9) 「館林市いじめ防止子ども会議」の開催

- 平成27年2月19日に開催。
- テーマ「考えよう、ケータイ・スマホ等のネットいじめ」
- 参加者 市内小・中学校（代表児童生徒2名）
市内小・中学校の担当教員
関係機関、保護者、教育委員会



【班別協議の様子】

〔協議の様子〕

前半は、各校のネットいじめの実態や現在学校で取り組んでいること、これから取り組みたいこと等について、持参資料を基に情報交換をした。

後半は、課題に対して、私たちにできることは何かを協議した。また、来賓（9名）や保護者も各班に入り、一緒に協議をした。

各班で話し合った内容を各学校へ持ち帰り、さらに各学校でのいじめ防止活動を発展させていくことを約束した。

4 事業の成果(効果)

【小学校】	
主な取組	【児童会本部等の取組】 <ul style="list-style-type: none"> ■児童会本部で自分たちにできる取組について話し合った。（ルール作りとその掲示を予定） ■児童集会等…保健委員会でゲームの悪影響について劇や説明を行った。
	【学級活動】 <ul style="list-style-type: none"> ■「緊急アピール」を基に、学級活動で危険性や問題点、必要性について話し合った。
	【標語・スローガンの作成】 <ul style="list-style-type: none"> ■全児童が標語を作成し、代表作品を廊下に掲示したり、全校集会で紹介したりした。
	【保護者への啓発等】 <ul style="list-style-type: none"> ■学校公開日等の取組、懇談会の取組、各種たより、ホームページの活用など
	【その他】 <ul style="list-style-type: none"> ■家庭学習の充実を図る中で、ノーテレビ・ノーゲームデーを積極的に取り組んだ。

【 小 学 校 】

主な 変容	<p>【家庭に関して】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「緊急アピール」を基に、親子で話し合い、新たなルールを決めた家庭や今までのルールを見直した家庭が多かった。 <p>【児童に関して】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■改善 <ul style="list-style-type: none"> ○1日当たりの使用時間が減った。 ○午後9時までなど、使用時間帯を決めたり、短くしたりした。 ○使用の曜日を決めた。（日曜日だけ使用や平日だけ使用 など） ■学級等の実態 <ul style="list-style-type: none"> ○クラス全員が守れそうな決まりを作り、クラスに掲示した。（週○時間以内。午後9時以降は使わない等）
----------	--

【 中 学 校 】

主な 取組	<p>【生徒会本部等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■各学級で話し合った結果を生徒総会で発表。その意見を生徒総会の資料と生徒会新聞に掲載した。 <p>【学級活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■全校一斉に、学級活動を実施。共通の指導案・ワークシートを活用して、スマホ等に関する課題や利用について話し合った。 <p>【標語・スローガンの作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■自分自身の課題を見つけ、改善の具体策を考えさせ、生活習慣の確立を目指す提言を書かせた。 <p>【保護者への啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■各学年生徒指導担当が「緊急アピール」をベースにパワーポイントを作成し、学年保護者会（保護者の隣に生徒が座る）で説明した。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■毎週「3減運動」の振り返りシートを活用して、自分自身の取組状況を確認し、意識の向上を図っている。
主な 変容	<p>【家庭に関して】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■学年保護者会后、様々な保護者から感謝の言葉があった。 <p>【児童に関して】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■改善 <ul style="list-style-type: none"> ○「緊急アピール」やそれ以前の継続的な取組から、スマホ等やSNSに関するトラブルが激減している。 ■意識の高揚 <ul style="list-style-type: none"> ○生徒が主体となって、きまりやスローガンを作成し、生徒自身がそれを守ろうとしている。 ○宣言の内容・・・家族とのきまりを守ることを誓います。 ・人権を損なうような書き込みや人のプライバシーを侵害するような使い方はしません。 ・使った時間以上に勉強します。 など。

5 事業を成功させるためのポイント

- 児童生徒は、携帯電話やスマートフォン、ゲーム機等をあらゆる機会にあらゆる場所で使用する。そこで、学校と家庭、地域が児童生徒の実態と問題点を共通理解し、問題の解決に向けて共通実践していくことが重要であるとする。
- 関係機関に協力を得る際、関係機関の理事会や幹事会などに直接出向き、具体的な説明と協力依頼をした。この活動によって、すべての関係機関が実態を把握することができ、問題の解決に向けて、連携した取組を展開することができたとする。
- 大人の一方的な通知では、本事業の取組は児童生徒に浸透しないと考える。そこで、ケータイ・スマホ・ゲーム機等にかかわる危険性や児童生徒が抱えるトラブルや悩み等について具体的に示し、児童生徒に問題提起をした。そして、児童生徒が問題の解決に向けて真剣に話し合う集団決定の場を設ける等、児童生徒の主体的な取組を促した。

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

- 「子どもたちを守るための緊急アピール」の通知だけでは、ケータイ・スマホ・ゲーム機等の安全な使用に向けて、児童生徒の意識を保ち続けることは困難である。そのため、通知後に次のような取組を行った。

- ・すべての小中学校から標語を募り、リーフレットを作成した。
- ・各学校の取組について情報交換を行い、自校の取組に生かした。
- ・「いじめ防止子ども会議」を開催し、児童生徒が自校の取組を発表し、問題の解決に向けて話し合った。

これらの活動を通して、児童生徒の意識の高揚を図ってきた。今後も、問題の解決に向けて、各学校における児童生徒の主体的な取組と意識の高揚を図っていくために、意図的・計画的な取組を展開していきたいとする。

- 関係機関に協力を得るだけでなく、その後の各学校の取組と児童生徒の変容等についても経過報告を行った。そのことによって、すべての関係機関が現状を把握することができ、問題の解決に向けて、それぞれの役割を果たしながら連携した取組を展開することができているとする。今後も、定期的な情報交換の場を設け、共通理解を図りながら、児童生徒の現状に即した取組を展開していきたいとする。

「生徒自身による『スマホ安全利用私たちのルール』づくり」

実施主体：埼玉県教育委員会、県立蓮田松韻高等学校、県立宮代高等学校、
 県立松山女子高等学校 県立日高高等学校、県立芸術総合高等学校、
 県立皆野高等学校

協力団体：デジタルアーツ株式会社、NPO法人スクールネットワークアドバイザー

《取組の概要》

県立高等学校6校を研究校に指定し、「生徒自身による『スマホ安全利用私たちのルール』づくり」を実施。

① 各研究校で20人から40人の代表生徒を選出し、代表生徒が話し合い活動等をとおして『わたしたちのルール』の案を作成する。② ①で作成した案を各クラスに提示するなどして全校生徒から意見を集め、代表生徒がとりまとめて「わたしたちのルール」を策定する。③ 外部講師によるスマートフォン等の安全利用に関する講演会を実施し、その中で代表生徒が『私たちのルール』を全校生徒に周知し、遵守を呼びかける。

1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

スマートフォンの普及に伴い、SNS上での不適切な投稿や他人に対する誹謗中傷などの問題が生じている。文部科学省が毎年実施している「問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の「いじめの態様」においても「パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる」の項目は平成23年度から平成24年度調査では大きく増加している。

しかし、ネットいじめを含めたネットトラブルの問題は大人からは見えにくい部分があり、教員による指導や監視だけでは解決が困難である。

この問題に対応するには、子供たちがネットいじめやネットトラブルを自分自身の問題と捉え、課題解決に向けて主体的に関わろうとする態度と自らが課題を解決していく力を養うことが必要である。

そこで、生徒自身が主体的に話し合い活動を行い、自分たちが守るべきルールを策定することとした。

2 実施スケジュール

4月 研究校募集

5月 研究校の指定

7月～9月 各研究校で代表生徒によるワークショップを開催

7月～10月 各研究校で『私たちのルール』策定

10月 外部講師による講演会を実施、代表生徒が『私たちのルール』を全校生徒に周知



『私たちのルール』
 全校生徒への発表(宮代高校)

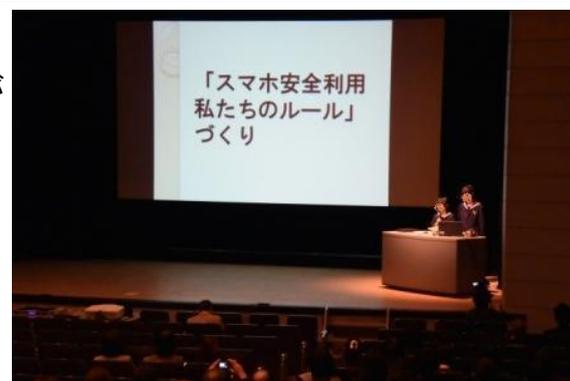
3 事業展開

《各研究校での取組》

- ① 代表生徒を選出し、校内のワークショップをとおして、生徒自身が『私たちのルール』の案を作成する。その際、外部講師が生徒の疑問点に答える。
- ② 代表生徒が作成した『私たちのルール』案を全校生徒に提示し意見を集め、代表生徒が取りまとめて各学校の「私たちのルール」を策定する。
- ③ 『私たちのルール』を策定したのち、代表生徒が全校生徒に周知する。あわせて、外部講師によるスマートフォン等の安全利用に関する講演会を実施する。

《周知に関する取組》

- ① 11月4日に埼玉県が開催したいじめ撲滅を呼びかけるイベント「Stop！いじめ in SAITAMA 2014」における代表校1校による取組と成果に関する発表。
- ② 各研究校の取組について、年度内に県のHPに掲載予定。



11/4イベントでの成果発表(松山女子高校)

4 事業の成果(効果)

《各研究校で策定された『スマホ安全利用私たちのルール』(例)》

- ・SNSの利用ルールを守ろう「誰でも見ることができる」ということを忘れない。
- ・SNSでつぶやくときには3回見直す！
- ・スマホは22:00まで！
- ・常に相手のことを想って発言する。
- ・依存しすぎないように、他のことにも興味・関心を持つ。

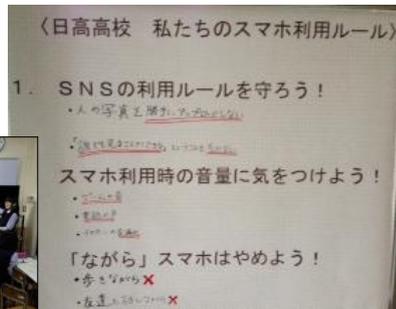
※ 各研究校、3～5つのルールを策定

《各研究校の生徒の反応等》

- ・普段話すことがない内容をみんなで話し合いながら、ルールを再確認することができた。
- ・スマホの利用についてこれまで、こんなに深く考えたことはなかったので、とても勉強になった。

《取組の成果》

- ・いずれの研究校でも、代表生徒が意欲的にワークショップで事例や意見をだし、積極的に参加していた。
- ・「大人からの押し付けでなく、全校生徒がルール策定に関わったことで生徒の意識が高められた。(研究校)」
- ・「これまではスマートフォン等を介した生徒トラブルが発生していたが、この取組以降は今のところ、同様のトラブルは発生していない。」(研究校)



私たちのルール(日高高校)



ワークショップの様子
(芸術総合高校)

5 事業を成功させるためのポイント

《生徒の主体性と問題意識の喚起》

『私たちのルール』策定に向けて、生徒自身が主体性を持って、積極的に取り組む(考える)雰囲気を作り出すことが重要である。

各校のワークショップでは、活発に意見を出す生徒が多くおり、教員や外部講師はなかなか発言できない生徒に発言のきっかけを与えたり、言い換えてまとめたりしながら、生徒の自由な発言を上手に促していた。

生徒一人一人が、「自分で考えて『私たちのルール』を策定した。」という意識を持てるような取組にしていくことで、ネットいじめやネットトラブルの防止に向けた生徒の意識の高揚が図れるものとする。



スマートフォンの安全利用に関する講演会(皆野高校)

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

今年度の取組では、研究校から以下の課題が挙げられた。

- ① 高まった意識を継続すること。
- ② 策定されたルールを継続的に見直し、生徒の実情に合った「ルール」を維持すること。
- ③ 生徒自身が作成したルールを、生徒自身に定着させること。
- ④ ネットトラブルに関する教員側の知識の増強

「生徒自身による『スマホ安全利用私たちのルール』づくり」については来年度も実施する。上記の課題について検討を進めるとともに、生徒の持っている知識や情報を教員と共有していく手立てについても研究する予定である。



ワークショップの様子(蓮田松韻高校)

7 その他

特記事項なし

8 参考資料等

取組に関する資料を年度内には埼玉県HPに掲載する予定

テーマ「子どもたちを有害アクセスから守るために」

副題「生涯学習係 出前講座を活用した取組」

実施主体：石川県珠洲市教育委員会

協力団体：石川県珠洲市PTA連合会

《取組の概要》

児童・生徒のインターネット利用実態を踏まえ、インターネットへの接続について保護者の実感をもった理解を図るため、市教育委員会生涯学習係が出前講座を設け、各学校毎保護者や児童を対象に携帯音楽プレーヤーや携帯ゲーム機器等の危険性について実演を交えて行い、「子どもたちを有害アクセスから守る」気運を高め、全市的な運動へとつなげた。

1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

本市では、平成22年度より年3回の携帯電話・インターネット等利用状況調査を行っている。平成24年度から携帯電話の所持率が高まり、同年度3学期からは、携帯音楽プレーヤーやゲーム機器等を利用したSNSの利用を含むインターネット利用数が急激に増えた。また、その利用に端を発したいじめも見られるようになった。児童・生徒に情報モラルを育成するために、中学校だけでなく小学校でも児童対象の講習会を開催するなど啓発活動を行ってきたが、保護者の理解と協力が欠かせない。そのため、保護者が実感をもって取り組むことができるよう、生涯学習係の出前講座を利用して保護者への啓発活動を行い、全市的な取組へと発展させた。

2 実施スケジュール

- ・携帯電話・インターネット等利用状況調査(平成22年度より年3回実施)
- ・各学校における児童・生徒への情報モラル指導
- ・各学校における保護者への啓発活動(生涯学習係出前講座等)
- ・「珠洲市の子どもたちを有害アクセスから守る」運動の実施(平成26年12月より実施)

3 事業展開 (出前講座)

○携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーでのネット接続のほか、電話機として使えないスマートフォンからもネット接続が可能であることを実演し、あらゆる方法でネット接続できることを実感し、「情報」について深く考えることを主眼に展開した。

・小学生には、「情報発信」について、「自分のことを書き込む危険性」や「写真からどんなことが伝わるか」を段階的に考えさせた。



・中学生(ラインやフェイスブックなどのSNSを利用が増え始める)には、短文投稿による炎上の実例を示しながら、「短文の難しさ・伝わりにくさ」「いたずら気分の情報発信の先にあるもの」「情報発信者としての責任」などを伝えた。



・保護者には、「お子さんの未熟な判断が、人生を揺るがす大事につながることもあること」「制限をかけないと、日常生活で知り得ることのない特異な世界(自殺・解剖サイトなど)に簡単に踏み込めること」を伝え、保護者の姿勢と関わりのおおきにについて啓発した。



4 事業の成果(効果)

- ・インターネットへのアクセスに対する保護者の危険性認識の高まり
- ・携帯音楽プレーヤーやゲーム機器等身近な危機からネット接続できることの理解と保護者の責任についての認識の高まり
- ・市PTA、学校、行政が一体となった「珠洲市の子どもたちを有害アクセスから守る」運動の実施

5 事業を成功させるためのポイント

- ・学校が主体となった取組を充実すること
- ・保護者の理解を図るために多様な方法を工夫しながら継続して取り組むこと

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

- ・携帯電話・インターネット等利用状況調査項目に「珠洲市の子どもたちを有害アクセスから守る」運動に関する項目を加え、定期的の実態調査をし、実態に応じた活動を行うこと
- ・児童・生徒への計画的・継続的な情報モラル教育の実施
- ・保護者への啓発活動を多様な方法で継続して実施すること
- ・市PTA連合会、学校、行政が連携した取り組みの推進

7 その他

「珠洲市の子どもたちを有害アクセスから守る」運動(平成26年12月17日より実施)

- ・夜9時まで、インターネットに接続できる機器を保護者が預かる。(タブレット、PC、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機器など)
- ・インターネットに接続できる機器は、フィルタリング等をかけてから利用させる。

テーマ「親子で話そう!! ケータイ・スマホルール」

副題「自分よし・相手よし・みんなよし ケータイ・スマホはルールを守って使わせたい！」

実施主体：静岡県教育委員会社会教育課、静岡県ネット安全・安心協議会
協力団体：静岡県PTA連絡協議会

《取組の概要》

『親子で話そう!! ケータイ・スマホルール』作成及び配付
対象 県内全小学校5年生と中学校2年生の保護者
配付数 80,000部
配付時期 3月から5月



1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

静岡県の調査では、ネットに接続可能な家庭用ゲーム機の所持率が小学5年生で6割を超えています。我が子の持っているゲーム機がネットに接続できることを知らない保護者が多いことや、保護者の使い方を子どもが真似していること、携帯電話やスマートフォンの保持・利用層が低年齢化していることが静岡県ネット安全・安心協議会で話題となりました。

そこで、安全に、正しくインターネットを使うことができ、子どもたちがいじめや犯罪に巻き込まれたり、ネット依存状態に陥ったりすることがないように、家庭教育の中でルールやマナーを具体的に話し合ってもらえる機会を提供したいと考えました。

保護者の手元に届き、捨てられにくい啓発リーフレットとするため、トイレや冷蔵庫などの目に付く場所に貼っておけるカレンダーの工夫を盛り込み作成しています。

2 実施スケジュール

- 4月 デザイン協力大学生の募集
- 5月 協議会にてルールの見直し、改善点の検討
- 7月 参画学生への趣旨説明・デザイン製作
- 10月 協議会にて校正・検討
- 1月 カレンダーの完成、発送準備
- 2月 「春のあんしんネット新学期一斉行動」と併せ配付



デザイン／静岡文化芸術大学デザイン学部 山本 涼介さん

*各学校は、春休み前の指導、4月の参観会、遅くとも5月PTA総会までに配付

3 期待される効果

静岡県ネット安全・安心協議会は、有識者、「安全教室」を開催している講師(県内NPO団体)、SNS事業者、携帯電話等販売事業者、警察、教育行政関係者で構成され、現在起きているトラブルや、今後を見据えて情報交換をしながらケータイ・スマホルールの作成にあたっています。

保護者が携帯電話等を買うと与える目的は、防犯や連絡手段のツールであることに対し、子どもはSNSを活用することやゲームに夢中になってしまう傾向があるため、各家庭内で最低限話し合ってもらいたい内容を、「6つのルール」に絞り、わかりやすい例をあげてまとめました。

具体的に話し合う材料を提供できたことで、曖昧な約束にとどめず、守れなかったときはどうするかを含めて宣言できます。親子で話し合ってみて決めたルールは継続できると期待します。時々守ることができているか、親子の意思確認に活用してほしいと思います。

4 ルールの一例紹介



ルール3 「ケータイ・スマホに依存した生活をしない」

ケータイ、スマホ、ゲームなどをやった時間を追ってみよう。使いすぎではありませんか？

	7時	8時	9時	10時	11時	12時	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時
ある平日																
ある休日																

□守れた □少し守れた □守れなかった

**ケータイなどの利用は
使う時間を決めておこう！**

☆すぐに返事ができない事は友達に伝えておこう！

ケータイ
スマホは  時まで

夜

ゲームは  分まで

1日

ワンクッション、話し合ってから決めたい時間を定めておこう！

5 事業を成功させるためのポイント

(1) 連携と協働

県PTA連絡協議会より、使い方や使用時間の目安が示されました。県教育委員会は、PTAの活動に賛同しながら、カレンダーにコメントを掲載し、家庭でのルール作りを保護者に呼びかけています。

また、官民協働事業として、「小中学校ネット安全・安心講座」を開催しています。その中でも『親子で話そう!!ケータイ・スマホルール』を紹介し、各家庭で活用してもらおう働きかけをしています。



(2) ルールの精選と「親子で話し合っ決めて」ことを推奨

現状のトラブル事例から対策やルールを伝えることは大切ですが、新たなトラブル事例が次々に発生します。子どもたちを被害者にも加害者にもさせないため、最も基本となるルールを精選し、実態に応じて見直しをしていくことが必要です。

使う目的をきちんと話し合っほしいので、ルールは一方向的に大人が決めるのではなく、子どもと「話し合っ決めて」ことを推奨しています。

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

平成27年度から、『ふじのくに「ケータイ・スマホルール」アドバイザー養成講座』を開催します。

保護者を対象に、「家庭で話し合っルールを作る大切さ」を伝える講習会を開催できる人材育成により、保護者会等の様々な場面で、『親子で話そう!!ケータイ・スマホルール』を保護者に周知していきます。

7 参考資料等

静岡県教育委員会 社会教育課ホームページ内

<http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-080/tyuugakuseitotomoni/ke-taisumaho.html>

検索ワード「静岡スマホルール」

テーマ「インターネットの危険性・依存性から子どもたちを守るために」

副題「携帯電話・スマートフォン・ソーシャルメディア等の適切な使い方」

実施主体：京都府京都市教育委員会

《取組の概要》

1 携帯電話市民インストラクターによる啓発活動

携帯電話やスマートフォン、ソーシャルメディアを含むインターネットの『危険性』や『依存性』について、市民目線で保護者に啓発する「携帯電話市民インストラクター」を養成し、各学校・幼稚園等での啓発講座の実施等、地域に根差した草の根的な啓発活動を展開している。

2 子どもと大人が自ら考え、解決策を探るワークショッププログラム

インターネット利用に伴う問題を予防・解決するため、子どもが主体的に保護者と共に課題を共有して自ら解決策を探るとともに、保護者の課題意識向上にもつながるプログラム(授業モデル)を作成している。

1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

京都市では、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くために、市民共通の行動規範として「子どもを共に育む京都市民憲章(愛称:京都市はぐくみ憲章)」(以下、「憲章」)を平成19年2月に制定し、実践行動の輪を広げている。「インターネット・携帯電話の弊害」については、憲章制定時から子どもの命を脅かす緊急の課題として掲げられ、その課題解決に向けて、「携帯電話市民インストラクターによる啓発活動」をはじめとする様々な取組を進めてきた。

平成26年度憲章の「行動指針」の重点行動の1つに、「ソーシャルメディアの利用に潜む危険性から子どもを守ります！」を掲げている。

＜京都市はぐくみ憲章 行動理念＞

わたしたちは、

- － 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- － 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- － 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- － 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
- － 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- － 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。



2 事業展開

1 携帯電話市民インストラクターによる啓発活動

PTAや子育て支援活動に携わっている方を「携帯電話市民インストラクター」として養成し、学校・幼稚園や児童館、少年補導委員会等において「ケータイ講座」進行役として、保護者・市民に最新情報を提供し、その情報をもとに、保護者と共に考える啓発講座を実施している。

＜主な啓発内容＞

- ◆子どもを取り巻くインターネット環境の現状やフィルタリングの必要性
- ◆家庭でのルールづくりの重要性
- ◆親子のコミュニケーションの重要性



2 子どもと大人が自ら考え、解決策を探るワークショッププログラム

子どもたち自身が、ソーシャルメディア(インターネット)の利用に伴う危険性・依存状態について知り、その不適切利用を予防・解決するため、子どもが保護者と共に課題を共有して自ら解決策を探る。そうすることで、適切な利用法を子どもたちが主体的に身につけるとともに、保護者の課題意識の向上にもつながるようなプログラムを作成し、現在試行実施している。

プログラムの一例

	所要時間	主な内容
アンケート	事前実施	所持率、使用率、課題に対する意識
問題提起	20分	インターネット環境、問題について情報提供
熟議	30～60分	インターネット利用の実態や課題、対策について子どもたちが少人数で協議(状況に応じてPTAや地域の大人が進行役として参加)
発表 まとめ	10分	熟議の内容を発表



3 事業の成果(効果)

1 携帯電話市民インストラクターによる啓発活動

講座終了後のアンケートでは、

- ◆まずは大人が、携帯電話やスマートフォンの知識や適切な使い方を身に付け、子どもの見本となるのが大切だと感じた
 - ◆親子でしっかり話し合っ、約束事を決めたいとスマートフォンを与えようと思う
 - ◆親子の日々のコミュニケーションの大切さが分かった。家族みんなで使い方について話し合おうと思う
- 等の記載が見られるうえ、約95%の参加者が、「参加して良かった」と回答している。

2 子どもと大人が自ら考え、解決策を探るワークショッププログラム

試行実施後の子どもたちのアンケートでは、

- ◆今まで何気なく使っていた携帯電話について深く考えることができた
 - ◆友達の意見を聞いて、自分では気付きにくい問題点を知ることができて良かった
- 等、自分自身の問題としての記載が見られる。

4 今後の展開(継続・発展させていくために)

「携帯電話市民インストラクター」からの情報提供だけでなく、自分自身の問題として考える仕組みづくりとして、平成27年度中にプログラムを作成し、平成28年度から、各学校での本格実施を目指す。プログラムを有効なものとして実施できるよう、問題提起を担うインストラクターの新規養成及び資質向上や、最新情報・資料の提供等、サポートの充実を図る。

5 その他

京都市「子どもの『インターネット』利用に関する連絡会議」(平成19年度～)

PTA・学校・市民団体・行政機関に携帯電話事業者・SNS事業者・ゲーム事業者も参画し、子どものインターネット利用のあり方について検討するとともに、子どもたちの命を守り、子どもたちを健やかで心豊かに育むための社会環境の構築に向けた取組を社会全体で推進する。

ケータイ教室(平成19年度～)

携帯電話事業者との連携により、児童生徒向けに、携帯電話・インターネットの危険性等を伝える授業を実施している。

学校非公式サイト等のネット監視システム(平成22年度～)

インターネット上の誹謗中傷や個人情報の書込みを早期発見・解決するため、京都府教育委員会と連携し、ネット上の書込みの監視を実施している。

ノーテレビ・ノーゲーム・ノーケータイデー(平成20年度～)

京都市PTA連絡協議会が毎月16日を「ノーテレビ・ノーゲーム・ノーケータイデー」に設定し、電子メディアへの長時間の接触など、大人を含む生活習慣の見直しや、家族のふれあいについて改めて認識を深める取組を進めている。

テーマ「ネットトラブルから子どもを守る協働会議」

実施主体：兵庫県教育委員会

協力団体：兵庫県健康福祉部こども局青少年課 兵庫県警察 神戸市教育委員会
兵庫県私学総連合会 兵庫県立大学 NTT西日本(株)

《取組の概要》

- (1) 県教育委員会、県警、県立大学、各関係機関、民間企業が連携を密にして情報モラル向上を図る
- (2) 喫緊の課題に関する情報共有と各機関で行う取組での連携と協働
- (3) ネットトラブルに対するこれまでの取組内容及び方法の成果と課題についての協議
- (4) ネットトラブルに関する教材の作成と効果的な活用についての協議
- (5) 教員の情報モラル指導力の向上及び効果的な研修方法についての協議

1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

スマートフォンやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等の情報手段が急速に普及する中で、インターネット上のトラブルから児童生徒を守るため、教育委員会と県警及び関係機関等による連携体制の強化・充実を図るとともに、情報モラル教材の開発及び研修方法等の検討等、教職員の情報モラル指導力の向上を図る。

【課題】

- ・児童生徒のスマートフォン等によるインターネット利用については、学校での指導や県警の防犯教室(年間約600ヶ所)を実施しているが、依然、SNS利用による対人関係の悪化や悪ふざけ投稿(いわゆるバカッター問題)等のネットトラブルが起きている。また、スマートフォン等の長時間の使用によるネット依存の傾向等の問題も起きている。
- ・契約者である保護者が子どものインターネットの利用状況や危険性を把握仕切れていない。
- ・スマートフォン等の利用実態を把握し、インターネット上での危険性を正しく理解させる等、学校・家庭・地域が連携して、児童生徒に適切に指導する必要がある。

2 実施スケジュール

- 平成26年 6月23日(月) 作業部会
- 平成26年 7月 1日(火) 第1回協働会議
- 平成26年 7月30日(水) 作業部会
- 平成26年12月16日(火) 作業部会
- 平成27年 2月10日(火) 第2回協働会議

3 事業展開

- (1) ネットトラブルから子どもを守る協働会議の設置
 - ・ネット利用に伴う危険やネットトラブルを未然に防止に向けた情報共有
 - ・児童生徒の情報モラルを高める取組の協議
- (2) 構成員相互が活用できる教材等の開発
 - ・教材リンク集の開設
 - ・校内研修用パッケージの作成
 - ・動画教材の開発
- (3) 連携による講師派遣及び資料提供
 - ・地区別情報教育研修会の実施と県警、大学からの講師派遣
 - ・県警サイバー犯罪対策課による防犯教室との連携



(ネットトラブル防止啓発動画)

4 事業の成果(効果)

(1)教材リンク集の開設

文科省、総務省、警察庁、県警、各関係機関が作成した資料や教材等を、県教育委員会のホームページから閲覧できるように、各団体に許諾を得た上でリンク集を開設し、研修等で活用を促した。

(2)教材の作成

協働会議の作業部会において出された子どもを守るためのキーワードをもとに、「フィルタリングの徹底」、「消える記憶と消せないキロク」、「SNSの利用について」を作成し、校内研修等での活用を促した。

(3)ネットモラル向上の「主体的な取組」の紹介

県下で実施されている「ネットモラル向上の主体的な取組」を、県教育委員会のホームページ上で紹介し、今後の各地域や各学校での取組の参考となっている。

(4)動画の作成

県立大学生と警察官の座談会形式で、スマートフォンやアプリの利用に伴う危険性等を伝える動画を作成して県の教育用サーバ上に提示し、全市町で閲覧が可能となる予定である。

5 事業を成功させるためのポイント

(1) 関係機関と綿密に連携を図る(官、民、学の協働体制)

子ども達をネットトラブルから守る(未然防止)という目的のもと、各機関で実施している事業や取組について情報共有し、イベントや研修会の講師派遣、資料提供など積極的に相互に協力し事業の内容を充実させ、連携を図ってきたこと。

(2) 児童生徒の「主体的なルールづくり」につなげる

児童生徒のネット利用の実態を把握するにあたっては、児童生徒自身がアンケートの作成に関わって調査を行うこと。また、普段の生活を振り返りながら調査結果を分析し、よりよいネット利用に向けて、教員や保護者の指導だけでなく、児童生徒が主体的に話し合っただけでなく、児童生徒が主体的に話し合っただけでなく、ルールを家庭・地域等にも示し、児童生徒の主体的な取組で、情報モラルの向上が図れるようにしてきたこと。

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

(1) ALLひょうごでの取組をより一層進める

協働会議を機会に、各関係機関との連携が密になり協力体制が整ってきたので、ネットトラブルから子どもを守る取組をALLひょうごで一層進めていく。

(2) 作成した教材の活用

県下に配置された情報教育専門推進員を中心に、地区別情報教育研修会で教材を活用し、各校の担当教員の指導力を高め、校内研修の充実につなげる。

(3) 先進的で効果的な取組の啓発

学校・家庭・地域等へホームページや研修会、イベント等を通じて紹介し、県下で「ネットモラル向上の主体的な取組」が広がるように、各種広報活動を積極的に活用する。

7 参考資料等【兵庫県教育委員会HP】

(1) ネットトラブルから子どもを守る教材リンク集

【URL】<http://www.hyogo-c.ed.jp/~board-bo/>

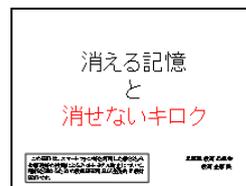


(2) ネットモラル向上の「主体的な取組」が推進されています！

【URL】<http://www.hyogo-c.ed.jp/~board-bo/>



(3) ネットトラブル等校内研修用パッケージ 【URL】<http://www.hyogo-c.ed.jp/~somu-bo/index.html>



電子メディアに関する講習会「ケータイ出前講座」の開催

実施主体：広島県広島市教育委員会
 協力団体：広島県広島市電子メディア協議会

《取組の概要》

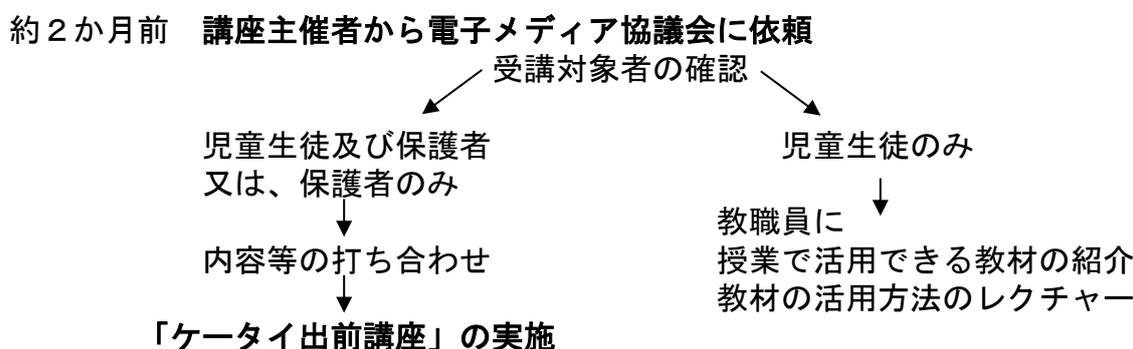
小・中学校やそのPTA、地域の各種団体等からの要望で、電子メディア協議会から派遣された電子メディア・インストラクターが、保護者や教職員、児童生徒などを対象に、子供たちのネット遊びの現状やインターネットのメディア特性と危険性、保護者の果たす役割と期待などの内容で講習会を実施する。

1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

急速な情報化の進展は、子どもを取り巻く環境を大きく変化させ、電子メディアの長時間の視聴により基本的な生活習慣の形成への阻害をもたらしたり、インターネットを介して犯罪に巻き込まれるきっかけとなったりするなど大きな問題を生み出しており、携帯電話やテレビなどの電子メディアと子どもたちとの健全なかかわり方が重要な課題となっている。

このため、本市では「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」を制定し、条例の目的を達成するために、青少年、保護者等、事業者及び市民に対し、青少年と電子メディアとの健全な関係づくりのための知識の普及、情報の提供、学習の機会の提供、その他啓発活動を推進することとした。

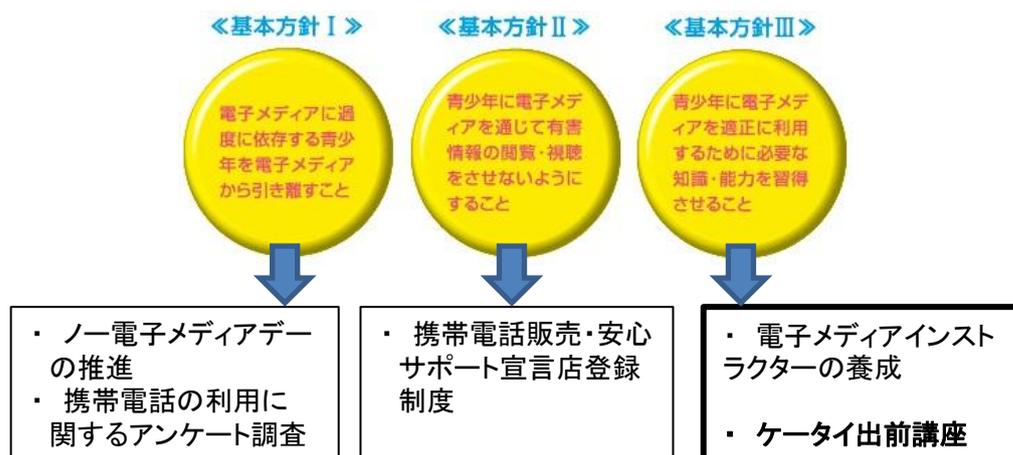
2 実施スケジュール



3 事業展開

「広島市青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」(平成20年3月制定)

条例に示されている3つの取組の基本方針に沿って事業を実施



4 事業の成果

「ケータイ出前講座」参加者の感想

- ・無料ゲームサイトの登場により新しい落とし穴ができたということ、初めて知ることができました。
- ・ジュニア携帯のため、「持たせっ切り」になっていることに、気付かされました。
- ・私はケータイでメールやテレビ、ゲームなどいろいろできるから早く欲しくてたまりませんでした。けど、家にあるテレビやゲーム、電話で十分だと思いました。(小学生)

○「ケータイ出前講座」開催回数・参加人数

H21年度(2009年度)	30回	2,532名
H22年度(2010年度)	48回	3,285名
H23年度(2011年度)	48回	9,092名
H24年度(2012年度)	33回	5,885名
H25年度(2013年度)	92回	13,208名

○電子メディア・インストラクター認定者数

H20年度(2008年度)	合計	11名
H21年度(2009年度)	合計	24名
H22年度(2010年度)	合計	51名
H23年度(2011年度)	合計	63名
H24年度(2012年度)	合計	96名
H25年度(2013年度)	合計	121名

「ケータイ出前講座」は平成21年度から開催しており、開催回数・参加人数が大きく増加している。講座に派遣する「電子メディア・インストラクター」の認定者数も年々増加し、学校やPTA、地域の各種団体に認知されつつある。



5 事業を成功させるためのポイント

- ・電子メディア・インストラクターが、保護者などを中心に構成されていること。
- ・「ケータイ出前講座」への派遣が、当該学区(中学校区単位)あるいは同区内のインストラクターを原則としていること。

これらのことから、保護者、地域の力を学校の取組で活用することができ、学校間の連携やPTA協議会等を通じて活動が広まる。

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

電子メディアの世界は日進月歩で、新しい情報は止めどなく溢れ出ている。とりわけ、スマートフォン等の新たなインターネット接続端末の危険性等、常に新しい情報を取り入れながら、今後も、講座主催者との意見交換を重ね、参加者の年齢層や立場なども考慮して、パワーポイントを使った説明型の講習会から、親子の絆をつくる「コーチング」や徹底的にしゃべり合う「しゃべり場」などの受講者参加型の内容を増やしながらか進めていく。



7 参考資料等

広島市電子メディア協議会 | facebook
<https://ja-jp.facebook.com/hiroshima.denme>

事業名「いじめ防止サミット in 北九州」

テーマ「いじめを生まない携帯電話やスマートフォンの使い方やルールについて」

実施主体：福岡県北九州市教育委員会

《取組の概要》

- 北九州市では、9月をいじめ撲滅強化月間としており、「いじめ撲滅」に向けて取り組む全市共通のテーマを、8月の当サミットにおいて、市内国公立全小・中学校（194校）代表児童生徒による話し合いにより決定する。決定した内容については、代表児童生徒がそれぞれの学校にもち帰り、内容を各校の児童生徒に伝えることで、「いじめ撲滅」に向けて、市内児童生徒が一つになった取組を進めている。

1 本事業に取り組んだ理由（課題を含めて）

- いじめの問題に対して、北九州市では、平成18年より毎年サミット、フォーラムを開催するなど、継続して取り組んできた。平成23年の大津いじめ事件を受け、平成25年に市内全小中学校代表児童生徒参加によるサミットを開催した。近年、インターネット上での誹謗中傷などのいじめの問題は、全国的に後を絶たず、本市においてもより一層指導の充実を図る必要がある。そこで、ネットいじめをはじめとする全てのいじめをなくすため、本市では市内全ての学校が同じ目的意識をもって、子どもたちが主体的にいじめの問題について考え、いじめ撲滅への意識の高揚を図ることを目的として、本事業を開催している。本年度は、携帯電話やスマートフォンなどの使用によるネットトラブルを協議の柱として、本事業に取り組んだ。

2 実施スケジュール

- 第1回実行委員会（4月23日）
- 第2回実行委員会（5月14日）
- 第3回実行委員会（7月25日）
- いじめ防止サミット in 北九州（8月11日・12日）
 - ・1日目 グループ会議、全体検討会
 - ・2日目 全体会議（各グループからの発表・いじめ撲滅スローガンの発表）



【グループ会議の報告】

3 事業展開

- 8月11日（1日目）
 - ・ 今年度は、サミットに市立130校の小学校と62校の中学校、福岡教育大学附属小倉小・中学校から各3名ずつ、約600名の児童生徒が参加。
 - ・ 小学校19グループ、中学校9グループに分かれて「昨年度はいじめ撲滅の取組を振り返り、今年度どのようにつなげていくか」、ケータイ・スマホ夜10時オフ等の「いじめを生まない携帯電話やスマートフォンの使い方やルール」について小集団での協議。
 - ・ その後の全体検討会で、各グループの代表者がグループ会議の結果を発表し、コーディネーターが全グループの意見を集約して今年度の取組を提案し、全会一致で採択。
- 8月12日（2日目）
 - ・ 代表児童生徒、教員、保護者など約1500名の参加と、文部科学副大臣他、多くの来賓を迎え、全体会議を開催。
 - ・ いじめの問題について、特色ある取組をしている小学校、中学校の実践発表と特別支援学校の取組、さらに福岡市のいじめ撲滅の取組を紹介。
 - ・ 「いじめ撲滅スローガン」「いじめ撲滅宣言」と「いじめを生まない携帯電話やスマートフォンの使い方やルール」を会場全体で唱和し、いじめ撲滅に向けて北九州市全体で取り組むことを宣誓。

4 事業の成果(効果)

(採択された今年度の取組)

①昨年度の取組を継続する。

- いじめ撲滅スローガン「なくそういじめ！ふやそう笑顔！」
- いじめ撲滅宣言
 - ・ 私たちは、自分やみんなの心と体を気にかけて大切にします。
 - ・ 私たちは、あなたの悲しみを自分の悲しみとして受け止めます。
 - ・ 私たちは、いじめを許さず、仲間と一緒に考えます。
 - ・ 私たちは、自分ができることから実行し、いじめのない北九州市をめざします。
- クローバーキャンペーン
 - ・ いじめをしない意思を示すためのシール、全児童生徒に配布
- いじめ撲滅啓発ポスターの作成



【クローバーシール】



【啓発ポスター】

② いじめを生まない携帯電話やスマートフォンの使い方やルールについて

- ・ ケータイ・スマホ 夜10時オフ
- ・ 相手を傷つけることは使わない
- ・ 困ったときは大人に相談する

成果としては、携帯電話の使用時間やメール文への配慮、困ったときの対応といった、いじめの問題だけではないネットトラブル・ネット依存に対する児童生徒の意識を高めることにつながった。

5 事業を成功させるためのポイント

○ 実行委員会による企画・運営

- ・ サミットの開催においては、子どもたちが主体的にいじめの問題を考えることが重要である。

そのために、市立小中学校の各区代表児童生徒14名の実行委員を選出して、会議の中で話し合いの柱を考えたり、サミットの中での役割を確認したりする会議を開催した。

- ① 第1回実行委員会 昨年度のいじめ防止サミットの振り返り
- ② 第2回実行委員会 サミットにおける協議内容の決定と各校への周知
- ③ 第3回実行委員会 サミット当日の仕事の内容の確認と分担

○ 広報活動

- ・ 9月の始業式に、校長が全校児童生徒にサミットの報告を行った。また、サミットに参加した代表児童生徒も集会行事等でサミットの報告を行った。
- ・ サミットを編集したDVDを全校配付し、児童生徒だけでなく、保護者、地域の関係者への広報を推進した。



【実行委員会での話し合いの様子】

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

- ネットいじめ等のインターネット上のトラブルは、年々、増加している。今後も社会の情勢や児童生徒の実態に応じた課題を設定していくことが重要である。
- サミットで採択した取組を実効性のあるものにするためには、各学校における積極的な取組を進めることが大切である。「いじめ撲滅宣言」を児童生徒及び保護者に周知して取組を定着させる。
- 本事業を推進していくためには、学校・保護者・地域が一体となって進めていくことが効果的である。北九州市PTA協議会等の関係機関との連携を図りながら、継続・発展させていく。

7 その他

(参観者からの感想)

- 子どもたちの一生懸命な姿に感心した。大人が決めたことをするのではなく、実行委員で方向性を確認し、各学校で話し合ってもらい、それぞれの意見を持ち寄って考えていた。子どもたちが主体的に取り組んでいたところがよかった。
- 子どもたちから相談されるような、信頼される大人にならないといけないなと感じた。
- 文字だけでは、思いが伝わらない。直接会って話をすると聞いていた小学生がすばらしいと思った。

8 参考資料等

・北九州市教育委員会ホームページ
(<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kyouiku>)

事業名「ネット問題対策事業委員会」

～大学生ネット指導者とともに、児童生徒が主体的にネット利用を考える検証授業～

実施主体：鹿児島県教育委員会

協力機関：鹿児島県PTA連合会、鹿児島大学教育学部、鹿児島市教育委員会、NPO法人ネットポリス鹿児島、薩摩川内市立隈之城小学校、鹿児島市立鴨池中学校、鹿児島県立明桜館高等学校

《取組の概要》

市町村教育委員会や各学校、関係機関との連携を図り、ネット依存傾向やネットトラブルなどの未然防止、早期解決、情報モラル育成のための調査・研究をもとに、大学生を対象にネットトラブル等に対応できる指導者として児童生徒が主体的にネット利用を考えるプログラムを作成し、検証授業を行う。

1 本事業に取り組んだ理由

鹿児島県教委では、例年実施している「インターネット利用等に関する調査」に加え、平成26年度は新たに「インターネットの長時間利用に関する緊急調査」を行った。

それらの調査結果から、スマートフォンの所持率は全校種で増加しており、インターネット利用に関し、「長時間利用している」、「睡眠不足になった」、「携帯電話を手放せない」などと回答した児童生徒は、小学校14.3パーセント、中学校36.6パーセント、高等学校54.7パーセントとなっており、児童生徒のインターネット利用について家庭内ルールやフィルタリングの設定を一層推進するとともに、インターネットの利用に関するルール等について、児童生徒が主体的に考える機会が必要であると考えた。

2 実施スケジュール

- ・「ネット問題対策委員会」(全3回)
 - 第1回：平成26年11月27日
 - 第2回：平成26年12月15日
 - 第3回：平成27年2月10日
- ・「検証授業」
 - 小学校：薩摩川内市立隈之城小学校6年(平成27年2月20日)
 - 中学校：鹿児島市立鴨池中学校1年(平成27年2月13日)
 - 高等学校：鹿児島県立明桜館高等学校1年(平成27年2月16日)
- ・委員：学校代表、保護者代表、医師、指導主事等、大学生ネット指導者(教員を希望する県内の大学生)
- ・授業者：各校教諭及び大学生ネット指導者(各学校へは大学生3～4人を派遣)

3 事業展開

- 【第1回ネット問題対策委員会】
 - ・ 児童生徒のネット上のトラブルの実態について
 - ・ ネット上のトラブルへの対処について
 - ・ 派遣プログラム(学習指導案)の検討
- 【第2回ネット問題対策委員会】
 - ・ 講演「ネット依存に関する問題」(心療内科医)
 - ・ 児童生徒への指導について
 - ・ 派遣プログラム(学習指導案)の作成
- 【第3回ネット問題対策委員会】
 - ・ 派遣プログラムの作成
 - ・ 検証授業に係る指導内容の確認及び模擬授業
- 【検証授業】
 - ・ 小学校6年「なかよくつき合おう ゲームやネット」
 - ・ 中学校1年「インターネットの利用について考えよう」
 - ・ 高等学校1年「ネットコミュニケーションについて考える」



<p>第6学年学級活動学習指導案</p> <p>単元名：なかよくつき合おう ゲームやネット</p> <p>単元目標：1. ネット利用のメリット・デメリットを説明し、安全なネット利用のルールを話し合える。2. ネット利用のデメリットを説明し、トラブルの対処方法を話し合える。</p> <p>学習のねらい：1. ネット利用のメリット・デメリットを説明し、安全なネット利用のルールを話し合える。2. ネット利用のデメリットを説明し、トラブルの対処方法を話し合える。</p> <p>学習のねらい：1. ネット利用のメリット・デメリットを説明し、安全なネット利用のルールを話し合える。2. ネット利用のデメリットを説明し、トラブルの対処方法を話し合える。</p>	<p>なかよくつき合おう ゲームやネット</p> <p>6年 級 名 前：</p> <p>☆ ゲームやインターネットの使い方、「問題だぞ!」「よくないぞ!」と思えるときは、どんなことでしょう。</p> <p>どうすれば、いいかな? ~自分の考えや、参考に思った友達の見解を書いてみよう~</p> <p>「必ず、守るよ! 早くわたしの行動宣言!」</p> <p>ゲームやインターネットと上手につき合うために、</p> <p>します!!</p>
--	--

4 事業の成果(効果)

児童生徒にネット依存等の問題を効果的に訴えるため、大学生を小・中・高校に派遣し、話し合い活動に大学生も加わり、体験談や使い方の助言を行うことで、児童生徒が自分たちでルールを作るなどの成果がみられた。

大学生は児童生徒にとって年齢的に近いこともあり、本音の意見を引き出すことができた。また、インターネット等の問題が身近かな問題として児童生徒の自覚化を促すことができた。

【児童生徒が提案したルール】

○ 小学校

「ゲームの時間を決める。寝る時間を決める。外で友だちと遊ぶ時間を大切にする。」など各自の利用の仕方をふり返り、各自の行動宣言を考えて発表することができた。

○ 中学校

「充電器を保護者に預けて、充電は週に2回とする」

児童生徒の話し合い活動で学級のルールを決定し、今後も定期的に取り組状況を確認することを話し合った。

○ 高校生

「大事なことはネットに書かない。直接的コミュニケーションを大切にする。自分勝手にならない。」などトラブルの未然防止のために心がけることを具体的に考え、協議することができた。



5 事業を成功させるためのポイント

県PTA連合会との共催で、教職員や保護者を対象にした「ネット問題対策研修会」を開催し、家庭内ルールの必要性やフィルタリングの具体的な設定方法の周知を図るとともに、各学校における取組を促した。

大学生ネット指導者について、大学の授業との関係上、ネット問題対策委員会における研修や指導案作成に、毎回参加することが難しい状況であったが、テレビ会議を活用した情報交換や、全員に録画記録を配付することで、協議内容を情報共有することができた。

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

大学生の指導者としての派遣については、実践を積み重ね成果と課題について検証を行う。

今後、このような取組の成果を他の学校にも周知し、児童生徒の主体的な活動を一層推進するために、大学生の派遣校を増やす予定。

関係機関と連携し、児童生徒や教職員への啓発を図りつつ、インターネットの利用に関する全県的なルールづくり等について検討を進める予定。

7 その他

【ネット問題対策研修会の概要】(平成27年2月3日開催、教職員・保護者等約300人参加)

1 本県の現状と対策について

2 講演及び質疑応答

「スマホ時代に対応した生徒指導・教育相談～ネットやスマホが苦手でも指導に困らない～」

3 学校・家庭における具体的な取組について(情報提供及び意見交換)

- ・ 学校ネットパトロール事業における検索・監視結果からの現状と課題
- ・ 子どもの人生を守るためのフィルタリング活用法
- ・ PTAとの連携について

8 参考資料等

鹿児島県教育委員会ホームページ

ホーム>教育・文化・交流>学校教育>生徒指導>ネット問題対策事業委員会における検証授業について

URL:<http://www.pref.kagoshima.jp/ba04/kyoiku-bunka/school/shidou/net-jugyou.html>

テーマ「生徒会による自主的な携帯電話マナー向上の取り組み」

副題「三者協議会(モスサミット)の話し合いを通して」

実施主体：青森県立三沢高等学校生徒会

《取組の概要》

3年前から生徒・保護者・教職員が校内の問題について公開の場で協議する三者協議会(モスサミット)が始まった。この三者協議会(モスサミット)のなかで携帯電話のルールについての話し合いが継続的に行われている。生徒側は携帯電話・スマートフォンの使用ルールの緩和を求めると同時に、生徒自身のマナー向上にも積極的に取り組んでいる。学校のルール作りに生徒が関わることで、生徒が携帯電話のルールについて多面的に考えることができ、規範意識の向上につながっている。

1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

本校では、携帯電話・スマートフォンの校内での使用が禁止されている。使用することができるのは玄関を出た校舎外で、時間は放課後とされている。しかし、雨の日や吹雪の日などには保護者と連絡を取るために外に出なければならない、生徒から不便であると不満が出ていた。一方で、ルールに違反して授業中や昼休みに携帯電話・スマートフォンを使用し指導を受ける生徒も後を絶たなかった。本校では携帯電話・スマートフォンを校内で使用した場合は、生徒指導部で預かり反省文を提出させてから返却している。このような厳しい指導にもかかわらずあまり効果はなかった。

平成24年度から校内の問題を生徒・保護者・教職員が協議する場として三者協議会(モスサミット)が始まった。現在まで試行を含め6回開催されたが、携帯電話のルールについては生徒が最も関心のある協議題として4回協議されている。

2 実施スケジュール

三者協議会(モスサミット)は1年に2回、9月と2月に開催されている。開催に先立って生徒会はアンケートを実施し、生徒の要望を集約する。その結果に基づいて生徒・保護者・教員の事務レベルの会議が開催され協議題が決定する。協議題が決定した後も、生徒たちはアンケートなどの調査や資料作成、話し合いなどを持ち生徒側の考えを集約していく。

三者協議会(モスサミット)終了後は協議結果を三者が持ち帰り、協議内容を報告するとともに、実施可能と判断したものに関しては実行に移していく。

3 事業展開

三者協議会(モスサミット)の話し合いを受けて生徒会は携帯電話の違反者をなくするという方針を掲げ、執行部だより『Viva生徒会』で携帯電話の違反者の推移を全校生徒に報告し、登校時に玄関で携帯電話の電源を切ることの呼びかけ等をおこなった。次のモスサミットではこれらの取り組みの状況が報告された。

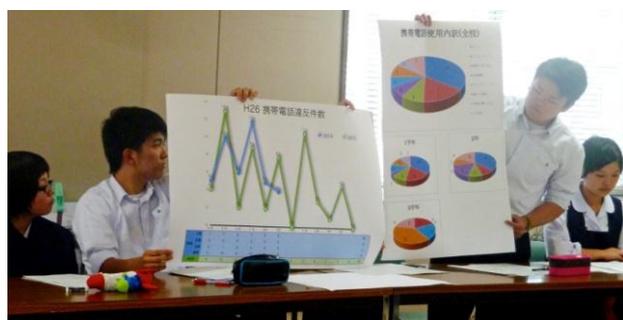
第4回 MOSS SUMMIT
三者協議会

日時：9月30日(火)14:00～16:00
場所：三沢高校大会議室

協議題：
① 携帯電話のルールを寛容してほしい(生徒側から)
② 携帯電話のルールを寛容してほしい(生徒側から)
③ 自校卒業生への影響も考えてほしい(生徒側から)

参加者大募集!

- 生徒・保護者・教員が対等に話し合います
- 話し合いで学校を良くする取り組みです
- 「開かれた学校づくり」を目指しています
- 生徒会役員・PTA役員以外の生徒・保護者もオブザーバーとして参加することができます



4 事業の成果(効果)

- ①三者協議会(モスサミット)での話し合いによって、生徒はルールの必要性について自分達だけの視点ではなく、保護者側や教員側の視点など多面的に考えることができるようになった。
- ②生徒たちは意見を表明する機会を与えられたことによって、自分達の責任を果たそうとするようになり、生徒会を中心に自主的な携帯電話・スマートフォンの使用マナー向上の取り組みが始まった。
- ③生徒会が携帯電話・スマートフォンについて取り組みを始めたことによって、携帯電話・スマートフォン問題の解決を公約に生徒会役員に立候補する生徒が出るなど、携帯電話・スマートフォンの使用マナーについての生徒の関心が高まりつつある。その結果、ルールを守らず指導をうける生徒は減少傾向にある。



5 事業を成功させるためのポイント

- ①生徒による自主的な取り組みが低下すると生徒の意識も低下し、違反者が増える傾向が見られる。三者協議会などの場で積極的に取り上げて話し合いを継続していく必要がある。
- ②生徒による自主的な取り組みは、生徒の主体性や問題意識を重視しつつ、教員が見通しをもって指導しながら進めていく必要がある。
- ③携帯電話の問題に限らず、様々な校内の問題に関して生徒と話し合っ規則を決める教員間の合意作りが必要である。
- ④三者協議会などの話し合いを生徒会執行部内に留めるのではなく、全校生徒に広めていくための工夫が必要である。
- ⑤生徒の自主的な取り組みの一方で、マナーについての指導のための携帯・ネット安全講座やルール違反者に対する個別指導は並行して行っていく必要がある。

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

今後も、生徒側による自主的な活動と教員側の携帯電話・スマートフォン・インターネットのマナーについての指導の2本立てで取り組みを行っていく。

生徒側の自主的な活動は(1)生徒を交えたルール作りの取り組み、(2)生徒がそのルールを検証し生徒自身に呼びかけていくこと、が大きな柱となる。生徒を交えたルール作りについては生徒と教職員、保護者で合意の上で実施していきたいと考えている。

携帯についての話し会 for Mossサミット

携帯についてのシンポジウム

9月27日(金)にMossサミットが開かれます。
Mossサミットにはみなさんの意見が必要です。
携帯の校則についてみなさんご考えてみませんか?

日時: 9月6日(金)16:00~
場所: 7号館(生徒会室) こんな思い出してあげよう!!
お茶とお菓子を提供します!!

放課後1ヶ月が使えるくらいになったなあ...
親との連絡がとれない...

Viva 生徒会
三沢高校生徒会 2013・9・2

さあこそ、これでいいの?!!

～携帯違反者報告～

4月

学年	件数
1年生	1
2年生	2
3年生	1

5月

学年	件数
1年生	10
2年生	0
3年生	0

4月は、1年生1件、2年生2件、3年生1件で、そのうちの2件が電源の切り忘れによるものでした。
5月は、1年生10件、2年生0件、3年生0件で、そのうちの2件が電源の切り忘れによるものでした。
5月は1年生だけで10件でした。

。。。生徒会長から。。。
新年度が始まり2ヶ月が過ぎているのに、たるみなどはないでしょうか。この状態が続けば、携帯の持ち込みも禁止になるかもしれません。もっと気を引き上げて、過ごしましょう。

Viva 生徒会
三沢高校生徒会 2013・10・6

7 参考資料等

テーマ

「生活委員会情報通信機器実態調査から、自分の生活を見直そう」

実施主体：青森県南津軽郡田舎館村立田舎館中学校生徒会 生活委員会

協力団体：青森県南津軽郡田舎館中学校生徒指導部

《取組の概要》

今年度行われた保護者参観日での情報モラル講習会に向けて、生徒会の生活委員会が情報通信機器の全校生徒所持率と実施状況を調べた。その結果を基に自分の生活に情報通信機器が本当に必要なのかどうか、どのように利用していけばよいか、グループごとに考える活動を行った。

1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

本校はSNS等での大きなトラブルは今まで無かったが、それでもいじめアンケートにはLINEで悪口を書かれた等の訴えや、教師との雑談を通して「迷惑メールが来た」、「LINEで知らない人からメッセージが届いた」等の問題があったことが分かった。

それらを受けて、生徒会の生活委員会で話題にしたところ、本校生徒が実際どれくらい情報通信機器を所持しているのか、何に利用しているのか調べてみようという声が生徒から挙がり、生活委員会の活動として調査をしようということになった。その後、生徒指導部が中心となり、それらの機器が自分にとって必要なのかどうか話し合いをさせ、今後どのように利用していけばよいかを考えさせた。

2 実施スケジュール

- 10月下旬 生徒会生活委員会が情報通信機器の所持・利用についての調査実施。
- 11月上旬 保護者日曜参観日において株式会社グリーの担当者を招き、全校生徒・保護者対象の情報モラル講習会実施。
生徒集会において生活委員会が調査結果発表。
- 1月中旬～2月 調査結果を受けて、各学級においてグループごとの話し合い。



3 事業展開

5月、10月のいじめアンケートにおいて、悪口を書かれた等のネット上でのトラブルがあったという生徒が数名いたことが分かった。昨年度から11月の保護者日曜参観日において情報モラル講習会を行っている。今年度は株式会社グリーの担当者をお願いして、実施することとなった。それらのことから、講習会前に本校生徒の情報通信機器の所持率、利用方法の実態を生徒自身が把握することによって、今後の利用方法や利用に当たっての注意点を深く考えるきっかけになればと思い、情報通信機器に関する調査を行った。

その結果、携帯、スマホ、音楽機器、ゲーム機、PC等、何らかの情報通信機器の所持率は全校生徒の96%に及んだ。また利用方法については、ゲーム、YouTube、音楽、LINE、メールがほとんどであった。1日の利用時間は生徒の40%以上が2時間以上しているという結果になった。いじめアンケートから分かったようなトラブルだけではなく、迷惑メールや詐欺メールが来て困った等の意見もあった。それだけではなく、夜遅くまでLINEをして勉強がおろそかになった、授業中居眠りをしてしまう生徒もいることが明らかになった。

このような実態を生活委員会が全校集会で発表し、全校生徒に注意を促したが、より自分の問題として捉えてもらうために生徒指導部が中心となって、各学級の学活を利用し、自分たちにとってメールや電話、SNSやゲーム、動画視聴は必要なのか、中学生として情報通信機器とどのように付き合っていけばよいか等を考えさせるために生活班ごとの話し合い活動を行った。

4 事業の成果(効果)

- ・情報モラル講習会の前に、調査や結果報告を行ったため、講習会当日は、生徒は真剣に講師の話に耳を傾けていた。講習会後のいじめアンケートではネット上のトラブルを申し出た生徒は1人もいなかった。
- ・生徒と保護者が一緒に情報モラル講習会を行ったことによって、保護者の子どもの通信機器利用への関心が高まり、家庭内で子どものSNSへの関わり方に今まで以上に注意を払うようになった。
- ・各学級での話し合いのためのワークシートを生徒指導部側から準備した。ワークシートを使用することによって自分の生活における情報通信機器の必要性を振り返り、グループごとに話し合いをすることによって、自分自身の情報通信機器の利用の仕方を見つめ直すきっかけになったと思われる。
- ・使用頻度や使用時間等、他の人の意見を参考にできたという生徒が見られた。

5 事業を成功させるためのポイント

- ・情報モラル講習会に合わせて調査を実施することが、講習会に対する生徒の関心を高める。
- ・情報通信機器の利用について、ワークシートを使いながら自分の生活を振り返り、仲間と話し合ったことが、より真剣に自分の生活を見直すきっかけになる。
- ・学級におけるグループ毎の話し合いを普段の授業において使用している小集団(基本4人)で行わせることが、生徒の意見・考えを発表しやすくする。

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

- ・情報モラル講習会は毎年継続して実施していく。その事前指導になるように情報通信機器の実態調査を生活委員会の活動計画に位置づけ、今後も継続していく。
- ・生徒会執行部が中心となって、生徒の意見・考えを生かしながら、いじめ防止活動の一環としてさらに充実させていきたい。
- ・参観日等の学級活動で取り上げ、保護者にも生徒の生の声を聞いてもらう機会を設けることによって、家庭との連携につなげていきたい。



情報通信機器(ケータイ、スマホ、音楽プレーヤー、ゲーム機等)について考えよう

1. 今のあなたに

○携帯電話やスマホからの電話、メールは 必要! 必要でない!
 (理由) 学校やメールはよく使ってます。7時くらいまで使ってます。

○LINE、Facebook、Twitterは 必要! 必要でない!
 (理由) 他人のから、褒めを貰ってます。かかっています。

○音楽、ゲーム、YouTubeは 必要! 必要でない!
 (理由) 7時くらいまで見ているので使ってます。

2. 普段の生活(家庭、勉強、部活、休日等)困ったことはありますか?
 (持っていることで、持っていないことで)
 行かなくなったので、お風呂がないので、電話するにがでせぬこと。

3. これから情報通信機器をどのように利用していけばいいでしょうか?グループで話し合ってみましょう!!

・人のいいことを見分けよう。
 ・持った場所を覚える。
 ・使わないようにする。

情報通信機器(ケータイ、スマホ、音楽プレーヤー、ゲーム機等)について考えよう

1. 今のあなたに

○携帯電話やスマホからの電話、メールは 必要! 必要でない!
 (理由) 学校には使わない。と聞いて思ったので。

○LINE、Facebook、Twitterは 必要! 必要でない!
 (理由) 中身生きている事件などにあうから使わないから。

○音楽、ゲーム、YouTubeは 必要! 必要でない!
 (理由) ゲームをやるために音楽を聞くことは必要だと思ってるから。

2. 普段の生活(家庭、勉強、部活、休日等)困ったことはありますか?
 (持っていることで、持っていないことで)
 ・ゲームを親にすりかかっていると注意されてるから。そのため困っている。

3. これから情報通信機器をどのように利用していけばいいでしょうか?グループで話し合ってみましょう!!

・必要の時以外にやらない。
 ・時間を決める。

情報通信機器(ケータイ、スマホ、音楽プレーヤー、ゲーム機等)について考えよう

1. 今のあなたに

○携帯電話やスマホからの電話、メールは 必要! 必要でない!
 (理由) 必要な日でも友達と楽しみたいから。

○LINE、Facebook、Twitterは 必要! 必要でない!
 (理由) 友達と連絡と取りやすいから。楽に話せるから。グループで話すとみんなに話せるから。

○音楽、ゲーム、YouTubeは 必要! 必要でない!
 (理由) 音楽が好きだから。

2. 普段の生活(家庭、勉強、部活、休日等)困ったことはありますか?
 (持っていることで、持っていないことで)
 ・家に帰ると勉強のとき、集中しにくいけど、勉強がなくなるから、少し面倒。

3. これから情報通信機器をどのように利用していけばいいでしょうか?グループで話し合ってみましょう!!

時間を決めて使わないようにする。
 勉強など優先して使うようにする。

テーマ「 情報化社会で必要とされる力 」

実施主体：青森県上北郡六戸町立六戸中学校ボランティア生徒（通称：スマホクラブ）

《取組の概要》

携帯電話をはじめとする電子端末機器によるトラブルが、大きな社会問題となっている昨今、活動に同意する生徒を募り、その生徒の主体的な調査活動及び発表を通して、本校生徒が情報モラルに関する正しい知識や考え方を身に付け、今後の生活に向けて役立たせる。

1 本事業に取り組んだ理由（課題を含めて）

電子端末機器によるトラブルが、大きな社会問題となっており、生徒には常日頃から所持することに伴う危険性、使用する上でのルールやマナーの大切さを指導してきた。また、保護者には参観日等を通して、所持させることによる使用状況の把握と管理の大切さを訴えてきた。しかし、トラブルに巻き込まれる生徒がおり、その対応に追われているのが現状である。そこで、生徒が自らの手で調査し、発表することで、全校生徒がこの問題への関心を持ち、トラブルの未然防止につながるのではないかと考え、取り組んだ。

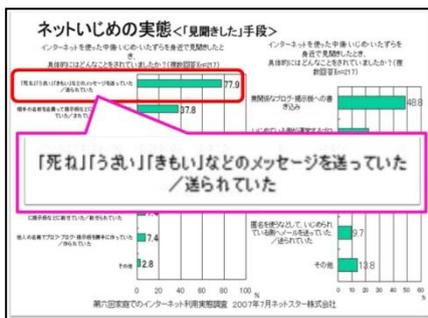
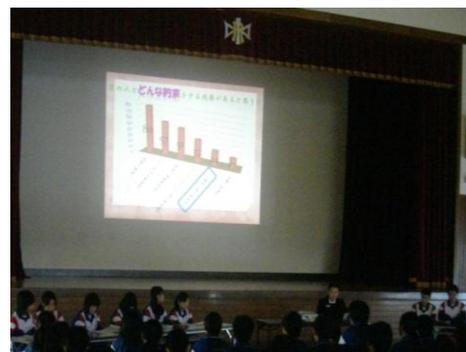
2 実施スケジュール

日時	活動場面	活動内容	担当職員
9/1 (月)	生徒朝会	・スマホクラブの発足の目的と生徒の募集を通知する。	・生徒指導主事 ・校長
9/22 (月)	昼休み	・スマホクラブオリエンテーション 組織づくり、目的、今後のおおまかな活動の説明をし、調査項目を生徒に考えさせる。	・生徒指導主事
10/6 (月) ～ 10/16 (木)	昼休み (週2回程度)	・調査項目を決定する。 ・参考文献を読み、知識を深める。	・生徒指導主事
10/21 (火) ～	昼休み・放課後 (週2～3回程度)	<本活動開始> 【実践活動①(調べる)】 ・パソコン室利用等のオリエンテーション。 ・決定した調査項目について、チームをつくり、調査を開始する。	・生徒指導主事 ・協力職員
11月 3週目 ～	上に同じ	【実践活動②(まとめる)】 ・調べた内容を、パワーポイントにまとめる。	・生徒指導主事 ・特活部長 ・協力職員
12月 2週目 ～	上に同じ	【実践活動③(発表練習)】 ・発表の練習をする。	・生徒指導主事 ・特活部長 ・協力職員
12/19 (金)	発表	【発表】 ・全校生徒に、調査内容を発表する。	・生徒指導主事 ・特活部長 ・協力職員

3 事業展開

○以下の(1)～(7)の項目を調査し、発表した。

- (1)本校生徒の携帯電話・スマホに関する実態調査アンケート
- (2)携帯電話・スマホの長所と短所
- (3)ネット危機について
 - ①ネット詐欺
 - ②ネットいじめ
 - ③ネット依存
- (4)SNSサイトとは
 - ①どんな種類があるの？
 - ②LINEとは
- (5)ウイルスブロックについて
 - ①フィルタリングって何？
 - ②他にどんな方法があるの？
- (6)事例発表 ～実際に起きた携帯電話やスマホでのトラブル～
- (7)今後に向けて



<まとめ>
 スマホを手にするには・・・
 ほしただけだと、**間違っている!**
 ↓
大事なものは・・・
知識・判断・行動

4 事業の成果(効果)

- (1) 12名の生徒(3年生=2名、2年生=6名、1年生=4名)がスマホクラブに加入したが、この活動を通して、自分はこのような問題に巻き込まれないようにしようと、自覚を高めることができた。
- (2) 発表を聞いた生徒は、発表内容が生徒の目線での調査内容であったため、理解しやすく真剣に受け止めていた。このことから、多くの生徒が危険性を理解し、今後の生活に向けて意識を高めることができた。
- (3) 学校全体で取り組んだことで、事後にこのような問題が発生した場合に、スマホクラブの取り組みを生かした指導をすることができるようになった。

5 事業を成功させるためのポイント

- (1) 目的を理解した職員間の協力体制を構築する。
- (2) スマホクラブ募集のポスターを校内に貼るなど、生徒の参加意欲を高める工夫をする。
- (3) 部活動等との兼ね合いを図りながら、活動時間を確保できるように計画を作る。
- (4) 的確な支援ができるように先を見据えながら、事前の準備をする。

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

本校の実態を見据えて、今回初めてこのような活動に取り組んだが、3つの課題を感じた。1つ目はボランティア生徒の加入率を上げること、2つ目は今後継続していく中での調査内容の質の向上を図ること、3つ目は進化している情報問題に対してその知識を高めたり、危険性を知ること、である。取り組むことによる効果が見込まれるため、課題に対して校内体制を整備して、より発展させていきたいと考えている。

7 その他

今回の本活動には、放課後1時間×20日=20時間を要した。

8 参考資料等

- ・中高生のためのケータイ・スマホハンドブック〔学事出版〕
- ・先生・保護者のためのケータイ・スマホ・ネット教育のすすめ「賢い管理者」となるために〔学事出版〕
- ・安心インターネットライフガイド～ネット社会の7つの常識～〔一般財団法人マルチメディア振興センター〕

テーマ「地域で取り組むネットルールの作成」

実施主体：青森県三戸郡南部町名川地区学校警察連絡協議会

協力団体：青森県三戸郡南部町名川中学校3学年生徒

《取組の概要》

中学校で起きているネットを介した人間関係の問題の発生を受けて、ネットに関するマナー・ルールを子どもたちを主体として考案した。また、小学校、中学校、高校、警察が連携する本協議会を主体として、地域の子どもたち全員（家族）に作成したリーフレットを配布し、周知を図る。

各校独自で行うよりも、地域で取り組むことにより子どもを守る大人のネットに対する理解を高め、子どもたちを守る環境づくりを目指す。

1 本事業に取り組んだ理由（課題を含めて）

- ①携帯、スマホだけではなく様々な情報端末が子どもたちの身の回りにあふれている。
- ②情報端末所持率が高くなっているため。（小学校から持たせている家庭も増えている）
- ③ネットに関する保護者の知識が薄く、危険に関する認識が低い。
（何かが起こってから、保護者が後悔することが多い。）
- ④本事業を通して、子どもたちのネットモラルやネットにおける危険性について考えさせたい。

2 実施スケジュール

- 5月中旬 名川地区学校警察連絡協議会・総会においてリーフレット作成の確認
- 6月下旬 名川中学校3学年において技術の授業でネットルールを作成
※「個人で考える」→「班で意見をまとめる」→「全体での提案・検討」→「決定」
- 7月上旬 名川地区学校警察連絡協議会・第1回理事会においてリーフレットの検討・作成
- 7月下旬 夏休み前にリーフレットの配布

3 事業展開

- ①各校におけるリーフレットを利用したネット講習会（参観日等）
- ②2月下旬の新生1日体験入学における説明（小学校6年生・保護者対象）

4 事業の成果（効果）

まだ、今年度始めたばかりなので、効果があるかどうか確実な検証とまでは到っていないが、リーフレット配布後は、ネットを介したトラブルがなくなった。ただ、アンケート等での状況把握に努め、今後さらに子どもたち自身がネットモラルを確認する授業や保護者への周知や講習会等、地域で実践していくことが大切であると考えられる。

5 事業を成功させるためのポイント

- ①小学校・中学校・高校・警察・地域の方々と情報交換を行っていくこと。
- ②子どもたちに参加してもらうこと。
- ③保護者を巻き込む取り組みにしていくこと。
- ④地域の商店等への呼びかけや協力の依頼（今後の課題）

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

- ①毎年、リーフレットの内容検討と各家庭への配布。
- ②小学校低学年の保護者を対象としたネット講習会の実施。
- ③子どもたち自身におけるネットルールの見直し・検討。
- ④学校警察連絡協議会における情報交換。

7 参考資料等

名川地区の子どもたちをネットの恐怖から守ろう！

南部町内中学校で発生している人間関係のトラブルのほとんどに「ネット」が絡んでいます。
特に「LINE」の使用による問題発生・問題の助長が激増しています！

お子さんにとって本当に必要ですか？

「欲しいかどうか」ではなく、「必要かどうか」というポイントで話し合いをしてください。
「なぜ、必要か」という問いに対して、小学生、中学生にとって明確な答えはないはず
です。電話する必要があるのであれば、電話機能のみのものを与えればい
だろうし、メールが必要であれば、保護者などの特定の人とのみメールできる機能を
付けばいいでしょう。「みんな持っているから」というのは理由になりません。

—地域で取り組むネットルール—
名川地区学校警察連絡協議会
H26. 7. 10



知っていますか？

1	インターネット上の発言が原因で、進学や就職ができなくなる
2	インターネットの情報は消えない
3	知らないうちに、加害者にも被害者にもなるかも
4	携帯ゲーム機でもネットを利用できる
5	携帯音楽プレーヤーでもネットを利用できる
6	学習に支障が出る(集中できない)
7	夜更かしなど生活の乱れ(イライラする)

【名川地区共通基本理念—子どもたちを守るために—】

**中学校卒業までは
自由に使用できるネット環境を与えない**

—理念設定理由—

小学校、中学校の生活を通して、お互いにとってよりよい人間関係を構築する力・判断力を身につけてからのほうが良いと考えられるため。

すでに利用している子どもたちのための—中学生バージョン—

名川地区〔子どもネットルール4ヶ条〕

- 朝(登校前)や夜8時以降は、他の人と通信(電話・メール・SNS)しない。
- ネットを利用した状況について確実に保護者が把握する。
(書き込む内容は、玄関に張り付けてもかまわない内容のものだけを書き込む。)
- 学校には持ち込まない。(休みの日も同じ)
- そのほかに、ご家庭で約束事を決めて利用する。

テーマ「四中ケータイマナーアップ宣言に向けて」

実施主体：茨城県那珂市立第四中学校

協力団体：茨城県警察 茨城新聞社 那珂市教育委員会

《取組の概要》

茨城県警察本部サイバー犯罪対策室から講師を招き、「サイバー犯罪の現状と被害防止対策について」の講話を聞いた。その後、生徒・教員・講師・保護者をパネリストにして、「四中ケータイマナーアップ」というテーマでパネルディスカッションを行った。その内容を聞いて各クラスごとにも話し合い、考えを発表した。茨城新聞社に取材を依頼し、話し合いの様子を発信した。今後、生徒会を中心に、マナーアップ宣言をまとめ、校内だけでなく、市内の中学校や関係団体への協力を依頼し、広めていく予定である。

1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

- ・携帯端末をめぐるトラブルや犯罪、ネット上のいじめが問題になる中、利用時のマナーや注意点を話し合う。
- ・本校だけでルールやマナーを決めても、周辺の学校で同一の歩調をとっていかないと、交流の点で、意味がない。今後、話し合いを基に「四中生ケータイマナー」の作成を目指し、市内外の中学校に普及させたい。
- ・家庭で携帯端末を生徒に持たせる際に、約束事を決めていないケースが多い。
- ・携帯端末を持たせた保護者、生徒、学校、地域と様々な視点からルール作りが必要である。

2 事業展開

ケータイ安全教室では、県警サイバー犯罪対策室の職員を講師に迎え、全校生徒がネット犯罪の実態や被害の状況などの説明を受けた。ネット上の中傷や不正アクセスは、名誉毀損や不正アクセス禁止法違反などの摘発対象となる可能性について理解を深めた。

その後、講師や生徒、保護者、教員が「ケータイのマナー」についてパネルディスカッションを繰り広げた。生徒からは「LINE(ライン)より顔を見て話した方がいいので、携帯電話はなくてもいい」「勉強にも使えるのであった方がいい」などの意見が出され、保護者は「覚悟を持って利用できないなら持つべきではない」と、子どもたちに安全に利用するための自覚を促した。

講師からは、ネット上のいじめの特徴について「誰が加担しているのか分からない」「現実社会のいじめより罪悪感が薄い」などの説明があった。

また、会場の生徒からは「時間を決めて使う」「ネットの利用時間をみんなに公表すれば、夜遅くまで交流することが自然に減るのではないか」などの意見が出された。

3年生の男子生徒は「午後10時以降はネットを使わないと(保護者と)約束している。ネットを安全に使うには、危険性をよく理解することが必要だと思う」と話した。

パネルディスカッションをふまえ、生徒会と話し合いを行い、生徒自身がインターネット利用についてマナーを決めるようにした。次年度は、それを「四中ケータイマナーアップ宣言」として、市内の中学校にもその趣旨を理解してもらい、同様の宣言をしてもらうように働きかけていく。

3 パネルディスカッションの様子(写真)



4 事業を成功させるためのポイントと事業の成果

成功させるポイント

- ・生徒自身がインターネット利用に関して、問題意識を高める。
- ・ルールを押しつけられる前に、自らを守るためにマナーアップ宣言について考えさせる。
- ・新聞等に掲載を依頼し、学校内外にアピールすることで、共感を得て、保護者にも地域にも問題意識を持ってもらう。
- ・買い与えた保護者の立場で、守らせるべきルールを考えてもらえるよう、PTA広報誌を通し、保護者側から発信してもらう。

事業の成果

- さまざまなメディアで紹介されたために、保護者からの話題や情報が入りやすくなった。
- 「学校でルールを決めて欲しい」という要望に対し、持たせた保護者にその責任を自覚してもらいたい、という学校側の思いを理解してもらうきっかけとなった。

5 今後の展開(継続・発展させていくために)

那珂地区学校警察連絡協議会・那珂市PTA連絡協議会において、「携帯電話・インターネット等をめぐる問題」について話題を提供し、地域の大人にも協力を求めていく。マナーアップ宣言の趣旨を理解してもらい、生徒・保護者・学校・地域のそれぞれが共通のマナーを理解し、見守っていけるような枠組みを考えていきたい。

6 参考資料(掲載HP)

茨城新聞社HP

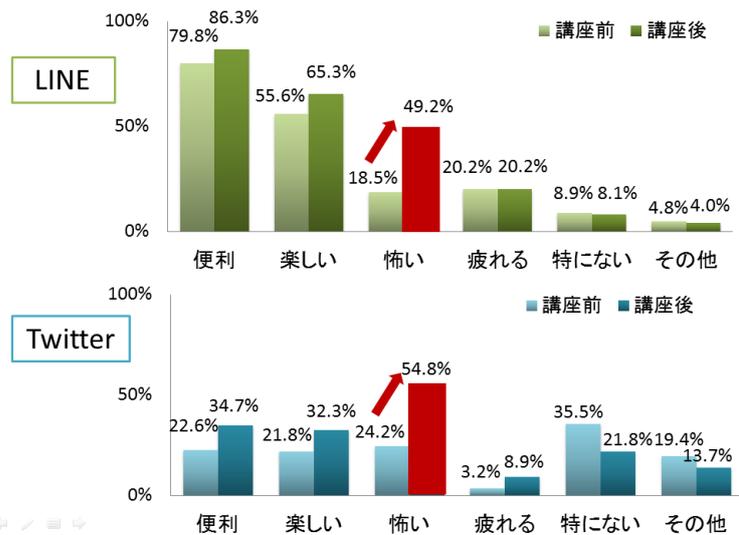
ibarakinews.jp/news/movies.php?f_jun=14055992236497

茨城県教育委員会HP

www.edu.pref.ibaraki.jp/board/topics/news/photo/.../0820-2.html

4 事業の成果(効果)

出前講座前後におけるLINE・Twitterのイメージ変化



事前事後アンケートで、中学生のLINE及びTwitterに対するイメージの変化を調べた。

講座後、LINEでは「怖い」と回答した生徒が49.2% (30.7%増)、Twitterでは54.8% (30.6%増)であった。LINEもTwitterも「怖い」というイメージを持った生徒が顕著に増加していた。

出前講座の感想について、「寸劇があって楽しかった」と回答した生徒が92.7%、「SNSの怖さや正しい使い方を知り、ためになった」が82.3%であった。

この結果より、中学生に寸劇を楽しんでもらいながら、“SNSは便利で楽しいだけでなく、危険も潜んでいること”を伝えることができたと考えられる。

5 事業を成功させるためのポイント

- ・中学生にとって高校生は年齢が近いので、親近感を持ちながら、自分の身にも起こりうる問題として捉えることができた。
- ・寸劇を取り入れたことや、画像を再現してスライドに表示したことによって、中学生に楽しくわかりやすく伝えられた。
- ・消費者生活センターの方々に協力を得て、家庭クラブ員がSNSトラブルに関する知識を深め、講座の質を高めた。



▲出前講座の様子



▲消費者生活センターの方々との打ち合わせ

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

- ① SNS使用における新たな問題を把握して小中高生に伝える。
- ② 自分たちと同じ年齢の高校生に対するふさわしい伝え方を研究する。
- ③ 保護者や教員にSNSに関する知識を持ってもらうように働きかける。

7 その他の活動

〈神栖市立大野原西小学校への寸劇出前講座〉
(2014年11月7日)



▲寸劇「ゲームオーバー」



▲携帯電話の○×クイズ

〈神栖高校でのSNS利用安全教室・ポスター掲示〉
(2014年12月18日)



▲SNS利用安全教室



▲ポスター掲示

8 参考資料等

- 神栖市行政情報誌「広報かみす」(2014年12月15日号)
- 読売新聞[茨城県版](2014年11月5日)
- 茨城新聞(2014年11月7日)
- 朝日新聞[茨城県版](2014年11月6日)



テーマ「私たちが求める人間関係を築くために・・・」

副題「～身近なネット問題を通して考える～」

実施主体：岐阜県中津川市立苗木中学校第3学年（平成26年度）

協力団体：岐阜県中津川市立苗木中学校PTA・岐阜県教育委員会東濃教育事務所

《取組の概要》

平成26年度第3学年有志で組織された【総合プロジェクト】（「1 本事業に取り組んだ理由」にて詳細）のメンバーが、「学校生活の過ごしにくさは、自分たちの人間関係が非常に不安定であることに起因している」という問題点に目を向け、自分たちにできることを考え、活動を始めた。まず、全校にアンケート調査を実施した。この問題は、自分たちの学年だけではなく、学校全体の問題であること、人間関係を不安定にさせる大きな要因として、インターネットやSNSの利用があることを明らかにした。そこで、第3学年で、「自分たちたちが求める人間関係を築くために」をテーマとして、自分たちに何ができるか話し合いを重ね、「苗木中学校3年生アピール」を作成し、研修旅行先の広島でそれを誓った。

次に、「苗木中学校3年生アピール」をもとに、学級活動の時間に全校で話し合いを行うなど、全校の問題意識を高める工夫を開始した。平成26年度の「ネットに関するアンケート」では、平成25年度実施の結果よりも、自由に使えるインターネット機器の所持率の低下、利用時間の減少、トラブルの減少等が見られた。

また、第3学年の動きと併せて、PTAでも「インターネットの利用」に関する講話（保護者参加率98%）やその講話をもとにした話し合いを重ねてもらい、平成26年度4月のPTA総会で、「苗木中学校PTAアピール」を採択した。生徒だけではなく、保護者も同じ方向性で活動が続けている。

1 本事業に取り組んだ理由（課題を含めて）

第3学年生徒が第1学年時に、「総合プロジェクト」という有志の活動チームを組織した。当初は、リーダーとして活躍できる力をもっているにもかかわらず、その力を発揮しきれない生徒たちを活躍させるために企画した取組であった。まずは、第1学年時の文化祭の取組を契機に、「感謝」の気持ちを表す活動から始めた。学校での生活は、一見安定して見えたが、実は、陰口を言われて苦しんでいる生徒がいたり、保健室へ頻繁に通う生徒がいたりするなどの問題を抱えていた。総合プロジェクトのメンバーに、「学校生活の過ごしにくさは、不安定な人間関係に起因する」ことに気付かせ、自分たちの力で改善させていきたいと考えた。彼らの企画力と行動力なら、「身近なネット問題」を核として、【私たちが求める人間関係を築くために】をテーマに話し合いを重ね、自分たちのできることが見つけられると考えた。また、PTAの方が、家庭で抱えている問題や社会で問題となっていることの深刻さを真剣に捉え、歩調を合わせて活動することに賛同してもらえたことも大きかった。インターネットに関する問題だけに焦点を当てるのではなく、「今後の自分の生き方」と併せて考えさせる方が効果的であると考えることが本事業に取り組んだ理由である。

2 事業展開



1. 平成24年度に、「総合プロジェクト」を組織し、自分たちで「企画・立案・準備・実施・まとめ」までを行う活動で得られる充実感や達成感を体験した。
 - ・「国道でのあいさつ運動」「校内奉仕作業」「地域清掃」等、地域や学校に貢献でき、感謝を表現できる活動を「総合プロジェクト」の企画・立案・準備をもとに、学年全体で実施した。
2. 平成24年度末に、来年度も、引き続き「総合プロジェクトによる自主的な取組」を行っていくことを確認した。
 - ・年度をまたいで活動が継続するように、まとめを行い、次年度の活動をイメージさせてから平成24年度を終了した。
3. 平成25年度のスタート時、新たな活動を模索している生徒に、「インターネットに関する問題」を教員側から提起した。
 - ・これから、2年後の卒業を目指して、学校を動かし、自分の進路を切り拓いていく上で、この問題に取り組むことの意味を説明した。
4. 「総合プロジェクト」メンバーの賛同を得て、取組がスタートした。
 - ・「私たちが求める人間関係(相手の心を思いやり、なおかつ自分の気持ちや意見を直接伝えることができ、受け入れることができる平等な関係)を求めるために…」をテーマにアンケートを実施した。
 - ・アンケートの作成、各学級へアンケートの実施依頼、集計、分析を自分たちで行った。(活動した時間:朝の始業前と昼休みのみ)
5. アンケート結果をもとに、「総合プロジェクト」で話し合いを実施した。学級で話し合うべきことについてのたたき台を作成し、その後、「学級」での話し合いを実施した。
 - ・アンケートを実施し、分析したところ、自分たちの学年だけではなく、全校生徒が、インターネットにかかわる問題に直面していることが分かった。
6. 「学級」で話し合われたことをもち寄り、「総合プロジェクト」で「苗木中学校3年生アピール」の原案の作成に取りかかった。
 - ・「学年」で話し合われた時に、全員が討論に参加したくなるような内容(ネットを利用したい人が反対意見を述べたくなるような内容)で原案を作成した。
7. 平成25年度12月に、PTA主催保護者対象のインターネットの利用に関する講演会を実施した。(参加率98%)
8. 平成25年度後半に、生徒対象のインターネット利用に関する講演会(保護者講演と同講師)を実施した。
 - ・自分たちが今話し合っている内容が、時事的であり、かつ必要とされる内容であることが再確認できる講演内容となるように、講師に依頼をした。
9. 平成26年度4月、保護者アンケートをもとに作成された「苗木中学校PTAアピール」がPTA総会で採択された。
 - ・保護者の動きを生徒が知り、保護者も「インターネットにかかわる問題」を重要視していることを生徒が認識した。



10. 「苗木中学校3年生アピール」の原案をもとに、「学年」での話し合いを2回実施し、修正案を採択した。
11. 完成した「苗木中学校3年生アピール」を様々な場面で宣誓した。
12. このアピール文をもとに、全校でこの問題について話し合い、再度アンケート調査を実施したところ、インターネットの利用時間の減少等の効果が見られた。

3 事業の成果(効果)

◎自分たちで考え、議論した問題であるために、インターネットにかかわる問題への意識が高まった。

- ・利用者相互でしか知り得ない内容、例えば、「〇〇さんが、無断で写真を掲載している。削除させて欲しい。」といった情報が教師側に入り、適切な指導をすることができた。
- ・インターネット上のやりとりが原因となるトラブルが減り、精神的不安定さで保健室を利用する生徒が激減した。
- ・自らスマートフォンを親に預けるなど、使い方を考える生徒の姿も見られた。
- ・インターネットの利用時間(メールの送受信を含む)の減少が見られた。

4 事業を成功させるためのポイント

- ・提案する側の生徒を本気にさせることが重要である。本気にさせるために、堂々と提案できる「組織」や「時間」を教員側が確保しなければならない。
- ・インターネットに関しては、利点も多く、その利用については賛否両論、様々な意見があって当然、という構えが必要で、インターネットの利用禁止や制限を目的とした議論は無意味であり目的外である。また、一部の生徒だけで作ったルールや大人が作ったルールを一方向的に提示しても意味がないと考える。よって、インターネットの利用に関する内容を、問題として取り上げるには、全員を議論に巻き込むことが重要である。
- ・インターネットそのものだけではなく、その利用の先に見えるものについて考えさせることが重要である。形として残る「苗木中学校3年生アピール」を作ることが目的でもなければ、内外にアピールすることが目的でもない。あくまでも、生徒自身が自分たち自身の問題として捉え、この問題についての話し合いに全員が参加することが目的である。そのためには、話し合うべき価値のあるトピックをいかに具体的に示せるかが鍵となってくる。

5 今後の展開(継続・発展させていくために)

- ・ネットに関する問題を学校全体の問題として生徒会執行部で取り上げ、学校全体のアピールを作る。
- ・中学生が小学校へ「講話」に行き、未来の中学生に対して、この問題について一緒に考えてもらう。
- ・作成した「苗木中学校3年生アピール」に対する認知度を高め、新鮮さを保つために、学級活動や学年集会等を年に数回開き、自分たちの問題として考える機会を設ける。(生徒自身が問題提起できるように、教員のサポートが必要)
- ・常に新鮮さを保つための一つの手段として、ネット問題に関する最新情報を学ぶ機会を年に1度は設ける。

6 参考資料等

・「苗木中学校PTAアピール」「苗木中学校3年生アピール」の全文は、下記学校ホームページに掲載。岐阜県中津川市立苗木中学校ホームページアドレス：<http://www.city.nakatsugawa.gifu.jp/kyouiku/naegijh/>

< 参考資料の紹介 >

情報化社会の新たな問題を考えるための 児童生徒向けの教材、教員向け手引書

文部科学省では、学校における情報モラル教育の充実を図るため、教員が指導する際に役立つ児童生徒向け動画教材と指導の手引書を作成しました。各教科等で活用できるモデルカリキュラムと、学校の授業で活用できるモデル指導事例やワークシートを掲載しています。

情報化社会における 4つの課題

- ✓ ネット依存
- ✓ ネット被害
- ✓ SNS等のトラブル
- ✓ 適切な
コミュニケーション

『指導の手引き』の活用



ビデオ教材用
モデル指導事例

ビデオシーンの
構想

ワークシート例

ビデオ教材の概要

	小5～中1	中2～高3
ネット依存	教材① ネット依存 (小5～中1) (全編：9' 41" 導入編：3' 43" 解説編：5' 12") ネットゲームに夢中になると... オンラインゲームを事例に、ネット依存の一つであるゲーム依存の傾向や問題点を理解し、けじめをつけてインターネットを使うための判断力を身に付ける。	教材② ネット依存 (中2～高3) (全編：10' 21" 導入編：4' 28" 解説編：5' 08") 身近にひそむネット依存 コンテンツ視聴や無料通話アプリなどの過度な利用が、学習や日常生活に及ぼす危険性を理解し、適切なインターネットの利用について考える。
ネット被害	教材③ ネット被害 (小5～中1) (全編：8' 04" 導入編：2' 29" 解説編：4' 50") 個人情報を守るのは自分だよ 無料を装って個人情報を取得するホームページやアプリが存在することやその仕組みを理解し、安全にインターネットを活用する態度を学ぶ。	教材④ ネット被害 (中2～高3) (全編：12' 30" 導入編：6' 41" 解説編：5' 03") ネット詐欺などに巻き込まれないようにするために ネット詐欺と不正請求の事例をもとにその問題点や留意点を理解し、安全に活用するための知恵とトラブル回避や解決の適切な方法を身に付ける。
SNS等のトラブル	教材⑤ SNS等のトラブル (小5～中1) (全編：9' 16" 導入編：4' 32" 解説編：3' 59") ひとりよがりの使い方がいいにならないように スマートフォンでのトラブル事例をもとにインターネットの特性を理解し、相手の状況や気持ち等を思いやって情報交換の大切さについて考える。	教材⑥ SNS等のトラブル (中2～高3) (全編：7' 34" 導入編：2' 58" 解説編：3' 51") 情報の記録性、公開性の重大さ インターネットへの投稿に関するトラブル事例をもとに情報の特性を理解し、情報の安全な取り扱いと責任について考え適切に行動できる態度を身に付ける。
適切なコミュニケーション	教材⑦ 適切なコミュニケーション (小5～中1) (全編：6' 38" 導入編：2' 18" 解説編：3' 35") うまく伝わったかな？ ゲーム機でのコミュニケーションのトラブル事例をもとに相手への影響を考え、互いの気持ちが伝わる適切なコミュニケーションの取り方を考える。	教材⑧ 適切なコミュニケーション (中2～高3) (全編：7' 07" 導入編：1' 27" 解説編：4' 55") 自分自身のコミュニケーションのルールを作ろう コミュニケーション手段としての道具の使い方を考え、相手を思いやる対人関係やネットワークの公共性を意識した行動ができる態度を身に付ける。

テーマ「生徒から学ぶ教員スマホ研修」

実施主体：兵庫県立姫路別所高等学校、兵庫県立姫路別所高等学校生徒会

協力団体：兵庫県立大学環境人間学部 竹内准教授研究室

《取組の概要》

生徒会が行った生徒及び教員対象の事前アンケート結果等をもとにネットトラブル予防を考えるリーフレットを生徒会が作成し、そのリーフレットやLINE、Twitterなどの実演を通して、生徒会が教員に向けて研修を行った。

1 本事業に取り組んだ理由

本校では、昨年度よりネットトラブル防止に関わる啓発活動を生徒を主体にして取り組んできた。昨年度は生徒会が全校生徒に向けて啓発活動を行うという形で実施した。

今年度は生徒会メンバーの中から、高校生自身の声で、先生に現在の高校生の実態を説明し理解してもらいたいという声が出てきた。

これは、生徒へのネットトラブル予防に関する指導を行っていくにあたって、昨今高校生を含む若者世代で、急速に進んでいるネット・スマホ事情やその実態、その渦中にある高校生への理解が追い付いていないという教員の課題を解決していく目的と合致するものであったため研修会を実施した。

2 実施スケジュール

- 4月 第1回生徒熟議
- 5月 ネット・スマホ生活実態アンケート実施(生徒向け)
- 5月 第2回生徒熟議
- 6月 ネット・スマホ生活実態アンケート実施(教職員向け)
- 6月 リーフレット(「ネット・スマホの教科書」)作成
- 7月 教員研修実施



生徒熟議

3 事業展開

全校生徒及び全教員を対象にネット・スマホ生活実態アンケートを実施した。アンケートの作成・配布・回収・集計作業は生徒会メンバーが行った。

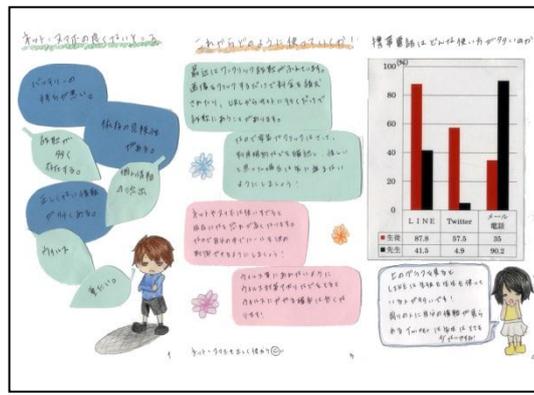
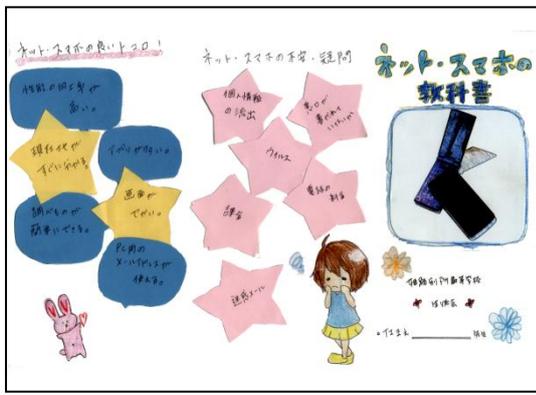
数回にわたる生徒熟議やアンケート集計結果の分析を重ね、生徒会メンバーでリーフレットを作成した。

教員には、アンケート実施や教員研修のねらいについて事前に職員会議・職員打合わせ等で周知を図った。

また、協力団体の力を借りて、各種メディアへの告知や取材要請を図り実現した。



職員研修



リーフレット(ネット・スマホの教科書)

4 事業の成果

ネット・スマホ指導に関する教員の意識に、明らかに変化があった。生徒の実態について大方の予想をしていたものの、実際には予想とかけ離れた実態があり、教員が生徒理解の重要性を再認識する機会となった。

研修に参加した生徒については、大変大きな自己有用感を感じることができ、その後の活動に積極的に取り組むようになった。

全生徒に本事業の取組を紹介することで、生徒と教職員の信頼関係が増し、後に実施した教員によるネットトラブル防止講話に対する生徒の聴く姿勢に良い影響があった。また、教員にとっては、講話の進め方やその内容を検討するにあたり大変参考となった。

5 事業を成功させるためのポイント

教員に本事業のねらいの周知・理解をすすめることが最大のポイントであった。本校では、従来から教員の生徒への指導に対する姿勢は温かいものがあり、生徒を受容する気持ちで日頃から指導を進めていく姿勢が根付いていたため、スムーズに進められたと考えられる。

また、各種メディアへの告知や取材要請が功を奏したことは不可欠な条件であったと思われる。教員の中には、「自校の高校生が教員に研修する」ということへの抵抗感、新しい取組への不安感、今後の指導に役立つのかという不信感が当初あったことは容易に想像できた。しかし、協力団体の支援とメディアからの注目や取材をいただいたことが大きな力となった。

6 今後の展開

今もなお、ネットやスマホに絡む状況は刻々と変化しており、その実態を理解していくことはネットトラブル防止啓発活動を進めていくにあたり必要不可欠だと考える。

今後も生徒の力を活かしたネットトラブル防止啓発活動を進めていく中で、学校のみならず、家庭・地域社会など社会全体の問題として取り組む方策を模索していきたい。本校生徒会では、この後、地域の公民館や特別支援学校での啓発活動を実施した。今後は、中学校や小学校での啓発活動にも取り組んでいきたいと考える。

大人が子どもの力を信じ、生徒の問題意識を引き出そうとする姿勢を持つことで、取組が継続・発展されていくと考える。そして、大人がその姿勢を持って生徒の力を活かせば、解決への可能性は無限に広がっていく。

7 参考資料等

公益財団法人兵庫県青少年本部主催
「青少年のネットトラブル未然防止！先進活動事例」

平成26年7月8日掲載 神戸新聞 朝刊
平成26年7月8日掲載 読売新聞 朝刊

テーマ「東条中学校ネット(SNS)利用の11か条」

副題「生徒会が主体となったネット利用及びルールづくり」

実施主体: 兵庫県加東市立東条中学校生徒会

協力団体: 兵庫県加東市ネット見守り隊、兵庫県加東市教育委員会、
兵庫県加東市青少年センター

《取組の概要》

加東市立東条中学校の生徒会が、携帯電話やスマートフォンによるトラブルに自分達が巻き込まれたり、巻き込まれないよう、ネット利用の11か条の具体的な使用ルールを定めた。

1人では難しいが、みんなで取り組めば実践できる生徒主体のルール運用を展開した。年度途中には、生徒会中央委員が実態アンケートを行い、ルール作成後の実態を分析するとともに、より全校生徒が守りやすいルールに改善した。

1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

加東市において「加東市ネット見守り隊研修事業」が行われており、毎年、各学校で情報教育に精通した講師を招いて研修会を実施している。このような研修会を通じて、生徒のネットモラルの意識も高まってきている。

しかしながら、東条中学校の生徒の携帯やスマホの所有率は、市内の3中学校の中で最も高く、これまでに無料通信アプリのLINEなどの会員制交流サイト(SNS)による生徒間のトラブルも発生した。

こうしたことから、生徒会中央委員らが生徒指導担当教諭の助言を受けながら、先駆的な事例も参考にして、携帯電話やスマートフォンによるトラブルに巻き込まれたり、巻き込まないように、大人からの押し付けではない自分達のためのネット(SNS)利用の11か条を作成した。

2 実施スケジュール

- 6月 兵庫県警サイバーパトロールモニターによる情報モラル研修の実施
- 7月 兵庫県警サイバーパトロールによる情報モラル研修の実施
- 7月 生徒会による「東条中学校ネット(SNS)利用の11か条」の制定
- 10月 北播磨地区子ども会議で取組の発表
- 11月 生徒会中央委員による実態アンケートの実施
- 11月 「東条中学校ネット(SNS)利用の11か条」の見直し
- 12月 LINE株式会社によるワークショップの実施
- 2月 「スマホサミット in ひょうご」で先進事例として発表



3 事業展開

生徒会が作成した「東条中学校ネット(SNS)利用の11か条」を、1学期の終業式に生徒会中央委員が読み上げ、作成の理由とともに印刷物に仕上げ、全校生徒に配布した。配布物には、家庭内でも約束事をつくり家族と一緒に利用方法を考えてほしいとのメッセージも載せた。

【東条中学校ネット(SNS)利用の11か条】

- 第1条 21時から6時は、メール、SNSなどの返信はしない
- 第2条 悪口を書かない(言葉を考えて投稿する)
- 第3条 個人情報が出れないように(本名、住所、メールアドレス、パスワード、本人の写真など)
- 第4条 友人の写真を許可無く載せたり、位置情報が分かる写真を載せたりしない
- 第5条 アプリなどをダウンロードするときは、「無料」と書いてあっても利用規約を確認する
- 第6条 有害なサイトを見ない

- 第7条 ネット内で知り合った人と会わない
- 第8条 迷惑メールは無視する
- 第9条 投稿した情報は消せないということを意識する
- 第10条 パスワードは分かりにくいものにする
- 第11条 食事中や家族といる時は携帯などを触らない

生徒会中央委員は、11月に全校生徒のネット利用の状況を調査するために以下のアンケートを実施した。

- ①11か条を意識し、守ることができていますか
- ②11か条の中で改善してほしいものはありますか
- ③どのように改善してほしいですか
- ④11か条ができてから、トラブルなどに巻き込まれましたか
- ⑤インターネットやスマホなどに対する意識は変わりましたか、また意識して使うようになりましたか

このアンケート結果を踏まえ、11か条を一部改善した。

- 第1条 22時～6時はメール、SNSなどの返信はしない
- 第8条 迷惑メールは来たら消す
- 第11条 食事中や家族といる時は携帯などは極力さわらない
(家族との時間を大切にするため)

4 事業の成果(効果)

生徒会のアンケート結果をみると、「11か条を意識し守ることができている生徒が80%」「11か条ができてからトラブルに巻き込まれた生徒が0%」「インターネットやスマホなどに対する意識が変わった、また意識して使うようになった生徒が72%」であった。

11か条ができてから、ネット上における生徒間のトラブルは起こっていない。また、アンケート結果が示すように、全校生徒が11か条を意識して守るようになり、ネットモラルの意識も高まった。

生徒の方からは「夜遅い時間になっても返信しなければならないという脅迫感にとらわれることがなくなり、生活リズムも整った」という声もあった。

5 事業を成功させるためのポイント

- ①教師や大人からの押しつけでなく、生徒会自らが主体的になって利用ルールを作成した。
- ②返信を控える時間帯や写真掲載の承諾、位置情報など具体的な項目を掲げて利用ルールに明記した。
- ③生徒がより守りやすいように、アンケートを実施し、利用ルールの改善を図った。

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

- ①今後も生徒中心のルール運用になるよう生徒会活動に位置づけ、全校生徒に11か条を守るよう呼びかけていく。平成27年度から生徒手帳に11か条を掲載する。
- ②11か条を形骸化させないためにも、生徒会が中心となり、定期的に意識調査アンケートを実施し、11か条の見直しも行っていく。
- ③市内生徒会との交流を図り、この取組を広げていく。

7 参考資料等

参考: 東条中学校HP
<http://www.city.kato.lg.jp/users/tojochugakko/index.htm>

君チャレ<夏休み特別号>

～東条中学校ネット(SNS)利用の11か条～

○ルールを作った理由

6月のネット講習会でもあったように、最近タブレットや携帯・スマホなどの所持、使用が増加しています。その中で、私たち生徒会では、自分たち自身を含め、夏休みにトラブルにあたり問題に巻き込まれたりすることを心配しています。

そこで、講習会を受けて、

「東条中学校ネット(SNS)利用の11か条」を生徒会中央委員が中心となってつくりました。ルールを守ることは自分自身や自分の周りの人を守ることに繋がります。

自分のため、相手のためにもし

っかり決まりを守り、充実した夏休みを過ごしましょう!





テーマ「福岡市いじめゼロプロジェクト」

副題「～いじめゼロサミット2014・いじめゼロ実現プロジェクトの取組を通して～」

実施主体：福岡市教育委員会
 協力団体：福岡市立小中学校校長会、福岡市PTA協議会
 全小中学校児童会・生徒会



《取組の概要》児童会・生徒会の活性化

- (1) いじめ撲滅をめざして**児童生徒が主体的に取り組み**、本事業の成果を各学校にフィードバックし、いじめ問題に対する児童会・生徒会等の活動を活性化させる。
- (2) 保護者・地域・企業等に広く啓発活動を行い、**ネットいじめの未然防止**に向かう子どもたちを支援する意識を高め、その体制を構築する。
- (3) 「いじめ防止対策推進法」のいじめの定義にもあるように、**ネット等によるいじめも社会問題化**していることから、いじめゼロプロジェクトやいじめゼロサミットにおいて必ず取り上げ、話題にするようにする。



生徒会によるケータイ・スマホに関する「パネルディスカッション」

1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

いじめを生まない学校づくりの必要性

○いじめの問題は、社会的にも早急に対応すべき問題となっている。いじめは、どの学校にも、どの子どもにも起こりうることを事実として受け止め、事後に対処するという発想から、いじめがおきにくい学級やいじめを生まない学校をつくる「未然防止」に力をいれる必要がある。

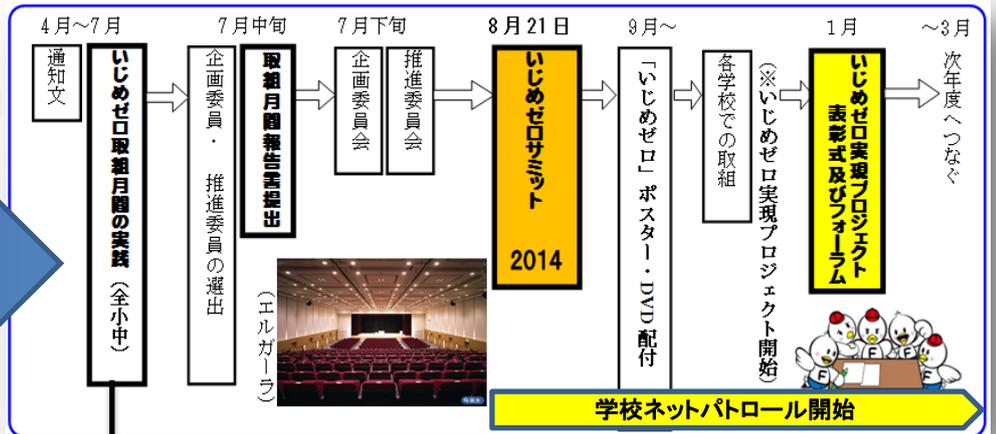
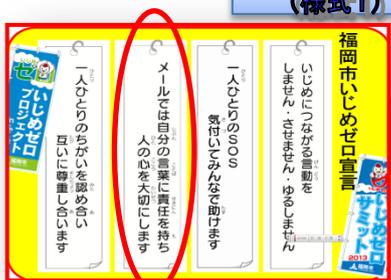
また、このように報告されているいじめ事案には、**携帯電話やスマートフォンでのやりとりが絡んでいる**ことが多く、児童生徒が主体となった**ケータイ・スマホに関する「いじめゼロプロジェクト」**に取り組み、児童生徒のための、児童生徒による「いじめゼロサミット」など様々な取組を実施する。



「いじめゼロサミット2014」シンポジウム

2 実施スケジュール

＜各学校のいじめゼロ計画＞
 ・福岡市いじめゼロ宣言に基づいた実践をする。**生徒指導推進計画(様式1)**



3 事業展開

サミットに向けて「いじめゼロ取組月間」全学校で事前活動

- ＜いじめゼロ取組月間＞
- ・各学校で実態に応じて、1学期に「いじめゼロ取組月間」を設定し実践する。
 - ・福岡市いじめゼロ宣言に基づく実践を行う。(様式1-右)
 - ・活動の様子がはっきりとわかるような記録写真とともに報告する。(報告書)

＜様式1＞ いじめゼロ取組月間報告書

学校指導課長 様
 学校番号：2 学校名：天神小学校 学校長名：福嶋 太郎 印

1 取組の名称
 取組名：天神小学校「いじめゼロ！ハートフル月間！」

2 取組の重点 取組の内容に最も近いもの1つに○を付けて下さい。
 ～福岡市いじめゼロ宣言～

いじめの1つを避ける	行方	(3) ない いじめにつながる言動を しません・させません・ゆるしません (気付き・相談) 一人ひとりのSOS 気付けてみんなで助け合います
選択	行方	(4) 情報モラル メールでは自分の言葉に責任を持ち 人の心を大切にします (共生) 一人ひとりのちがいを認め合い 互いに尊重し合います

小中連携 ○ ←小中連携した取組の場合は、ここにも○を入れる。



全校生徒による「いじめゼロ取組月間」

テーマ「携帯電話・スマートフォン使用マナーの指導について」

実施主体：長崎県立長崎西高等学校

《取組の概要》

携帯電話、スマートフォンを巡る様々な問題について、生徒自身に使用マナーを考えさせ、学校独自のルールを作成させることにより、効果的に問題の発生を防止する。さらに、生徒の規範意識、自己指導能力を育成し、将来をたくましく生きるための社会性を獲得させる。

1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

- (1) 全国的に携帯電話を巡るトラブル、高校生が巻き込まれる深刻な事件が多発し、指導の必然性を感じた。
- (2) 携帯電話の校内持込、公共の場でのマナーを逸脱した使用、家庭での長時間の使用による学校生活への悪影響など、改善すべき問題点が多く存在した。
- (3) 教員側、保護者側からの指導だけではなく、生徒に問題点を考えさせ、改善に向けての行動を起こさせることで、より主体的な携帯電話マナーを確立させることを狙いとした。

2 実施スケジュール

- (1) 平成23年7月中旬から、生徒会組織のホームルーム委員会で、携帯電話のマナー、使用法について話し合いを開始。
- (2) 平成23年9月中旬、「西高生の携帯電話マナー4原則」を定め、全校生徒へルール遵守の呼びかけ開始。
- (3) 平成23年9月下旬、各学年のPTA集会で保護者へ説明、その後、保護者宛に文書を配付し周知した。
- (4) その後、全校集会、生徒総会等で生徒会役員などが呼びかけを行い、意識の啓蒙、指導の徹底を図った。

3 事業展開

(1) 生徒を主体としたルール作り

- ① 平成23年7月、ホームルーム委員会、生徒会を中心に、学校独自の携帯電話マナーの作成を開始。
- ② 9月初旬、ホームルーム委員会において、「西高生の携帯電話マナー4原則」

- 1 「校内持込禁止」を守ろう。
- 2 「携帯電話の使用は21:00まで」とし、それ以降は使用しないようにしよう。
- 3 「休日の使用時間は、1日30分以内」とし、それ以降は使用しないようにしよう。
- 4 「公共交通機関利用の際や歩行中は、携帯電話を使用しない」ようにしよう。

を策定、9月16日(金)に各クラスにおいて、ホームルーム委員からの呼びかけが行われた。

- ③ 9月28日(木)、29日(金)の学年PTAで保護者へ説明、9月29日付けで保護者宛文書を発送。
- ④ 10月以降、放送部による校内放送、全校集会での生徒会役員からの呼びかけ、広報誌による周知など、「西高生の携帯電話マナー4原則」の徹底を図った。

(2) 平成24年度以降の指導

- ① 「西高生の携帯電話マナー4原則」を指導のキーワードとし、新入生入学時からルールの徹底を図った。
- ② 平成24年8月より、登下校中のイヤホン装着、公共機関における電子辞書の使用を禁止した。
- ③ 平成25年10月、部活動遠征時における携帯電話の使用マナーを規定し、遠征中の所持を原則禁止とした。

(3) 従来(平成23年度7月まで)の指導

「携帯電話の持込が発覚した場合、2週間預かり、2回目の指導からは保護者を召還し解約を勧める」であった。

4 事業の成果(効果)

(1)生徒の規範意識の向上。

	H23	H24	H25	H26
校内持込禁止を守っている生徒	90%	95%	97%	99%
21:00以降の使用を控えてた方が、自分にとってプラスであると考えている生徒	58%	76%	89%	93%
21:00以降の使用を控えている生徒	59%	65%	73%	79%

(2)携帯所持による指導件数の減少。

	H23	H24	H25	H26
携帯電話所持等による指導件数	80	45	30	28

(3)保護者との連携が強化され、解約の勧めなどの学校の指導に協力的な保護者が増えた。また、家庭でのルール作りが促進されるなど、よい傾向が見られた。

(4)携帯電話マナーの遵守だけにとどまらず、生活委員会を中心としたワンストップ挨拶運動、美化委員会を中心とした無言清掃活動、体育委員会を中心とした無言集合・整列・解散など、それまで取り組んできた生徒主体の活動がさらに活性化した。

5 事業を成功させるためのポイント

(1)職員の意識、指導の足並みを揃え、ルール違反を決して見逃さない態勢を作る。

(2)ルール作りと、徹底を生徒に主体的に行わせることで、ルールを大切にする気持ちを持たせる。

(3)保護者への説明を丁寧に行うことで理解をいただき、職員と保護者が協力して指導する態勢を確立する。

(4)改善の結果を生徒、職員、保護者へ還元し、取組がうまくいっていることを実感させる。

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

(1)携帯電話を持ち込むこと、長時間使用することは、よい影響を与えないことを、さらに生徒自身に実感させ、

生徒自らが携帯電話の使用を控えようとする意識を醸成する。

(2)21:00以降の使用は減少しているが、まだ2割以上の生徒が使用禁止を守れていない。ルール違反が友

人に迷惑をかけているということを理解させ、使用時間の減少を目指す。

(3)ネット社会に潜む危険性を理解させ、ネット利用のモラル向上を図る。

西高生の携帯電話マナー4原則

- 1 学校の携帯の規則「**校内持込禁止**」を守ろう。
- 2 携帯電話(全ての機能)の使用は、**21:00(午後9:00)まで**とし、それ以降は使用しないようにしよう。
- 3 **休日**の携帯電話の使用時間(携帯を操作する時間)は、**一日30分以内**とし、それ以上使用しないようにしよう。
- 4 **公共交通機関利用の際や歩行中**は、携帯電話を**使用しない**ようにしよう。



マナーを守ることは、自分と友達を守ること。とっても大切なことです。

高校生の携帯電話・スマートフォン使用に係る学校間連携の取組

夜10時以降の携帯電話やスマートフォンのコミュニケーションツールとしての使用自粛の呼びかけをととして

実施主体: 岩手県高等学校長協会奥州支会

協力団体: 奥州支会各校生徒会

《取組の概要》

奥州支会では平成26年4月から、地域の高校生が携帯電話やスマートフォンを介したコミュニケーションの在り方について考える一助として、夜10時以降のコミュニケーションツールとしての使用自粛を各校の生徒たちに提言したところである。各校では従来の取組に加え、生徒が自ら考え、自ら律する中で携帯電話、スマートフォンを適切に活用できるよう、学校間で連携しながら啓発活動を展開している。

奥州支会 10校 水沢高等学校、水沢農業高等学校、水沢工業高等学校、水沢商業高等学校、前沢高等学校、金ヶ崎高等学校、岩谷堂高等学校、杜陵高等学校奥州校(定時制・通信制)、前沢明峰支援学校(以上県立)、学校法人協和学院水沢第一高等学校

1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

ほとんどの高校生が携帯電話やスマートフォンを所持し、様々な機能を便利に使いこなす一方で、その手軽さゆえに利用時間やSNS等による情報発信に関わる問題が生じている。また、ネットワークを介したコミュニケーションにおいては、学校を離れ自宅や外出先等で、しかも自校生のみならず他校の生徒とも気軽に連絡を取り合っている現状がある。そのため、電子メールや無料通話アプリによる情報交換が深夜に及び、家庭学習や睡眠の時間を削って応答することで、生活が不規則になったり学力が低下したりするなどの課題が指摘されている。

そのような状況から、当奥州支会では、地域に学ぶ全ての高校生が課題を共有し、自ら携帯電話、スマートフォンの使い方を考え、実践していくことが重要であると捉え、その取組の端緒とすることをねらいに、「夜10時以降のコミュニケーションツールとしての使用自粛」を各校に呼びかけたものであり、学校間で連携を図りながら啓発活動に努めてきたものである。

2 推進方針(スケジュール)

- 生徒へは、各期の節目の時期を捉えて繰り返し呼びかけること(年度始め、夏季休業前、冬季休業前等)
- 保護者へは、年度の早い段階で、取組の趣旨について周知を図り、協力を求めること
- 年2回(6月、12月)実施の地区高等学校生徒指導連絡協議会において各校の取組状況の共有を図ること
- 今回の取組を、各校の情報モラル教育に位置づけ、他の取組と連動した活動とすること

3 事業展開

各校では、次のような機会を捉えて呼びかけを行ってきた。

<生徒に対して>

校長講話、年度始や長期休業前の全校ガイダンス、学校通信・学年通信への掲載、情報モラル学習、外部講師による講話(県警サイバー犯罪対策室、水沢・江刺警察署生活安全課、eネット安全教室、NTTドコモ社など)の実施

水沢農業高校は、入学後の3か月間の義務入寮期間を活用した指導を展開

水沢第一高校は、生徒会発行の副読本「ケータイ・スマホを使う前に」を活用した啓発

岩谷堂高校は、無料通話アプリの利用に関わって、平成27年度にLINE(株)による講演の実施を決定済み

<保護者に対して>

来校日に周知(入学手続き、PTA入会式、PTA総会、学年PTA、修学旅行説明会、自動車学校通学説明会など)と、文書による周知(学習実態調査結果の通知に加えるなど)



学年PTAでの県警サイバー犯罪対策室長講話

4 事業の成果(効果)

各校の実態調査の結果によると、呼びかけに応じて実際に夜10時以降の使用を控えた生徒が、水沢工業高校と金ヶ崎高校で多数となっている。一方で、水沢高校では使用自粛の割合が1年46.5%、2年46.6%、3年76.1%(12月の調査)となり、スマートフォンが主流となった2年生以下で半数に満たないなど、学校によってはさらなる取組が必要である。しかしながら、ネットトラブル等の通信端末が絡む生徒指導事案は各校ともに激減している。

地域の小・中・高等学校で構成する奥州市生徒指導研究推進協議会では本取組に呼応して、それまでの小・中学校の「携帯電話を持たない・持たせない運動」から踏み込み、「小・中学生携帯電話等の利用アンケート」を実施し、分析結果を各校が共有して指導にあたるなどの波及効果も出ている。



副校長による学年ガイダンス(水沢高校)

5 事業を成功させるためのポイント

今回の取組は、「夜10時以降のコミュニケーションツールとしての使用自粛」の呼びかけであり、この取組を推進するためには、生徒自らが生活習慣の見直しや、よりよいコミュニケーションの在り方を考えることが必要となる。たとえば、家庭学習時間や睡眠時間は確保できているか、ネットを介して相手に嫌な思いはさせていないか、情報収集や発信の仕方はこれまでどおりでいいのか、など生活面や学習面等さまざまな側面から自己を見つめ直す活動が求められる。

また、水沢商業高校では学校眼科医の協力を得て、「ケータイ使用時間と眼球調節機能異常の割合」をテーマに健康面から生徒にアプローチしており、生徒が科学的な根拠をもって理解、行動できるよう支援している。

今後は、校長会(奥州支会)の提案をきっかけに、生徒会が取組を引き継ぎ呼びかけを行っていくなど、生徒主体で使い方を考え活動を展開していくことが、成功につながるポイントと考えている。

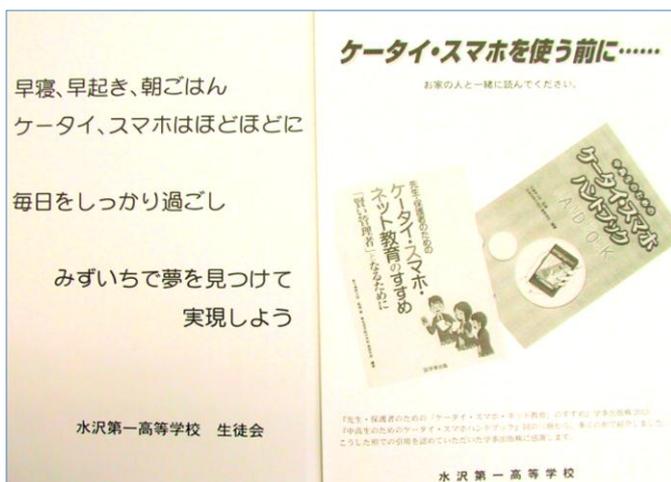
6 今後の展開(継続・発展させていくために)

生徒会主体の活動としては、水沢第一高校の生徒会発行の副読本の活用、水沢高校の生徒会誌での特集化、前沢高校の使用のルール化と実行の取組など、それぞれに動きが活発化しており、生徒が自分自身に関わることとして捉え、自主自律の取組に進んでいくことが期待できる。

また、現在、各校で独自に実施している使用実態調査は、調査項目や内容を統一して同時期に実施するなど、地域としての使用実態をより正確に把握したうえで実践していく必要がある。

前沢明峰支援学校では、生徒の障がい特性により、保護者と緊密な連携を取りながら所持及び使用について指導を展開している。保護者との連携は各校においても重要な要素の一つであり、そのため、保護者を対象とする研修会など啓発活動に力を注ぐ必要があるものとする。

7 参考



生徒会発行の副読本(水沢第一高校)



生徒会誌での特集(水沢高校)

テーマ「大人が支える！インターネットセーフティの推進」



インターネットセーフティPRキャラクター「うまホ」

実施主体：秋田県教育庁生涯学習課

協力団体：子どもたちのインターネット利用について考える研究会（子どもネット研）

※【座長】お茶の水女子大学教授 坂元 章

【事務局】ヤフー株式会社、ネットスター株式会社、アルプスシステムインテグレーション株式会社

【運営協力企業】ピットクルー株式会社

秋田県PTA連合会、各郡市PTA連合会、各市町村教育委員会

《取組の概要》

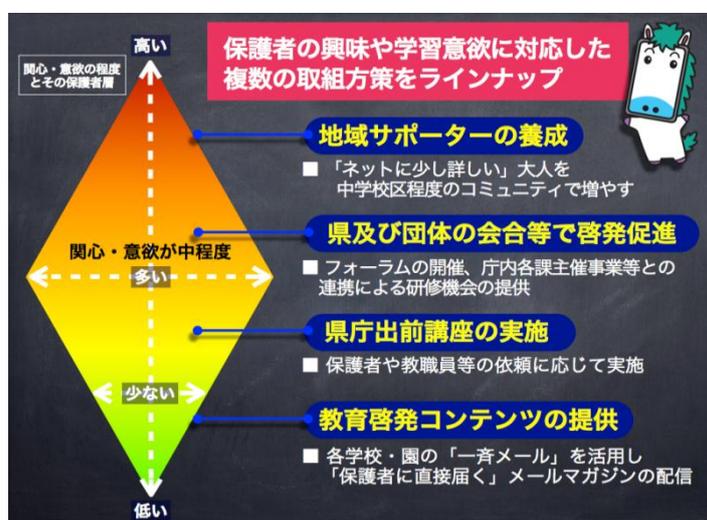
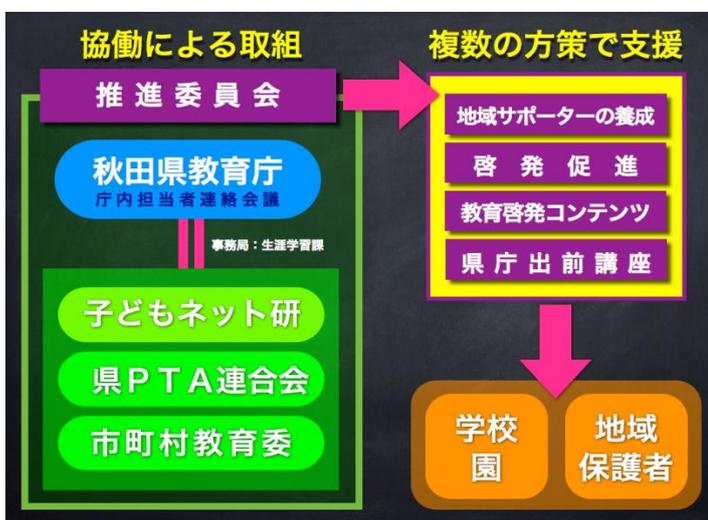
子どもたちのインターネット利用の問題を家庭教育の一つの課題として、社会全体で子どもたちをインターネットによる有害情報やトラブル等から守り、インターネットを健全に利用できるよう、安全で安心な利用環境を整える「インターネットセーフティ」の普及啓発と仕組みづくりについて、複数の取組方策により、民間等と協働で推進する。

1 本事業の趣旨

スマートフォン等の普及により、子どもたちを取り巻くインターネット環境は大きく変わり、「ネットいじめ」や犯罪等、様々なトラブルに巻き込まれる危険性が問題となっている。一方、保護者はこうしたネット機器やサービスになじみがなく、その利便さや怖さに対応できず、子どもとの向き合い方に自信がもてない状況にある。

このことを、家庭教育支援の課題の一つと捉え、社会全体で子どもたちをインターネットによる有害情報やトラブル等から守り、インターネットを健全に利用できるよう、安全で安心な利用環境を整える「インターネットセーフティ」を推進する。

2 事業の推進体制と取組方策



この取組は、民間による専門家会議「子どもたちのインターネット利用について考える研究会」（座長：国立大学法人お茶の水女子大学教授 坂元 章、以下「子どもネット研」）の他、秋田県PTA連合会等との協働が大きな特徴である。

- 県は、事業の全体計画立案、市町村・学校等との調整や進捗の管理、基礎的な講座（出前講座）の講義等を担当
- 子どもネット研は、教育啓発コンテンツ作成や実践的な講座（地域サポーター養成講座）等を担当

事業成功へのポイント

家庭教育支援（保護者の教育啓発）

全県的体制の構築、複層的啓発手法で、「健全・活用」を地域ぐるみで支援

民間との協働による取組の推進

子どもネット研との協働により、明確で効率的な役割分担

「ネットに少し詳しい大人」の輪

子どもネット研の理論・研究成果をもとに、実効性のある人材づくりを展開

「ネットに少し詳しい」地域サポーターの養成

中学校区程度のコミュニティに「ネットに少し詳しい大人」を増やすことを目的としたモデル講座の実施

- 意欲・関心の高い保護者・教員等に対象を絞り、インターネットセーフティの「核となる人材」を養成
- 平成27年度までに9地区18会場でモデル実施
平成25年度は、3地区6会場でのべ270人が受講
平成26年度は、3地区6会場でのべ296人が受講
- 市町村教委、学校・園、PTAが主体的に運営
- 事前・事後のアンケートで変容をみる
- 120分×4回の連続講座で背景・構造を理解
- 受講者からの質問に回答・解説
- 講座期間中、受講者による取組実践



● H25 (Blue)

● H26 (Green)

● H27 (Orange)

【講座カリキュラム】

子どもたちのインターネット問題を正しく知ろう

人気サービスの実際と理想のネットデビュー

保護者管理機能と家庭での取組ヒント

受講者による取組実践

取組実践の共有と地域での協働

↓

地域で「少し詳しい」存在に！

↑ ↓ 1ヶ月程度の期間をおく

地域に「少し詳しい大人を増やす」ことのねらい

子どもたちのインターネット利用の問題は、しつけや基本的な生活習慣と同様に、家庭教育の重要なテーマの一つである。

課題解決には、保護者や地域の大人がこの問題に関心を持ち続けるための継続的な教育啓発、地域・社会とのつながりの中で子どもと向き合うことのできる仕組みづくり(人づくり・地域づくり・絆づくり)等が必要である。

地域サポーター養成講座のねらいは、顔の見える範囲内に、インターネット利用の問題も普段の家庭教育の問題の一つだと教えてくれたり、困ったときには相談に乗ってくれたりする大人が、確かに存在する地域づくりにある。

受講者は、家庭や地域でこの問題と向き合い、実際に取り組むことのできる「地域の核」となる人材であることから、対象者を学習意欲や関心の比較的高い保護者層に絞った。また、問題の背景や基礎知識等が十分に得られるよう、発展的な内容で構成された連続講座とした。

「少し詳しい大人」というキャッチフレーズは、講座のこうした特徴やねらいを端的に示したものである。



参考：従来型安全教室との違い

・ 計8時間の連続型研修会で少数保護者を「少し詳しい」大人に→地域全体に影響

	地域サポーター養成講座	学校等で開催される従来型の保護者向けインターネット安全教室
開催規模	比較的小規模(20-50名)	学校全体、学年全体(100名超)
開催時間	連続型(4回)で計8時間 背景や構造をじっくり学ぶことで「少し詳しく」	単発型で30分から1時間以内 事例の紹介による注意喚起が中心に
参加対象者	希望する保護者のみ 興味関心や学習意欲の高い熱心層	保護者全員 意欲や課題意識のバラつきが大きい
研修会の進行	双方向要素の重視 受講者間によるグループワークを含む	講師からの一方通行が多い 疑問や不安の解消が困難
受講者への期待	読解力の獲得、各家庭での実践、 周囲の保護者のサポート	最新状況の理解、各家庭での実践

講座実施の詳細

◎講座企画・運営時に重視すること

- 限られた時間の中「実際にできること」につなげていく
- 「継続的な学びの必要性」への気付き
- 基礎的な読解力を身に付ける場
- 参加発信型利用リスクとその背景の理解・対処に焦点

◎今年度の主な修正・改善点

- 一回あたりの開催時間を延長
※グループワークの時間配分を拡大
- メッセンジャーアプリ普及と利用トラブルへの対応

◎カリキュラム概要(今年度)

●第1回) 状況・課題

「子どもたちのインターネット問題を正しく知ろう」

インターネット活用力が地域にもたらすもの、つながる機器、発信トラブルの実際と背景、グループワーク

●第2回) 背景・構造

「人気サービスの実際と理想的なデビュー」

質問の解説、人気サービスの共通構造、オンラインコミュニケーションの特性、段階的利用モデル、グループワーク

●第3回) 対処方法

「家庭での取り組みヒント」

質問の解説、保護者管理機能の実際、家庭での機器の与え方や子どもとの接し方、グループワーク

●第4回) 実践支援

「取り組み実践の共有と地域での協働」

質問の解説、取り組みの成功・失敗例の共有、当該地域での協働のあり方、グループワーク

成果と課題

【成果】

- 地域密着型手法と効果測定の実践
- 他地域への波及(全国フォーラム等で事例報告)
- 受講者発案による保護者学習会の追加開催(大館市城南児童会館)

【課題】

- 講座の企画運営の改善～受講者拡大への工夫
- 指導者の養成～市町村での持続的取組を目指す
- 受講者のフォローアップ(情報更新)とネットワーク化
- 市町村事業への支援～学習機会の枠組みを示す

地域サポーター養成講座のめざす姿

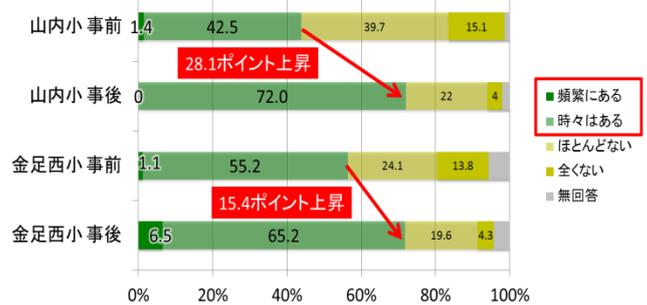
現在は、子どもたちのインターネット利用の問題についての正しい知識、大人の役割や家庭・地域での取組のヒントなどを広めてくれる地域人材として期待している。

将来的には、保護者間のつながりや地域ぐるみで子どもを支え見守る環境づくりを進める「地域の担い手」として、地域の方と連動して講座をコーディネートしたり講師を務めたりできる、「より詳しい」人材の養成である。

H25地域サポーター養成講座 講座実施の成果の例

(保護者間の相互作用が活発化)

問い: お子さんのインターネット利用の様子や、お子さんへの機器(携帯電話など)の与え方(タイミングなど)が、他の保護者の方との間で話題になることがありますか?



事前調査は平成25年9月、事後調査は平成26年3月にそれぞれ実施。各校保護者を対象にした質問回答用紙の配布回収方式。山内小(4-6年生の保護者): 事前n=73/事後n=50、金足西小: 事前n=87/事後n=46

地域サポーター養成講座 効果測定の新たな試み

● H25年度

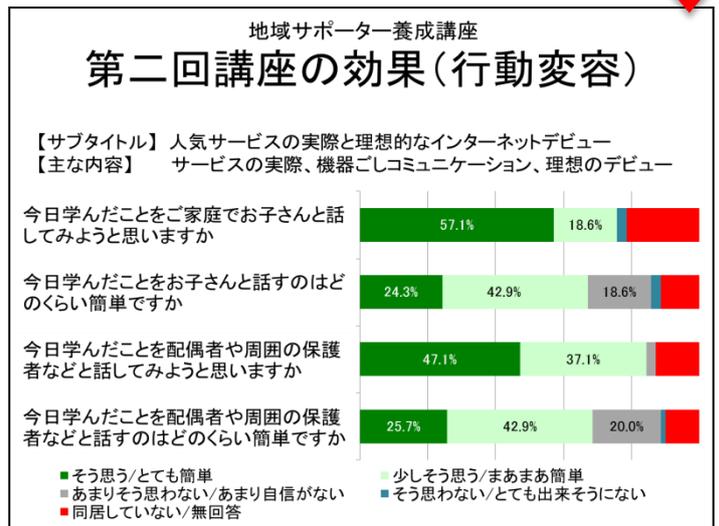
- 受講者の満足度・理解度 → 受講者アンケート結果
- 地域全体の変化 → 全保護者向けアンケートの事前事後結果比較

● H26年度

- 受講者アンケート → 行動変容に関する質問項目を追加
 - ・ 受講直後時点での「行動意図」、「行動の容易さ」を聞くことで行動変容を予測
- 「子どもと話をしてみようと思う」など【行動意図】は総じて高スコア
- 「どのくらい簡単か」など、【行動の容易さ】は中程度のスコア
- 行動支援ツール充実や、教材・指導方法の一部見直しを検討

◎受講者アンケート

行動変容に関する質問とその結果(第二回講座を例に)



資料(3点)提供: 子どもネット研

昨年度受講者の現在

県内3会場で昨年度受講者による交流会を実施した。そこでは、子どもたちのインターネット健全利用に関する新たな情報や課題の共有(フォローアップ)、学校・家庭・地域の核となる人材のネットワークづくりを目的に協議・交流(ルールづくりに関するワークショップ)を行った。

講座実施の詳細

- 主に保護者や教員を対象に、要請に応じて随時、実施している
 - 要請数は年々大きく増加傾向にあり、学校やPTA等の危機意識の大きさがうかがえる
 - 講師は生涯学習課社会教育主事の他、各教育事務所・出張所社会教育主事とも分担
 - 内容は「子どもたちのネット環境急変」「子どもたちに人気のサービスとインターネットトラブルの実際」「理想のネットデビュー」「家庭や地域での取組」等について
 - サービスの実際やトラブル事例について、実機を用いて実演
 - 1回につき60～90分
 - H26年度は2月末現在で、21市町村(25市町村中)、15,756名(133回)
- ※H25年度 20市町村、9,530名(94回)

保護者や教員等の要請に応じた県庁出前講座の実施

●H26年度実施状況 ※H27.2月末現在



■平成26年度 21市町村、15,756名(133回)

実機によるインターネットサービスの実演

インターネット機器の多様化や進化が著しいため、子どもたちが利用する機器や人気のサイト、ソフトウェア環境等について、十分に理解している、あるいは自らも利用している保護者・教員は多くない。そこで、「サポーター養成講座」はもちろん、県社会教育主事が講師を務める出前講座においても、実際に携帯型ゲーム機やスマートフォン等を用いて、インターネットにつながる様子や、子どもたちに人気のサービス等で起こり得るトラブル等を実演している。

特に、2台のスマートフォンの画面をそれぞれスクリーンに投影し、メッセージアプリでの実際のやり取りや、グループから退会させられるトラブルの疑似体験(右の写真)は、子どもたちの利用状況をより強く実感できると、受講者に好評である。



5 今後の展開(継続・発展させていくために)

子どもたちのインターネット健全利用には家庭や地域への啓発が必要であり、今後も家庭教育支援の重要な取組の一つと考える。そのため、保護者や地域の大人がこうした問題に関心を持ち続け、地域ぐるみで子どもを支えられるよう、庁内各課、県関係機関、市町村教育委員会、民間組織やPTA団体等と連携・協働し、「インターネットセーフティ」の推進を引き続き図っていく。

具体的には、県庁出前講座の実施や啓発リーフレットの作成・配布、メールマガジンの配信等により、保護者や教員等を対象とした教育啓発に継続して取り組む。また、地域の核となる「地域サポーター」の養成については、モデル実施から持続可能な取組への展開、受講後のフォローアップやネットワークづくりを進めるため、市町村の家庭教育事業の一つとして展開されるよう、市町村担当者等と講座や事業企画・内容について情報の交換と共有を重ね、その体制づくり支援に努めていく。

6 参考資料等

●秋田県教育庁生涯学習課「大人が支える！インターネットセーフティの推進について」(秋田県公式HP「美の国あきたネット」)

<http://www.pref.akita.lg.jp/www/genre/00000000000000/1371701668736/index.html>

※上のHPから次のデータがダウンロードできます。広くご活用ください。

- ・小学生／中・高生用リーフレット「インターネットを安全に使うために知っておくべき四つのポイント」
- ・リーフレット「インターネットセーフティガイド」(平成26年3月版)
- ・インターネットセーフティPRキャラクター「うまホ」データ

●子どもたちのインターネット利用について考える研究会HP

<http://www.child-safenet.jp/>

●課題解決エンジンレポート08 Think Future Act Local「地域活動が、子どもたちの未来をつくる」(ヤフーのCSR)

<http://csr.yahoo.co.jp/report/volume8/3.html>

テーマ「〈緊急アピール〉

子どもたちをインターネットの危険から守るために！」

実施主体：群馬県佐波郡玉村町青少年問題協議会

関係団体：町長、町議会、警察、教育委員会、小中高校、青少推、PTA連協、保護司会 等

《取組の概要》

携帯電話やスマートフォンの普及による無料通信アプリやLINE(ライン)などを使ったトラブルやいじめ、生活習慣の乱れなどの問題から子どもたちを守るために、玉村町青少年問題協議会で協議し、子どもには必要のない携帯電話・スマートフォンは持たせないこと、持たせる場合には、夜9時以降は携帯電話・スマートフォンを使用しないなどのルールを示したリーフレット「〈緊急アピール〉子どもたちをインターネットの危険から守るために！」を作成し、保護者や地域に配布し、町全体で子どもたちを見守っていく活動を行った。

1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

- 平成25年度全国学力・学習状況調査の結果、玉村町の児童生徒の携帯電話・スマートフォンの所持率は小学6年生41.1%、中学3年生65.3%でした。群馬県の平均が小学6年生が38.2%、中学3年生が54.3%となっており、群馬県と比べても高い状況にある。
- 携帯電話やスマートフォンを所持している児童生徒の増加に伴って、小中学校において、無料通信アプリやLINE(ライン)などを使ったトラブルやいじめ、生活習慣の乱れなどの問題が増加してきている。
- 学校では、これらの問題に対応するために、子どもや保護者に対して、情報モラル講習会を開催したり、学校便りやホームページ等を活用し、携帯電話・スマートフォンに潜むインターネットの危険性について啓発したりしているが、携帯電話・スマートフォンの利用のルールを徹底することが難しい現状がある。
- このような状況の中、町全体で子どもたちをインターネットの危険から守っていくことが必要であると考え、青少年問題協議会で協議・検討し、「〈緊急アピール〉子どもたちをインターネットの危険から守るために！」を作成し、町全体に啓発していくことにした。

2 実施スケジュール

平成26年 7月	第1回青少年問題協議会 携帯電話・スマートフォンの利用についての問題提起、協議、リーフレットを作成
平成26年 7月	リーフレットを全保護者配布
平成26年 8月	「広報たまむら」に掲載
平成26年 8月～	学校、PTA、青少推など各団体の会議等でリーフレットを配布、説明
平成26年10月	第2回青少年問題協議会 リーフレット配布後の情報交換等

3 事業展開

- 青少年問題協議会で「子どもたちの問題行動と携帯電話・スマートフォンの関係」について、情報交換を行い、子どもたちの携帯電話・スマートフォンの利用に関する問題点の共通理解を図る。
- 「子どもには必要のない携帯電話・スマートフォンを持たせない」「夜9時以降は、携帯電話・スマートフォンを使用しない」等を示したリーフレットを作成。
- 夏休み前に小中学生をもつ全家庭に学校を通して、配布。
- 小中学生に対しても、学校から本リーフレットの趣旨を説明。
- 玉村町全体に対して、「広報たまむら」等を活用し、本事業の趣旨と内容を周知。
- 保護者に対して、学校の三者面談や保護者の集まる機会に本リーフレットを再度配布し、本事業について周知、協力を促す。

4 事業の成果(効果)

〈保護者から〉

- リーフレット「〈緊急アピール〉子どもたちをインターネットの危険から守るために」を配布したことで、携帯電話やスマートフォンの利用の仕方について、親子で話し合うきっかけとなった。
- 玉村町としての共通の取組が明確に示されたことで、子どもに指導しやすくなった。

〈学校から〉

- 子どもやその保護者に対して、町の方針が示されたことで、携帯電話・スマートフォンの利用についての指導がしやすくなった。
- 「夜9時以降は利用しない」と時間を明記したことで、子どもたちも携帯電話・スマートフォンをやめるきっかけができたことで、家庭学習等にも取り組めるようになっている。

〈各団体から〉

- 青少年問題協議会において、子どもの問題行動とスマートフォンの無料通話アプリ「LINEライン」の関係等、警察や学校から、実際の事例を交えた情報交換や研修を行ったことで、インターネットに潜む危険性についての理解が深まった。

5 事業を成功させるためのポイント

- 学校だけでなく、子どもたちの健全育成に関わる様々な団体が共通理解の下、継続的に取組を進めていくことが大切である。
- 各団体があらゆる機会に本リーフレットを活用し、インターネットの危険性やその利用の仕方について、周知をしたり、研修会を開いたりしながら、本事業の趣旨を町全体に浸透させていくことが大切である。

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

- 学校では、子どもたちや保護者に対して、情報モラル講習会等を計画的に実施していく。
- PTA連協や青少推等が研修会を開催するなどして、地域や家庭に対して、本事業の趣旨をより浸透させていく。
- 青少年問題協議会では、各種団体が行った取組や子どもの状況等について情報交換を行いながら、町全体で子どもを見守っていく体制を構築する。

7 その他

- 玉村町教育研究所から、「家庭学習を充実させるために、メディアとのかかわり方のルールを決めよう」等を示した保護者向けリーフレット「すすめよう家庭学習」を作成した(配布は平成27年度)。
- 研究所リーフレットについては、小中学生をもつ保護者に「〈緊急アピール〉子どもたちをインターネットの危険から守るために」と関連させて広めていく。

8 参考資料等

〈緊急アピール〉子どもたちをインターネットの危険から守るために！
掲載ページ <http://www.town.tamamura.lg.jp/soshiki/18/sumaho.html>

保護者の皆様へ

<緊急アピール>
子どもたちをインターネットの危険から守るために！

便利な道具である携帯電話やスマートフォン
しかし、使い方によっては・・・

- 携帯・スマホ中毒・・・自分の時間の全てを携帯電話・スマートフォンに費やし、学校生活に支障をきたしていることもあります。
- ネットいじめ・・・LINE(ライン)による悪口や無視、仲間はずれなどのいじめが起こっています。
- 事件の被害者・・・インターネット上で見知らぬ人と知り合う機会も多く、事件の被害者になることもあります。

子どもたちを取り巻くインターネット上の問題はとて深刻で見えにくくなっており、玉村町全体で見守っていく必要があります。

玉村町の子どもには

☆必要のない携帯電話やスマートフォンは持たせないようにしましょう

持たせる場合は、保護者の責任において、

☆ルールを守って、使わせるようにしましょう

- 夜9時以降は使わない
- 悪口や個人情報は絶対に書き込まない
- 知らない人とインターネット上で交流しない
- フィルタリングを必ず行う
- ルールを守れない場合は、使用を禁止する

※ ゲーム機や音楽プレーヤーもインターネットにつなげることがあります。
※ 学校への携帯電話やスマートフォンの持ち込みは禁止されています。

玉村町青少年問題協議会

メディアとのかかわり方のルールを決めよう

玉村町の小中学生は、「テレビやゲーム」「インターネット」「携帯、スマートフォン」をしている時間が多く、全国学力・学習状況調査の調査結果から明らかになっています。携帯電話・スマートフォンの所持率は小学6年生で約50%、中学3年生で約74%で、群馬県と比べても高い割合になっています。さらに、中学生では約25%（4人1人）が1日に2時間以上使用しています。

また、「自主学習ができない理由」もメディアとのかわりに大きな要因があることがアンケートの結果から、はっきりとわかってきました。家庭学習を充実させるためには、親子でメディアとのかかわり方のルールを決め、守らせていくことが大切です。

子どもと一緒にルールを決めよう

- テレビやゲームの時間をしっかり決める・・・1日【 】分以内にする
- 携帯電話・スマートフォンを使う時間と場所などを決める
- 「時間」夜【 】時以降は使わない 《場所》自分の部屋には持ち込まない
- テレビを見ながら、インターネットをしながら、学習はしない

※ 緊急アピール「子どもたちをインターネットの危険から守るために」を参考にしてください。

保護者向けリーフレット
「すすめよう 家庭学習」より抜粋

テーマ「ケータイ・スマホ使用『基本ルール』の呼びかけ」

副題「家庭でのケータイ・スマホ等に関する“わが家のルール”作成の推進を目指して」

実施主体：山梨県PTA協議会、山梨県高等学校PTA連合会、山梨県私立中学高等学校PTA連合会
山梨県、山梨県教育委員会、山梨県市町村教育委員会連合会
協力団体：山梨県警察、山梨県青少年協会、山梨県インターネットプロバイダー連絡協議会
(株)NTTドコモ山梨支店、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)、ワイモバイル(株)

《取組の概要》

山梨県PTA3団体（公立小中、公立高、私立）が主体となり、山梨県及び県教育委員会、県市町村教育委員会連合会が協力する形で6者が連携し、ケータイ・スマホや情報端末を利用できる子どもたちに向け、校種に関係なく最も基本的と思われる『基本ルール』を策定する。これを広く呼びかけることにより、各家庭でのケータイ・スマホ等の利用についてのルール作りを促し、これらの情報機器の使い方を再確認をしてもらうとともに、児童・生徒の健全な使用を推進する。

1 本事業に取り組んだ理由（課題を含めて）

ケータイやスマートフォン等の情報端末やインターネットが、子どもたちにとっても非常に身近な存在となるなか、メールなどのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及は、コミュニケーションの手段としては便利な反面、書き込み内容による友達同士のトラブル、睡眠不足などによる健康への影響、学習時間の減少など、様々な問題も引き起こしている。

平成25年度「全国学力・学習状況調査（質問紙調査）」によれば、本県小・中学生の「2時間以上インターネット（ケータイ・スマホを含む）を使う」と回答した割合は、全国平均を上回っている。また、同調査による家庭での学習時間は決して十分とはいえない結果となっており、インターネットなど情報端末の利用が、少なからず家庭での学習に影響を与えている様子もうかがえた。

こうした状況を鑑み、生活習慣の乱れや友人関係の悪化などの悪影響を防ぐためには、情報機器を適切に使用するという意識付けが必要である。特に、ケータイやスマホなどは保護者も使用しており、これらの使用に関しては、子どもだけの問題とするのではなく、保護者にも訴えかけていくことで一層効果が見込まれる。そこで、PTAが主体となって、教育委員会との連携を図るなかで、保護者が子どもとともに情報機器の使用について考える機会を設けることを目的とした『基本ルール』を策定し、それを広く呼びかけていく運動を展開することとした。

2 実施スケジュール

平成26年

- 8月 ・ 県PTA3団体の担当者による事前協議
- 9月 ・ 県PTA3団体による『基本ルール』案の策定
・ 各校種の校長会等で趣旨説明
・ 『基本ルール』案について、各校生徒及びPTAにおける意見募集開始
- 10月 ・ 各校及びPTA等からの意見回収のための文書配付
- 11月 ・ 県PTA3団体の担当者による意見集約検討
・ 県PTA3団体による『基本ルール』の策定
- 12月 ・ 県PTA3団体から県教育委員会教育長への協力要請
・ 『基本ルール』呼びかけ用のリーフレットを作成
・ 県PTA3団体及び県、県教育委員会、市町村教育委員会連合会の6者連名により、「『基本ルール』策定文書」、「呼びかけ用リーフレット」を配付

3 事業展開

- ・本事業は、県PTA3団体を中心に、県教育委員会も協力することで実現した。県教育委員会では関係団体に声をかけることで賛同団体を増やし、事業の浸透を図った。
- ・事業を進めるにあたっては、次のことを確認した；
 - ① PTAが主体となって活動を進める
 - ② 県教育委員会が全面的にバックアップしていく
 - ※ PTA3団体と県教育委員会関係5課の担当者による担当者会議を設置
- ・事業目的を「ケータイ・スマホ使用『基本ルール』の呼びかけ」とし、以下の流れで展開した；
 - ① 他自治体の取組に関する情報を収集し、山梨版ケータイ・スマホ使用『基本ルール』案を作成
 - ② 山梨版について、学校や各校PTAの意見を募集
 - ③ ②の意見を集約し、山梨版ケータイ・スマホ使用『基本ルール』を策定
 - ④ 『基本ルール』及びわが家のルール作りを呼びかけるリーフレットを作成
 - ⑤ 各学校長・PTA会長宛、保護者・児童・生徒宛、市町村教育委員会教育長宛に文書及びリーフレット送付

4 事業の成果(効果)

- ・最も基本となるケータイ・スマホ等使用の『ルール』を次の5つに集約し、県内すべての校種に在籍する児童・生徒及び保護者に提示することができたのは、大きな成果と捉えている。
山梨版『基本ルール』の内容；
 - ☆ゲームやSNS等の利用はできるだけ控え、夜9時以降は利用しません。
 - ☆食卓にケータイ・スマホを持ち込みません。
 - ☆ネット上に、人の悪口を書き込みません。
 - ☆ネット上に、自分や人の個人情報（画像や動画を含む）を書き込みません。
 - ☆ケータイ・スマホを使わない人、返信がない人を仲間はずれにしません。
- ・高校においては生徒会が中心となって生徒自身が『ルール』作りに取り組んだ実践も報告されており、こうした動きが出てきたことも本事業の成果といえる。

5 事業を成功させるためのポイント

- ・情報モラルに関しては学校教育だけではなく、社会全体の大きな課題である。学校だけで取り組むことには限界があり、家庭や地域等の協力が必要不可欠である。本事業では、PTAが主体となって事業を展開できたことが、大きな成果につながったと考えている。

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

- ・アンケート調査等実施し、状況把握に努めながら、『基本ルール』の再通知等を実施する。
- ・小学校であれば保護者学習会、中学・高等学校であれば生徒会活動におけるルール作りの推進等、校種に応じた各学校の取組を啓発していく。

7 その他

- ・教職員に配付している山梨県学校教育指導重点パンフレットにも本事業を掲載するなど、教員の意識啓発も図っている。

8 参考資料等

- ・参考URL
<http://www.pref.yamanashi.jp/shakaikyo/pta.html>

テーマ「子どもの携帯電話・スマートフォン等の安全な使用のための家庭・地域・学校が一体となった取組」

実施主体：岐阜県関市PTA連合会、岐阜県関市小中学校長会、
岐阜県関市青少年健全育成協議会
協力団体：岐阜県関市教育委員会

《取組の概要》

子どもたちが安全に携帯電話やスマートフォンが使用できるよう、関市PTA連合会、関市小中学校長会、関市青少年健全育成協議会が連携し、市内小中学校の全保護者に子どもたちの携帯電話やスマートフォン等の使用規制を依頼し、家庭・地域・学校が一体となった取組を行っている。

1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

関市において、平成26年2月に「情報機器の保有率等の調査」を行ったところ、自分の携帯電話やスマートフォン、タブレットを持っている子どもの割合が小学校6年生で42.8%、中学校3年生で62.8%と高い数値であった。さらに、中学生の57.1%の生徒がソーシャルネットワーキングサービス(SNS)や無料通信アプリの利用経験があることがわかった。

全国的に見られるように、インターネットに関わるトラブルの増加、ゲームやメールのやり過ぎによる不規則な生活やそれに伴う体調不良等、子どもたちの安全・安心を脅かす状況が迫っていた。そこで、対策として関市全体で子どもたちの安全・安心のための取組を行うことにした。

2 実施に至るまでの経緯

【本事業への歩みだし】平成25年度内

学校だけではなく、家庭・地域も一体となった取組を行うことができないか、関市教育委員会から関市PTA連合会長、関市小中学校長会長、関市青少年健全育成協議会長に呼びかけた。

【先進的な実践の取材】平成26年4月中旬

先進的な取組を行っていた愛知県刈谷市の取組の経緯やその成果等について取材を行った。

【関市小中学校長会との意見交換会】平成26年4月中旬

関市小中学校長会役員と関市教育委員会関係者で刈谷市の取組を確認し、小中学校における状況について情報交流を行った。そして、刈谷市と同様の取組を行うことについて検討した。

【関係団体との意見交換会①】平成26年4月下旬

関市PTA連合会長、関市小中学校長会長、関市青少年健全育成協議会長、関市教育長、関市教育委員会事務局長、学校教育課長、学校教育課担当者で、関市全体での取組を行うことを確認し、その方針や実施に向けた見通しについて話し合った。

【関係団体ごとでの検討】平成26年5月～6月

各会での総会や役員会において取組の具体的な内容や日程について確認、周知した。

【関係団体との意見交換会②】平成26年5月下旬

具体的な取組内容について検討し、実施に向けた日程について確認した。

【関係団体との意見交換会③】平成26年7月上旬

取組内容や依頼文書を最終確認した。

【取組開始】平成26年7月15日

全小中学校一斉に、保護者宛に依頼文書を配布し、取組をスタートした。

3 具体的な取組内容

市内小中学校の全保護者に、子どもたちの携帯電話やスマートフォン等の使用について、次のような依頼をした。

- 必要のない携帯電話やスマートフォン等を持たせない。
- 携帯電話やスマートフォン等を契約する際には、親子で約束をしっかりと結び、必ずフィルタリングサービスを受ける。
- 夜9時以降、子どもから携帯電話やスマートフォン等を預かる。

4 事業の成果

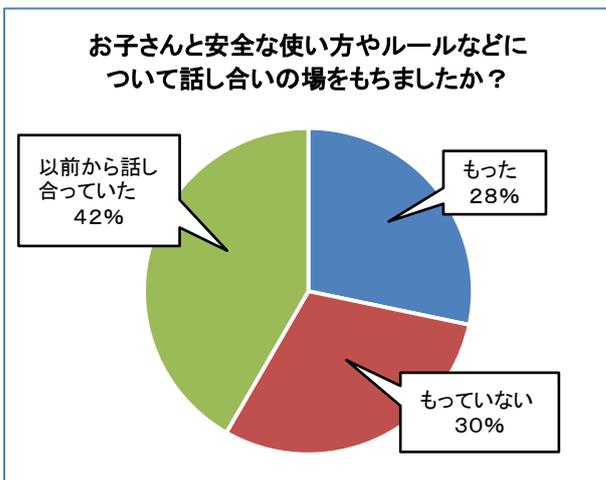
7月15日に取り組み始めて4か月後の11月に行ったアンケートでは、次のような成果が表れた。

- 小学校の高学年児童及び中学生の約20%がメールの回数が減った。
- 33%の小中学生のゲームをする時間が短くなった。
- 38%の小中学生の家での勉強時間が長くなった。
- 29%の小中学生の睡眠時間が長くなった。

さらに、ある中学校では、このアンケート結果と自分たちの学校の結果から、生徒会の役員が問題意識を持ち、携帯電話やスマートフォンの安全な使い方のルールを全校へ提案し、全校宣言として採択する取組が行われた。

また、保護者へのアンケートでは、この取組を「よいと思う」「どちらかといえばよいと思う」と回答した保護者が90%以上を占め、保護者の関心も非常に高いことが分かった。

この取組を通して、約30%の家庭で今回の取組を機に話し合

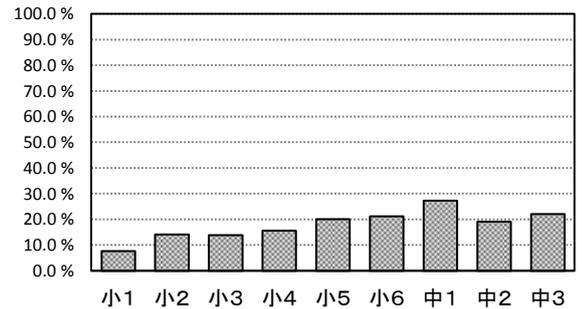


いがもたれた。以前から話し合っている家庭も含めると、約70%の家庭で携帯電話やスマートフォン等の使い方について家庭で話し合ったことになり、問題意識が一層高まった。

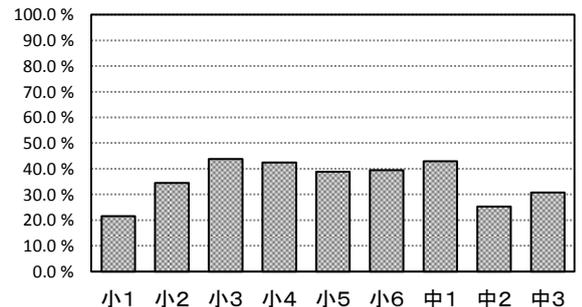
5 今後の展開

- ・各小中学校において、携帯電話やスマートフォン等の安全な使い方についての全校宣言を行うなど、子ども自身が主体的に問題解決に取り組んでいく活動へ広げていく。
- ・定期的に子どもたちや保護者にアンケートを実施し、関心や問題意識の一層の向上に取り組んでいく。

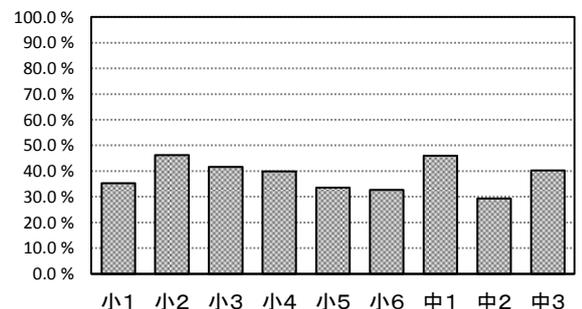
メールをする回数が減った児童生徒の割合



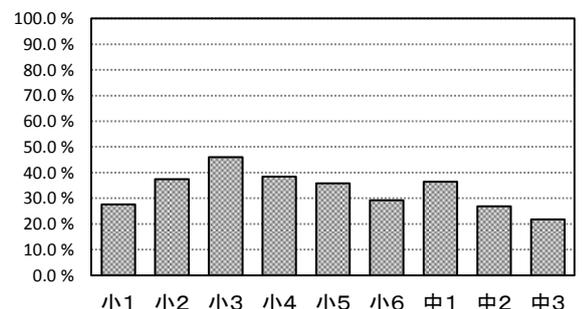
ゲームをする時間が減った児童生徒の割合



家での学習時間が増えた児童生徒の割合



睡眠時間が増えた児童生徒の割合



決めて、守ろう！「我が家のルール」

～携帯電話やスマートフォン等の安全な使用に向けての取組について～

実施主体：岐阜市PTA連合会

協力団体：岐阜市青少年育成市民会議、岐阜市小中学校校長会、岐阜市教育委員会

《取組の概要》

岐阜市PTA連合会が中心となって、岐阜市青少年育成市民会議、岐阜市小中学校校長会の協力のもと、平成26年7月15日より一斉に、携帯電話・スマートフォン等の安全・安心な利用について『決めて、守ろう！「我が家のルール」』をスローガンに掲げ、市内の小・中学生および保護者に呼びかけた。

呼びかけの内容は、下記のような各家庭の実態に応じた「我が家のルール」づくりである。

○必要のない携帯電話やスマートフォン等を持たせない。

○携帯電話・スマートフォン等を契約する際には、親子で約束をしっかりと決めて、必ずフィルタリングサービスを受ける。

○原則として、夜9時以降は、買い与えた保護者の責任で、お子さんから携帯電話・スマートフォンやゲーム機等を預かる。

1 本事業に取り組んだ理由

「情報モラルにかかわる調査」(平成25年12月実施)の岐阜市の結果によると、自分の携帯電話やスマートフォンを持っている子どもの割合は、小学生31%、中学生40%であった。また、メールや、ゲーム、インターネットを使用する頻度については、「ほぼ毎日使う」という割合が、小学生13.6%、中学生38.1%であった。

全国的には、子どもたちの間でSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)に関わるいじめ等のトラブルが発生している。こうした状況の中で、保護者であってもつかみにくい子どもの人間関係が形成されていることや、トラブルや犯罪に巻き込まれたケースがある。また、ゲームやメール等のやりとりに気を取られたり、夜更かしをしてしまって生活のリズムが崩れたりしてしまった状況がある。

こうした状況から、各学校において、リーフレットを配布したり、外部講師を招いた学習会を開催したりしてきたが、状況を改善するまでには至っていない。夏休みという長期休業日に入る前に、学校だけでなく、家庭も一緒になって、子どもたちの安全・安心の確保に取り組んでほしいと願った。

2 実施スケジュール

- ①岐阜市内全小中学校に一斉説明(7月15日)
 - ②岐阜市内全小・中学生および保護者を対象したアンケートの実施(12月下旬)
 - ③アンケート調査結果の報告と今後の方向の確認
- ※各家庭および各学校での取組(約束づくり、情報モラル指導等)は随時実施。

3 事業展開

- ①岐阜市PTA連合会役員会で、本取組について検討する。
- ②岐阜市青少年育成市民会議、岐阜市小中学校校長会、岐阜市教育委員会が共に取り組んでいくことが決定する。
- ③具体的な取組内容について、岐阜市PTA評議員会にて説明し、可決する。
- ④7月15日、本取組が一斉スタートする。
 - ・各学校、各担任の先生から、子どもたちに本取組を説明する。
 - ・保護者向けの文書と共に、啓発チラシ(右図)を配布する。
- ⑤各家庭、各学校にて随時取組を実行する。
- ⑥12月下旬に全小・中学生および保護者にアンケートを実施する。
- ⑦3月にアンケート調査の結果を報告する。

わが子が「いじめ」に巻き込まれないために(被害者にも加害者にもならないために)
わが子の生活習慣を望ましいものとするために
わが子が学習に集中できる環境をつくり、維持するために

携帯電話・スマホ
ゲーム機等の利用について

決めて、守ろう!

「我が家のルール」

岐阜市の具体的な取組

平成26年7月15日
より実施

「必要のない携帯電話・スマホ等は持たせない」
「契約前に親子で約束を決め、必ずフィルタリングする」
「原則として、使用は夜9時までとして、携帯電話・スマホやゲーム機等を預かる」

岐阜市PTA連合会・岐阜市青少年育成市民会議・岐阜市教育委員会

4 事業の成果(効果)

<学校での取組より>

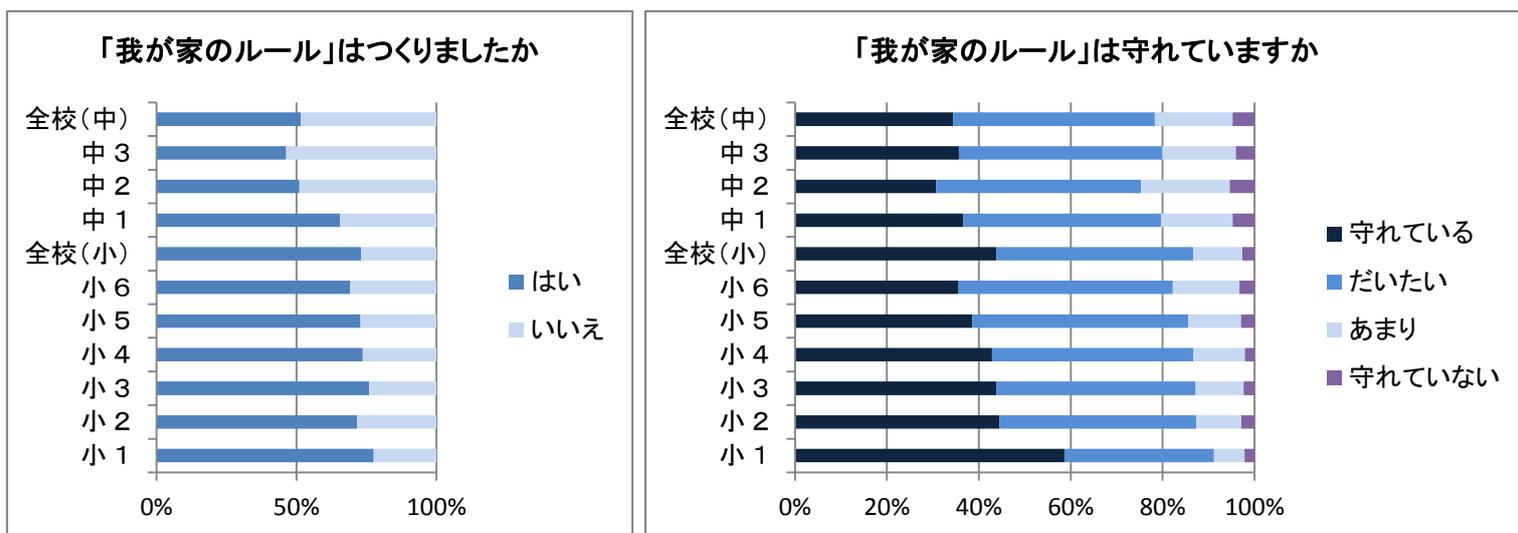
○7月15日以降、この取組を受けた情報モラル指導を全校で実施している。

- ・学級担任等による指導が最も多い。
- ・一斉指導と共に、個人懇談など、実態に応じてきめ細かい指導を行っている。
- ・授業参観において親子で携帯電話等の使用について話し合ったり、地域のミニ集会において地域の人と話し合ったりする機会を設けている学校がある。
- ・児童会・生徒会の自発的な活動によって取り組んでいる学校がある。

<12月実施のアンケートの結果より>

○「我が家のルール」をつくったのは、小学生73%、中学生51%であった。

○ルールをつくっている人のうち、小学生87%、中学生79%が守れている傾向にある。このことから「我が家のルール」をつくった小・中学生の多くに守ろうとする姿勢が伺える。



<アンケートにおける保護者の声から>

○下のような保護者の声をもとに、今後の取組に反映させていく。

- ・長子が4年生の時にメールによるトラブルがありました。今後、次子も心配しています。
- ・携帯電話、ゲーム機を子どもに持たせているかどうかの質問が一番最初に必要だと思いました。どのくらいのお子さんが何年生で何を持っているのか把握して、その結果を公表してもらいたいです。
- ・ゲーム機を持っていないため、ゲーム使用での問題はないが、持っていないことで友だちからからかわれたり、いやなことを言われたことがありました。ゲーム機を与えるべきなのかどうかとても悩みます。仲間はずれにならないかが心配です。

5 事業を成功させるためのポイント

○携帯電話やスマートフォン等の安全・安心な使い方を含む情報モラル教育に対して、学校と家庭が一体となって取り組むこと。

○一部の学校だけで取り組むのではなく、全市を挙げて取り組むこと。(小・中学生がネット社会において、校区を越えてつながりを持っている場合が考えられ、自校以外でも同じ取組が実施されていることが大切である。)

○「規制」ではなく、各家庭の実態に応じたルールづくりを呼びかけること。

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

本取組は、まだスタートしたばかりである。今後も、学校と児童生徒、保護者が一体となった全市としての取組を継続していきたい。

特に、年齢が上がるにつれて「我が家のルール」がつくられていない傾向にあることや、児童生徒と保護者のルールに対する意識のズレを修正していくことが大切であると考えます。

テーマ「高校生が考えるケータイ・スマホの危険性への取組」

副題 ～これからスマホを持つ小・中学生とその保護者に向けて授業をしよう！～

実施主体：兵庫県猪名川町青少年健全育成推進会議

協力団体：兵庫県立大学 竹内研究室、(株)DeNA

後援団体：内閣府、総務省、兵庫県警察本部、兵庫県教育委員会、兵庫県青少年本部

猪名川町、猪名川町教育委員会、一般社団法人川西青年会議所、デジタルアーツ(株)、ソフトバンクモバイル(株)

《取組の概要》

近年、青少年を取り巻く環境が急激に変化する中で、特に高校生のスマートフォンの所持率は8割を超え、今や様々なツールを利用したネット利用は社会生活の中でなくてはならないツールとなっている。しかしながら、スマートフォンやインターネットを実際に利用する中・高生のネット利用モラルやルールについては、未だ確立されていないのが現状である。このような現状を踏まえ、猪名川町青少年健全育成推進会議 SWING-BY実行委員会では、昨今、大きな社会問題となっている未成年の携帯電話やスマートフォンの不適切な利用による児童・生徒によるネットトラブルを未然に防ぐため、スマートフォンを持ち始める年代に対し、SWING-BY実行委員の高校生が小中学生とその保護者に向けて正しい利用の方法やネットトラブルを回避するための注意点について、高校生自身が作成した「スマホの教科書」や「スマホの啓発ドラマ」を作成し授業を行うことで、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための取組を行うことを目的とする。

1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

猪名川町青少年健全育成推進会議主催の「BEAT実行委員会」(町内の高・大学生で構成、H.22～24)のメンバーによるスマホでのSNS 投稿問題をきっかけに、町内の小・中・高生が様々な犯罪被害等の被害者や加害者になることのないよう、大人と若者達が一緒になってこの問題に立ち向かっていくために「SWING-BY実行委員会」(町内の高・大学生で構成、H.25～現在)と名称を改め、「若者の社会貢献の場づくり」「若者育成」「市・町民力の育成」を中心に活動。年間を通してのボランティア活動を始め、スマホ問題の啓発活動等に取り組んでいる。

2 実施スケジュール

- 平成25年12月 町内全中学校及び県立猪名川高等学校へケータイスマホアンケート調査(回収率100%)
※ 集計:(株)DeNA 分析:兵庫県立大学竹内准教授・同研究室
- 平成26年 1月18日(土)猪名川スマホサミットにおいて「INAGAWAスマホサミット宣言」採択
- 平成26年 3月28日(金)スマホ座談会 at INAGAWA 開催
※高校生により小学生へのスマホ授業実施及びスマホの教科書作成を表明
出席者:町長、教育長、総務省近畿通信局、県警本部サイバー犯罪対策課、EMA、(株)DeNA 竹内准教授
- 平成26年 4月～10月 スマホの授業に向けて放課後会議を行う(概ね17:00～22:00に32回実施)
※公式会議(SWING-BY実行委員会スマホ部会)以外にも自主的な打ち合わせ 相当回数実施(テスト期間除く)
※8月の1ヵ月間をSWING-BYプロジェクト期間と定め毎朝 能勢電鉄日生駅前の自主的な清掃活動を行うと同時に、あいさつ運動を展開しながら活動内容の広報周知活動を実施
- 平成26年 6月 町内小1～中3、県立高校2校へ第2回目のアンケート調査実施(回収率100%)
- 平成26年 6月22日(日)県立大学竹内准教授によるスマホの教科書策定についての直接指導を受ける
- 平成26年 7月30日(水)兵庫県警察少年非行防止研修会に参加し、スマホに関する研修の補助
- 平成26年 8月21日(木)スマホ啓発ドラマ撮影
- 平成26年 9月27日(土)兵庫県立大学へ出向きスマホの授業についての直接指導を受ける(1回目)
※指導に当たっては竹内研究室の学生から授業実施についての注意点のレクチャーを受け模擬授業を実施
- 平成26年10月12日(日)兵庫県立大学へ出向きスマホの授業についての直接指導を受ける(2回目)
※指導に当たっては竹内研究室の学生とマンツーマンにより実戦練習
- 平成26年11月 1日(土)スマホの授業 リハーサル実施
※兵庫県立大学 竹内准教授及び研究室学生立会のもと実施
- 平成26年11月 2日(日)高校生によるスマホの授業!～ちょっと待ってケータイ・スマホ～ 実施
- 平成26年11月 9日(日)午前 第56回 日本教育心理学会において事例発表
- 平成26年11月 9日(日)午後 第1回関西スマホサミットに参加
- 平成26年11月15日(土)教育関係者のみに「INAGAWAスマホサミットクローズド」開催(第2回アンケート結果発表)
- 平成26年12月13日(土)日本教育心理学会公開シンポジウム～東京大学弥生講堂～へ9名参加
- 平成26年12月14日(日)「OSAKAスマホサミット」に参加
- 平成27年 1月31日(土)次世代防犯ボランティアリーダー育成研修会へ兵庫県代表として11名出席
- 平成27年 2月1日(日)むこがわCAP主催の小中学生のスマホの授業実施(午前・午後の2回授業)
- 平成27年 2月15日(日)猪名川町白金小学校区まちづくり協議会へスマホの授業実施(対象者:地域住民)
- 平成27年 2月21日(土)第2回INAGAWAスマホサミットにおいて高校生から小中学生への公開スマホの授業実施
※新スマホ宣言採択、大人のスマホ宣言採択(町PTA連合会、(一社)川西青年会議所、町青少年健全育成推進会議 合同採択)
※主な後援団体:内閣府・文部科学省・総務省・警察庁・兵庫県・兵庫県教育委員会・兵庫県警察本部(株)ディー・エヌ・エー 等多数
- 平成27年 2月28日(土)スマホサミットinひょうごに参加!活動事例プレゼンにおいて最優秀賞受賞
記載した内容以外にも、地域のイベントへボランティアで参画・福祉施設訪問等多数実施



(INAGAWAスマホサミット)

3 事業展開

平成25年度

- ①町内の中・高生にアンケート実施(SWING-BY実行委員会作成)
- ②(株)DeNAに集計、兵庫県立大学竹内研究室に分析を依頼
- ③アンケート結果をもとに、H.26.1.18「第一回INAGAWAスマホサミット」開催
- ④「第一回INAGAWAスマホサミット」において、「INAGAWAスマホ宣言」を採択
 - ・自分たち自身でルールを作る(〇〇時まで...)
 - ・リアルコミュニケーションを大切にする
 - ・書いていかダウンロードしていか、立ち止まって考える
- ⑤「スマホ座談会atINAGAWA」(H.26.3.28)開催
 - ・猪名川町長、教育長、EMA、県警本部、近畿総合通信局の方々、SWING-BYメンバーによる座談会。サミット宣言から継続して、青少年のスマホやインターネット利用に関するルール「スマホの教科書」「スマホの啓発ドラマ」を作成し、町内の小中学校へ「出前授業」を地域団体や行政機関と連携し、現実的な事業につなげ展開することを宣言。



(スマホ座談会INAGAWA)

平成26年度

- ①「スマホの啓発ドラマ」作成
- ②「スマホの教科書」作成
- ③町内の小1～中3全員、県立高校2校全員へスマホに関するアンケート第二弾(SWING-BY実行委員会作成)を配布回収(3,928人)
(小学校高学年には「アダルトサイト」、高校女子には「リベンジポルノ」についてを含む)
- ④「スマホの出前授業」実施
- ⑤日本教育心理学会にて事例報告～「関西スマホサミット」参加
- ⑥アンケート結果をもとに「スマホサミット クローズド」開催
- ⑦日本教育心理学会公開シンポジウム(於東京大学)参加
- ⑧「スマホサミットin大阪」参加
- ⑨「INAGAWAスマホサミット2015」開催
- ⑩「スマホサミットinひょうご」にて奨励賞授与
- ⑪兵庫県警本部より「感謝状」授与



(「スマホの啓発ドラマ」作成)

4 事業の成果(効果)

- ・スマホに関する調査を進め、携帯電話やスマートフォンを持ち始める小学校3～中学生をターゲットに、「スマホを持っている子も持っていない子もこれから持つ子にも」わかりやすくスマホの使用方法や注意点を授業することによって、より一層の効果が得られている。
- ・地域の団体(町内まちづくり協議会等)や町外からのオファーを受け、大人に向けての「スマホの授業」を実施し、子供たちのスマホ利用の実態や使用方法の注意点等を伝えることができた。また、高校生たちの生の声を届けることによって、彼らを取り巻くネット環境や利用状況等を一緒に考える時間を共有できた。
- ・「スマホの教科書」を4,000部作成し、町内の小中学校の皆さんに活用していただくように、スマホサミットの中で実行委員長より教育長へ手渡した(手交式)。新学期以降、情報担当教諭等から全児童・全生徒へ配布予定で、授業の中で活用される。
- ・「スマホの啓発ドラマ」を2本作成し、スマホの授業の中で使用。小学生にとっては、パワーポイントによる文字や絵の説明だけでなく、動画を交えることによって「よりわかりやすい」という効果があった。
- ・実行委員たちにとっても、異年齢の小学生から高齢者と関わることによって、たくさんの経験をし、「リアルな関係を充実させる」という点でも、より一層の成長を遂げることができた。
- ・実行委員は40名を数えるが、全てのメンバーが授業ができるよう練習を行っており、SWING-BY実行委員会は高校生によるこのような取組を更に広げていくことを目指しており、要望があれば地域だけでなく日本中・世界中、交通費さえ負担していただければ何処へでも出前授業に伺う予定。
- ・既にスマホの啓発ドラマの続編3本の作成に取り掛かっており、新たなスマホに関する問題にも即座に対応できるよう心掛けており、スマホの授業もバリエーションをかえ実施するため情報収集活動にも積極的に取り組んでいる。



(スマホ授業)



(スマホ教科書)

5 事業を成功させるためのポイント

地域の社会教育団体が実施する取組として、中高生や大学生が主体となって企画・検討の段階から活動する事業をサポートするために一番の難しいポイントは、「主体となる若者に一旦すべての答えを出させること」であり、若者が考える企画に対し協議検討する段階から「口を挟まず見守る」ことが事業展開の第一段階である。

若者が出した結論に対し、第二段階として社会的な制約の面を大人が若者に説明し、予算や費用面で可能か不可能か「一緒になって考える」こと、地域住民に参画してもらうための「効果的な手法を共に考える」ことなど、若者が考えた企画を具体化する作業をこの段階で実施することで、今後大人と若者双方の役割を明確にします。

最終段階として、大人は企画の内容を吟味し「各種行政機関」や「他の地域の社会教育団体」との連携を図るための行動を開始する。また、若者は企画の目指すべき方向性を若者同士で共有し、役割分担を行いそれぞれの担当した役割を果たしていくこととなるが、この段階ですべての役割に大人はサポーターとして機能する必要がある。

最後に、事業の本番を迎える段階では、大人も若者も「できない理由」を探さず口にせず同じ目標に向かって、「どんな障害があっても事業をやり遂げる気持ち」を持つことが一番の成功のポイントであると考え実践している。

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

今後の事業展開については、既に若者たちから様々な企画が提案されており、特に現在取り組んでいるスマホ関連の継続事業として、「スマホやネットに関する取組を世界に発信する」ことが一番に挙げられる。

具体的には、世界での若者のスマホやネット利用の現状を調査し、それぞれの国や地域が抱える問題や課題を明確化し、国内においての状況と比較し解決手法を模索することを予定しており、自費とはなるが「若者の代表者1名程度を他国に派遣し世界の状況を直接現地にて学んでくる事」を現在の事業の発展形としてとらえており、その結果については青少年のネットリテラシーに取り組む各種団体にフィードバックしていくことを目指す。

また、高校生を中心とする若者については、国の行政機関及び企業や大学と連携し、スマホやネットの正しい利用方法を身につけるための「青少年向けや保護者向け等のアプリケーションの開発」を予定しており、アプリケーションの作製については、高校生が主体的にプログラミングを行うこととしている。

上記以外にも、サポートする側の我々大人は若者から発案された「自由で何物にもとらわれないクリエイティブな発想から生まれる様々な企画や事業」を実現させる取組を行うことに全力を注ぐ。

7 その他

SWING-BY実行委員会では、上記で紹介したスマホをはじめとした青少年のネットリテラシーに関する取組の他にも、「地域のボランティア活動」や若者が企画運営する「ステージイベント」の開催など、様々な取組を並行して実践している。

下記に示す活動はその一例であるが、全てが若者からの発案である。

- ☆毎週 火曜日・土曜日 の午前7時半から能勢電鉄日生中央駅前広場の「清掃活動」と「あいさつ運動」
- ☆地域の夏祭りや行事の準備お手伝い ☆8月最終日曜日に開催する「ステージイベントの企画・運営」
- ☆少年警察ボランティアとして警察と連携した青少年非行防止活動 ☆福祉施設への訪問活動 etc

8 参考資料等

☆「Swing-By」facebookにて専用ページを開設中(活動状況をリアルタイムで更新しています)

☆「猪名川町HP」(<http://www.town.inagawa.lg.jp>)

☆インターネットリテラシー・マナー等向上事例集及び同概略版に掲載(平成26年10月28日 総務省公表)

☆新聞紙面掲載多数

総務省の取組について（参考）

『インターネットリテラシー・マナー等向上事例集』（平成26年10月）

＜総務省 総合通信基盤局 消費者行政課＞

総務省では、青少年が安心・安全にインターネットを利用するため、青少年や保護者等を対象にインターネット上のリテラシー・マナー等の向上のための取組を実施しており、各地の学校や自治体、企業、NPO等がインターネットリテラシー・マナー等向上のために自主的に活動している様々な取組を、事例集として取りまとめています。

各地の学校や自治体、企業、NPO等によるインターネットリテラシー・マナー等向上のための自主的な活動

21都道府県から
28の事例を集約



マナーティーチャー

＜各地域の取組事例＞

● 熊本県 熊本市立江南中学校

ネット利用に関する「江南ルール」の取組

2014/07/15 学校採択された「新 江南ルール」

江南中学校生徒会
「江南ルール」推進委員会

「江南ルール」
情報社会において「大切な人」を傷つけてしまった時
あなたは責任を負えますか？

ルール1 健康を守ろう

- ・ 10時以降は、情報通信をしない
- ・ 寝るときは、極力電源を切って、返信や投稿をしない

ルール2 友情を守ろう

- ・ 見た人が傷ついたり不愉快に感じたりする言葉は使わない
- ・ 悪意のあるグループを作らない・入らない
- ③ 相手の身になって考える

ルール3 プライバシーを守ろう

- ・ 個人情報やネットに載せない。（画像・氏名など）
- ・ 誰にでも見せられる情報・言葉しか書き込まない
- ・ 知らない人からの書きこみは無視する



《フォーラムで「江南ルール」の取組を発表する推進委員》

● 神奈川県 鎌倉女学院高等学校

「高校生が教える情報モラル教育」



（参考）総務省ホームページ：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/filtering.html

テーマ「小中学生のスマートフォン使用に関する市内統一ルール」

実施主体：愛媛県大洲市PTA連合会

協力団体：愛媛県大洲市教育委員会 愛媛県大洲市校長会

《取組の概要》

大洲市PTA連合会は、小中学生がスマートフォンの利用で生活習慣が乱れたり、トラブルやいじめ、犯罪に巻き込まれたりしないように「小中学生のスマートフォン使用に関する市内統一ルール」を策定した。大洲市教育委員会、大洲市校長会の同意を得て、三者の調印式を行った。また、保護者と子どもで話し合っ取り決めを交わす誓約書を小中学生に配布した。

1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

昨今、急速に普及してきた携帯電話等の取り扱いに関して、大洲市PTA連合会では、平成20年度に、子どもたちがトラブルに巻き込まれないように「原則として所持させない」「親子でルールを決めてから所持させる」などを含めた「携帯電話に関する緊急アピール」を行った。また、リーフレットを作成したり、定期的にアンケート調査を行ったりしてきた。平成24年度には、大洲市PTA連合会教育懇談会の場で、健全育成委員会が携帯電話のアンケート結果報告を行い、「大洲市PTA携帯電話に関する親子(家庭)宣言」として4項目を提言した。平成25年度は、保護者と教師が参加して、「子どものネットトラブルに関する研修会」を行い、警察署の専門員から事例報告を聞き、ワークショップを実施するなど、継続した啓発活動に努めてきた。しかし、以前にも増して小中学生の夜間のネット利用による生活習慣の乱れや、小中学生がトラブルやいじめ、犯罪に巻き込まれる危険性が憂慮されるようになり、さらなる見直しを進めてきた。

そして、今年度(平成26年度)、大洲市PTA連合会が新たに「小中学生のスマートフォン使用に関する市内統一ルール」を定め、大洲市教育委員会や大洲市校長会と合意し、教育懇談会の場で調印式を行った。

2 実施スケジュール(平成26年度)

- 6月～9月 健全育成委員会で「携帯電話使用に関する研修」について検討する。
- 9月 11日 第3回PTA理事会にて基本計画、基本方針の承認を得る。
- 9月 18日 健全育成委員会で計画、方針に基づいて統一ルールを作成する。
(進捗状況によって健全育成委員会や臨時役員会を開催する。)
- 11月 6日 第4回理事会にて最終案の決議をする。
- 11月 12日 大洲市校長会に議案として上程し、意見を集約する。
- 11月 中旬 大洲市教育委員会と協議する。
- 12月 4日 単位PTA会長、女性副会長会で経過を報告する。
- 12月 中旬 大洲市教育委員会、大洲市校長会の最終承認を得る。
- 1月 上旬 健全育成委員会及び本部役員で最終打合せをする。
- 1月 17日 大洲市PTA連合会教育懇談会を開催する。(三者調印)
- 1月 下旬 市内統一ルールを各学校に配布し、全家庭に配布する。

3 事業展開

- 5月27日 第1回健全育成委員会 今年度の活動内容について協議する。「ネット、携帯電話に関する研修」についても意見が出される。
- 7月9日 第2回健全育成委員会 活動内容を「ネット、携帯電話に関する内容」に決定して協議する。
- 8月11日 第3回健全育成委員会 携帯電話の使用基準(ルール)作成や講演会等について協議する。

- 9月11日 第3回大洲市PTA連合会理事会 携帯電話使用に関する市内統一ルールの策定、教育懇談会要領について確認する。
- 9月18日 第4回健全育成委員会 携帯電話・スマホ使用に関するルール作成や教育懇談会について意。講師を、愛媛県総合教育センター情報教育室長に決定する。
- 10月16日 第5回健全育成委員会 スマホ・携帯使用に関する統一ルールについて「保護者用3か条」「児童・生徒用3か条」を設定する。
- 10月17日付け 「子供のための情報モラル育成にかかるスローガン及びロゴマーク」に関する届出書を文部科学省に提出する。
- 10月21日 大洲市PTA連合会臨時本部役員会 第5回健全育成委員会で策定した「小中学生のスマホ使用に関する市内統一ルール」の手直しをする。
- 11月6日 大洲PTA連合会第4回理事会 臨時本部役員会で手直した「小中学生のスマホ使用に関する市内統一ルール」を承認する。
- 11月12日 校長会で一部補足をした上で、合意を得る。
- 11月18日 大洲市PTA連合会会長が大洲市教育委員会教育長と協議をし、合意を得る。
- 11月27日付け 「子供のための情報モラル育成にかかるスローガン及びロゴマーク」使用応募書を文部科学省に提出する。
- 12月4日 第2回単位PTA会長・女性副会長会 各単位PTA会長が、統一ルールの策定合意書に署名を行う。
- 12月4日付け 「子供のための情報モラル育成にかかるスローガン及びロゴマーク」の使用について、文部科学省から使用許可が出る。
- 12月 各学校 (対象：小学校4～6年、中学校1～3年)でスマートフォン使用に関するアンケート調査を実施する。
- 1月17日 大洲市PTA連合会教育懇談会 「小中学生のスマホ使用に関する市内統一ルール」の調印式を大洲市教育委員会、大洲市校長会、大洲市PTA連合会の三者で行う。
- 1月19日 各学校に統一ルールの活用の依頼文と誓約書を配布する。
- 1月23日 大洲市PTA連合会会長、事務局で販売店と幼稚園、保育所に協力依頼をする。
- 1月30日 大洲市役所壁面に「考えよう 家族みんなで スマホのルール」の懸垂幕、各公民館、各学校にミニ懸垂幕を設置、掲示する。



4 事業の成果(効果)

調印をし、誓約書を配布したばかりで、現在のところは明確なものは見えていない。今後の定期的なアンケート調査から実態を把握していく。

5 今後の展開(継続・発展させていくために)

- 啓発活動を繰り返し行う。
- 研修会を行い、より多くの人に参加を促す。
- 定期的なアンケート調査を実施し、事業の成果等の検証により改善しつつ進めていく。

小中学生のスマートフォン使用に関する市内統一ルール

必要のないスマートフォン（タブレット端末・携帯電話等を含む）を持たせない。
事情により持たせる場合は、保護者が全責任を負い、下記のルールにしたがって使用する。

【保護者用3か条】

- 1 所有者は保護者であり、使用者である子どもに貸しているという関係を伝える。
 - ・ 夜9時以降は保護者が預かる。
 - ・ フィルタリング・サービスを受けたものを使わせる。
 - ・ 定期的に通信内容・使用状況を確認する。
- 2 スマートフォンの使用マナーも社会生活のマナーも同じであることを指導する。
 - ・ 不適切な場所・状況・時間帯に使用させない。
- 3 保護者自らが子どもの模範となるよう努め、率先してコミュニケーションを図る。

【児童・生徒用3か条】

- 1 保護者と相談して使用ルールを決めます。
 - ・ 夜9時以降は、保護者に返します。
 - ・ 一日の使用時間を決めます。 一日 _____ 時間以内
 - ・ 食事中や歩行中には使用しません。また、勉強中はそばに置きません。
- 2 友達や通信相手に対する思いやりを持って使用します。
 - ・ 人の悪口を書きません。
 - ・ いじめには使いません。
 - ・ 友達の勉強や睡眠の邪魔をしません。
- 3 困ったときや不審に思ったときは、保護者に相談します。

大洲市PTA連合会・大洲市校長会・大洲市教育委員会 《平成27年1月改訂版》

スマートフォンを使用するにあたり、私は上記の大洲市内統一ルールを守ります。
もし違反した場合は、一度保護者に返して話し合い、保護者から許可を得るまで使用しないことを誓います。

平成 年 月 日

児童・生徒名 誓約 署名 _____

保護者名 確認 署名 _____

* この文書は、家庭内のよく見える場所に掲示していただきますようお願いいたします。

平成27年1月17日

各小中学校保護者様

大洲市PTA連合会会長 谷本 益高

小中学生のスマホ使用に関する市内統一ルールの活用について

平素は、子どもたちの健全育成のためにご協力ご支援をいただき、ありがとうございます。

さて、昨今急速に普及をしてきました携帯電話等の取扱いに関しまして、大洲市PTA連合会では、早くからその対応をまいりました。しかしながら、LINEによるトラブルや夜間のネット利用による生活習慣の乱れについては、大いに懸念される所であり、いじめや犯罪の未然防止のために、各家庭での携帯電話等の使用方法について見直しを図ることが急務になってきています。

そこで、大洲市PTA連合会では、「小中学生のスマホ使用に関する市内統一ルール」を作成しました。各ご家庭におかれましては、お子様と十分に話し合いをして「市内統一ルール」をご活用していただきますよう、この用紙を配布した次第です。よろしくお願ひします。

なお、このことにつきまして、大洲市教育委員会及び大洲市校長会に同意を得た上で、本日の「教育懇談会」の場で、三者の調印を行いました。ご報告しておきます。



考えよう 家族みんなで
スマホのルール

私たちは子供たちの情報モラル育成に取り組みます



スマートフォン使用に関するアンケート集計結果 (H26 12月実施)

大洲市PTA連合会

対象：市内小学校4～6年生(1,149名)、中学校1～3年生(1,276名)

1 自分だけのスマートフォンを持っていますか。(持っている：小学生190名、中学生498名)

学年	いる	いない	いる人数
小4	14%	86%	(51名)
小5	14%	86%	(58名)
小6	21%	79%	(81名)
小計	17%	83%	(190名)
中1	40%	60%	(166名)
中2	38%	62%	(159名)
中3	39%	61%	(173名)
中計	39%	61%	(498名)

(参考)中3で、持っている割合

24年度	21年度	20年度
28%	25%	22%

2 持っている人は、フィルタリング・サービスを利用していますか。(利用している：小学生33名、中学生197名)

学年	いる	いない	分からない	いる人数
小4	14%	18%	68%	(7名)
小5	16%	22%	62%	(9名)
小6	21%	14%	65%	(17名)
小計	17%	17%	66%	(33名)
中1	38%	17%	45%	(63名)
中2	40%	19%	41%	(64名)
中3	40%	27%	32%	(70名)
中計	40%	21%	39%	(197名)

(回答から判断して) 親や兄弟等のスマホを利用している 人数の割合		いる人数
24年度	47%	(173名)
21年度	45%	(182名)
20年度	52%	(197名)
24年度	48%	(552名)
21年度	40%	(163名)
20年度	39%	(164名)
24年度	39%	(173名)
21年度	39%	(500名)

(参考)中3で、利用している割合

24年度	21年度	20年度
22%	17%	9%

(参考)中3で、利用している人数の割合

24年度	21年度	20年度
19%	24%	21%

3 スマートフォンを使用する時間を決めていますか。

学年	いる	いない
小4	33%	67%
小5	29%	71%
小6	27%	73%
小計	29%	71%
中1	26%	74%
中2	21%	79%
中3	19%	81%
中計	22%	78%

時刻	時間
47%	48%
42%	51%
62%	45%
50%	48%
89%	70%
90%	64%
83%	55%
88%	63%

(参考)中3で、決めている割合

24年度	21年度	20年度
23%	23%	19%

4 スマートフォンを利用する目的は何ですか。

学年	調べ物	音楽・動画	ゲーム	写真・ビデオ	買い物	通話・メール
小4	40%	58%	63%	30%	2%	24%
小5	54%	60%	63%	40%	2%	32%
小6	62%	61%	64%	29%	3%	35%
小計	53%	60%	63%	33%	2%	30%
中1	68%	78%	57%	44%	4%	59%
中2	75%	80%	54%	49%	10%	67%
中3	75%	79%	47%	55%	13%	67%
中計	73%	79%	53%	49%	9%	64%

5 スマートフォンの使用で困っていることは何ですか。

学年	睡眠不足	目の疲れ、視力低下	授業に集中できない	家庭学習不十分	悪口を書かれた	お金を請求された
小4	4%	9%	2%	3%	0%	1%
小5	6%	13%	1%	5%	0%	0%
小6	6%	8%	1%	3%	0%	0%
小計	5%	10%	1%	3%	0%	1%
中1	13%	15%	3%	12%	0%	0%
中2	16%	20%	3%	17%	0%	2%
中3	23%	30%	3%	26%	1%	1%
中計	18%	22%	3%	18%	0%	1%

「子供のための情報モラル育成プロジェクト」協力団体一覧

平成26年8月より、文部科学省で「子供のための情報モラル育成プロジェクト」を開始しました。このプロジェクトでは、より大きな効果が得られるように、様々な団体や企業等と協力して取り組んでいます。現在、ロゴマークを活用し、子供たちの情報モラルを育成する取組に協力いただける教育委員会や関係団体、民間企業等を幅広く募集しています。協力団体は以下の112団体です。(平成27年5月22日現在) この取組については、83, 84ページで紹介しています。



文科省ロゴ有



文科省ロゴ無

- 荒川区教育委員会
- 安心ネットづくり促進協議会
- 一般社団法人安心安全インターネット塾
- 一般財団法人高度技術社会推進協会 (TEPIA)
- 一般社団法人こどもコミュニティサイト協議会
- 一般社団法人全国高等学校PTA連合会
- 一般社団法人ソーシャルゲーム協会 (JASGA)
- 一般社団法人電気通信事業者協会
- 一般社団法人日本教育情報化振興会
- 一般社団法人日本情報モラル推進機構
- 一般財団法人日本データ通信協会
- 一般財団法人マルチメディア振興センター
- 一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構
- 茨城県知事公室女性青少年課
- 茨城県メディア教育指導員連絡会
- 岩手県警察本部少年課
- 江戸川区立篠崎第二小学校
- 大阪府立箕面高等学校
- 大洲市PTA連合会
- 大田原市教育委員会
- 鹿児島県教育委員会
- 鹿児島市PTA連合会
- 株式会社NTTドコモ
- 株式会社ディー・エヌ・エー
- 柏崎市青少年健全育成市民会議
- 北大路中学校区
- 釧路市スポーツ少年団
- 釧路市PTA連合会
- 熊本県教育委員会
- 熊本市立三和中学校
- グリー株式会社
- 警察庁生活安全局少年課
- KDDI株式会社
- 玄海中校区PTA
- 公益社団法人茨城県青少年育成協会
- 公益財団法人日本サッカー協会
- 公益社団法人日本プロサッカーリーグ
- 郡山市教育委員会
- さいたま市教育委員会学校教育教育部教育研究所
- 札幌市交通局
- 下野市立祇園小学校
- 新宿区教育委員会
- 洲本市学校教育委員会
- 全国国公立幼稚園PTA連絡協議会
- 全国国立大学附属学校PTA連合会
- 総務省情報通信政策研究所
- 総務省東北総合通信局
- 袖ヶ浦市立総合教育センター
- ソフトバンクモバイル株式会社
- 武雄市教育委員会
- 多治見市役所くらし人権課
- 千葉市立園生小学校
- 筑紫野市立学校PTA協議会
- 特定非営利活動法人 e-Lunch
- 特定非営利活動法人浜松子どもとメディアリテラシー研究所
- 特定非営利活動法人ピアサポートネットしずや
- 独立行政法人国立青少年教育振興機構
- 独立行政法人情報処理推進機構
- 奈良県くらし創造部青少年・生涯学習課
- 長崎県民総合教育メディア研究大会(長崎県教育委員会)
- 日興通信株式会社
- 丹波市教育委員会
- 日本PTA全国協議会
- 八王子市教育委員会
- 廿日市市立七尾中学校
- 早島町教育委員会
- 「早寝早起き朝ごはん」全国協議会
- 東日本旅客鉄道株式会社 (JR東日本)
- 姫路飾西高等学校
- 兵庫県教育委員会
- 横浜市教育委員会
- 横浜市交通局
- 龍ヶ崎市立城ノ内中学校

(50音順)

- 青森市教育委員会
- 伊丹市教育委員会
- 稲美町立稲美中学校
- 茨城県教育委員会
- 茨城県知事公室女性青少年課
- 伊万里市立東山代小学校PTA
- 浦添市立宮城小学校
- 大崎市立松山小学校
- 岡山県教育委員会
- 岡山市立御南中学校区地域協働学校
- 香川県教育委員会
- 香川県丸亀市立綾歌中学校
- 加古川市立陵南中学校区連携ユニット
- 亀山市教育委員会
- 刈谷市立朝日小学校
- 熊本県上益城教育事務所
- 埼玉県教育委員会
- 佐伯市立昭和小学校
- 堺市教育委員会
- 島根県立益田高等学校
- 須賀川市立大東中学校
- 聖籠町教育委員会
- 泉南市立西信達中学校
- 津幡町教育委員会
- 徳島県教育委員会
- 鳥取県立米子南高等学校
- 島原市立第二小学校
- 富山県立砺波高等学校
- 長沼町教育委員会
- 廿日市市教育委員会
- 日高市教育委員会
- 福島県立あぶくま養護学校
- まんのう町立満濃中学校
- 瑞穂町教育委員会
- 三豊市立本山小学校
- 南アルプス市立櫛形中学校
- 美作市教育委員会
- 大和郡山市教育委員会
- 横浜市立森の台小学校

(50音順)

事業名 「消費生活安全・安心推進ネットトラブル相談対応事業」

実施主体：大分県・公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所

協力団体：大分県警察本部、大分県教育委員会、大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)、大分県生活環境部(人権同和対策課、私学振興・青少年課)、大分市市民活動・消費生活センター(ライフパル)、大分地方法務局、法テラス、情報処理推進機構(IPA)

《取組の概要》

＜相談窓口の設置＞公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所内

(大分県大分市東春日町51番6 大分第2ソフィアプラザビル4F)

・電話097-533-4155 直接来訪による相談：受付、相談対応ともに下記時間帯で対応。

平日午前9時から午後4時(祝日、年末年始、盆休みを除く)

・メール(net-trouble@hyper.or.jp) Fax(097-537-8820)による相談：年末年始・盆休み期間を除き、24時間受付。

※事件性、緊急性の高い事象については、可能なかぎり時間外対応も行う。

(相談内容事例)

- ・ワンクリック請求
- ・ネット上の悪意ある投稿(誹謗中傷・プライバシー侵害等)
- ・迷惑メール
- ・情報端末のトラブル(スマートフォン等)
- ・オンラインゲームのトラブル

＜消費生活相談員講習会＞

・年2回、消費生活センターの相談員に対し、最新のインターネットサービスやネットトラブルについて講習を行う。

＜情報の共有＞

・Facebookを用いて、消費生活相談員とネットトラブルに関して情報共有を実施。

＜人材育成研修＞

・「ネットトラブル対応人材育成事業(大分県教育委員会委託)」において、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教員、保護者、市町村教育委員会職員、消費者行政担当者、消費生活相談員等を対象に実施。実際に相談窓口寄せられた事例を取り上げ、ネットトラブルを防ぐために必要な情報モラル・情報セキュリティに関する基礎的な知識を、教員等が児童生徒に指導できるよう、また、実際にトラブルが発生した際に対応できる人材を育成する研修を実施。このほか、学校へ直接出向いて児童・生徒・保護者向けの情報モラル研修も実施。



1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

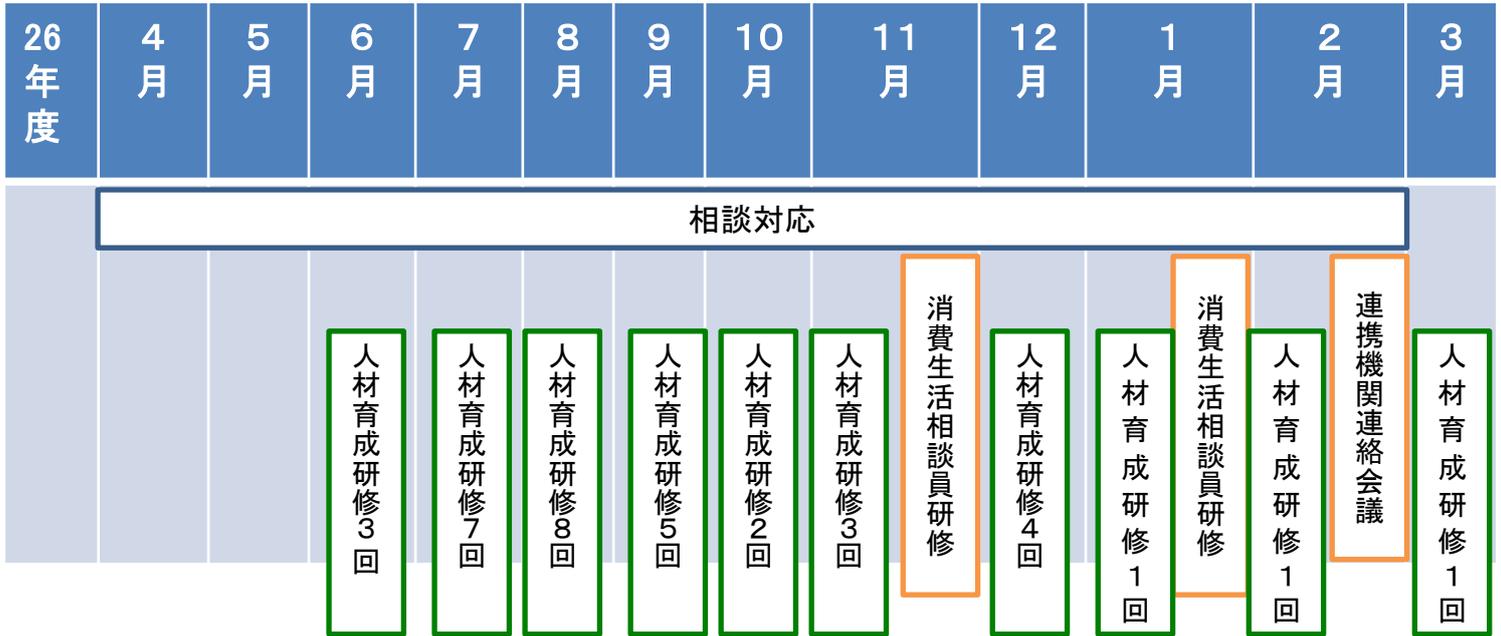
様々なインターネットサービスや情報端末が普及する一方で、「無料と思ってアダルトサイトの年齢確認ボタンを押したが、請求画面が消えなくなった」といったワンクリック請求や、「ネット上に悪意ある投稿をされた」というトラブルが急増している。

これらトラブルの中には、情報端末やインターネットに関する専門的な知識が必要であり、学校や消費生活センター等での対応では解決が難しい内容のものも多く存在している。

そこで、これらのネットトラブルに遭遇した子どもたちや保護者、地域住民からの相談を迅速に解決するべく、消費生活センターや他の専門機関と連携した相談窓口を運営することとした(2009年より「ネットあんしんセンター」として開設。その後、委託事業の変更にともない「消費者ネットトラブル相談窓口」として継続)。

また、寄せられた相談をフィードバックし、ネットトラブルに関する知識を普及するための講習も実施している。

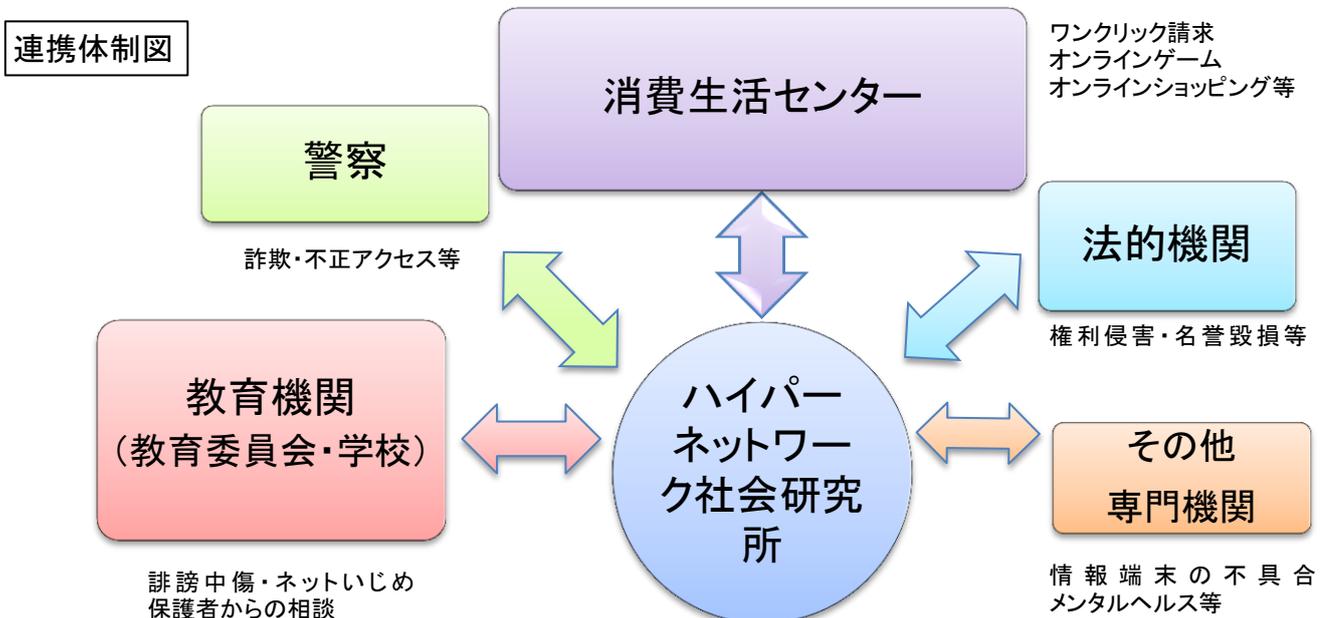
2 実施スケジュール



3 事業展開

公益財団法人ハイパーネットワーク研究所がこれまで蓄積してきた知見・経験を活かし、ネットトラブルの内容を詳しく聞き取り、必要に応じて、消費生活センターや警察等の専門機関と協力し、問題解決にあたる連携体制を構築している。

最も相談が多い「ワンクリック請求」においては、無意識にインストールしてしまった不正プログラムの削除についても詳しく説明している。また、「ネット上に悪意ある投稿をされた」という相談については、投稿の確認や削除依頼の支援も行っている。



<連携機関>

大分県警警察本部、大分県教育委員会、大分県消費生活・男女共同参画プラザ アイネス、ライフパル、大分県生活環境部(人権・同和対策課、私学振興・青少年課)、大分地方法務局、法テラス、情報処理推進機構(IPA)

<消費生活相談員講習の開催>

大分県内の消費生活相談員を対象に、ネットトラブルの内容を正確に把握し、適切な対応や専門機関の紹介ができるよう、知識向上を目的とした研修を実施。研修では、トラブルの対応方法だけでなく、学校等で講習を行うための情報モラル・情報セキュリティに関する基礎的な知識もあわせて解説。

■講習内容

- ・最新のインターネットサービスや情報発信／情報収集ツールの紹介
- ・オンラインゲームやショッピングサイトの仕組み
- ・スマートフォンやタブレットPC等の仕組みや情報セキュリティ対策
- ・最新のネットトラブルや情報セキュリティ事情
- ・サイト管理者の連絡先の確認方法
- ・その他、消費生活相談員から寄せられた事例についての解説

4 事業の成果(効果)

ネットトラブルの専門相談員を配置することで、新しいインターネットサービスや専門的な内容にも、速やかに対応することができている。また、「ネットトラブル対応人材育成研修」では、相談窓口寄せられた最新のネットトラブル事象とその対応方法について、教育関係者にフィードバックすることとしており、学校における情報モラル教育にも役立つ結果となっている。

また、大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)が作成した体験型学習コンテンツにも、相談窓口寄せられた事例を多数取り上げ、学校での学習教材として大いに役立っている。



5 事業を成功させるためのポイント

- ・専門的な知識を持った人材の確保と育成
- ・最新のインターネットサービスや情報端末等に関する知識の蓄積
- ・寄せられた相談事例やその原因を分析し、ネットトラブルを防ぐための基礎的な知識を、子どもたちや保護者、教職員にフィードバックするための仕組みづくり
- ・地域の関係機関と連携するとともに、全国的な専門機関と連携することで、適切な対応を迅速に行うことが可能

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

アダルトサイトでの架空請求(ワンクリック請求)や、ネット上での嫌がらせ、リベンジポルノなど、家族や教員には相談しにくいネットトラブルも増えている。一人で抱えている間に問題が大きくなるケースもある。ネットトラブル専門の相談窓口を継続して運営し、子どもたちが遭遇するネットトラブルをいち早く察知することで、これからの情報モラル教育にも反映させていきたい。また、自らネットトラブルを回避し、被害者にも加害者にもさせないための環境づくりを目指していく。

そのためには、インターネットや情報端末に関する専門的な知識を持った人材を確保し、相談窓口を継続していくための予算確保も重要である。

7 その他

<相談員>

公益財団法人ハイパーネットワーク研究所では、インターネット全般やネットトラブル、情報セキュリティなど、本分野に関する専門研究・実践を蓄積しており、副所長1名が10年以上の経験を有し、主任研究員1名が6年の経験を有している。

これまでも、公益財団法人ハイパーネットワーク研究所には情報セキュリティやネットトラブルに関する相談が全国から数多く寄せられており、主任研究員らが蓄積した知識と経験をもとに丁寧に対応を行ってきた。相談事例については、消費者教育や情報モラル教育に活かすべく、子どもたちや地域住民、教育関係者、消費生活相談員、警察等を対象に年間200回程度の研修会や講演を実施している。

8 参考資料等

- ・公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所「消費者ネットトラブル相談窓口」
http://www.hyper.or.jp/staticpages/index.php/net_trouble
- ・大分県消費生活・男女共同参画プラザ「消費者ネットトラブル相談窓口をご利用ください！」
<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/nettrouble.html>
- ・過去の相談事例をまとめたアニュアルレポート(統計資料は2011年度版まで公開)
<http://www.hyper.or.jp/staticpages/anshin>
- ・大分県消費生活・男女共同参画プラザ
「インターネットトラブル体験型学習教材 体験しよう！8つの事例」
<http://www.iness-oita-pref.jp/>

子供のための情報モラル育成プロジェクトについて

背景

近年、子供たちのメディア環境も大きく変化が生じており、スマートフォン等の長時間使用による生活習慣の乱れや不適切な利用による青少年の犯罪被害、さらにプライバシー上の問題等につながるケースが増えています。そのため、文部科学省内において、プロジェクトチームを立ち上げ、子供たちのスマートフォンなどの利用によるネット依存や、SNS等の利用に伴うトラブル等の課題に対する対応策について必要な検討を実施しました。

プロジェクトの概要

子供たちの情報モラルを育成するため、政府だけでなく、様々な関係団体に御協力いただくことにより大きな効果が得られるものと考え、スローガンとロゴマークを制作しました。

今後、ロゴマークを活用し、**子供たちの情報モラルを育成する取組に御協力いただける教育委員会や関係団体、民間企業等を幅広く募集し取組を推進。** ※114団体と連携(H27.5.29現在)

ロゴマークについて

子供たちがスマートフォン等を利用する上で、注意喚起や適切な利用を促すための、情報モラルに関するロゴマークとスローガン(標語)を制作。

○スローガン 『考えよう 家族みんなで スマホのルール』

○ロゴマーク(下図のA～Dの4種類)



ロゴマークに使用について

ロゴマークを活用して、子供たちの情報モラルの育成を図るために本プロジェクトに協力いただける教育委員会、団体や企業等を募集しています。詳しくは、「子供のための情報モラル育成プロジェクト」で検索してください。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jouhoumoral/index.htm



協力団体等の
ロゴマークや
名称を記載し、
プロジェクト
を推進

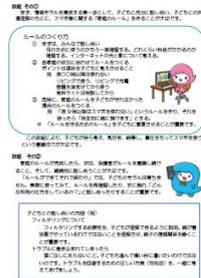
教育委員会・学校が使用する場合に限り、文部科学省のマークが入らないロゴマークを提供します。自身の教育委員会や学校名をいれて活用してください。



文部科学省の
マークの代わりに、
自治体や学校の
名称のロゴを入れて
ご使用いただけます。

子供のための情報モラル育成プロジェクトの取組例

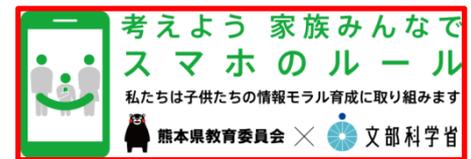
<政府・教育委員会の活用例>



保護者向け普及啓発用リーフレット「お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができること」(平成27年3月版・内閣府)

保護者向け「家庭で取り組む「情報モラル」の育成について」(東京都荒川区)

保護者向けのチラシで活用(岩手県警察本部少年課)



スマホ・ケータイに関する「保護者向けリーフレット」(横浜市教育委員会)

横断幕で活用(上図)他に、保護者向けに啓発チラシを作成(大洲市教育委員会)

ご当地キャラクターを活用したシールを作成し、研修会やイベントで配布(熊本県教育委員会)

<イベントやポスターの活用>

<Jリーグ・横浜マリノスと連携したイベントの開催>

【11月3日(月・祝) 日産スタジアム】※キックオフは17:00

1. ブースにおけるPR(14:15~16:45)

試合開始前の入場ゲートにブースを設置し、子供連れの親子を対象に関係団体の資料を200部を配付。

【資料提供団体】

- ・内閣府・文部科学省・安心ネットづくり促進協議会・一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)
- ・独立行政法人情報処理推進機構(IPA)



IPAのキャラクター「まもる君」とともに資料を配付

2. ハーフタイムにおけるPR(17:45~18:00の間)

前半終了後のハーフタイムにおいて、地元中学生(横浜市立篠原中学校サッカー部1年生14名)の協力を得て、モラルの横断幕を持ってスタジアム内を行進。



地元の中学生(横浜市立篠原中学校サッカー部1年生)が横断幕を持ちスタジアム内を行進。オーロラビジョンにロゴマークとスローガンを掲載。場内アナウンスで取組を紹介

<鉄道事業者各社の協力の下、駅にポスターを掲載>

【平成26年12月~平成27年3月までに、合計1,694部配布(各社1週間から3ヶ月程度)】



都営新宿線新宿三丁目駅



銀座線 虎ノ門駅



西武線 新井薬師前駅

<協力社一覧>

- ・JR東日本・東京都交通局・札幌市交通局・横浜市交通局
- ・東武鉄道(株)・西武鉄道(株)・京成電鉄(株)・京王電鉄(株)
- ・小田急電鉄(株)・東京急行電鉄(株)・京浜急行電鉄(株)
- ・東京地下鉄(株)・相模鉄道(株)・西日本鉄道(株)
- ・名古屋鉄道(株)・近畿日本鉄道(株)・南海電気鉄道(株)
- ・京阪電気鉄道(株)・阪急電鉄(株)・阪神電気鉄道(株)

参考情報

- ①保護者向けリーフレット
「お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができること」
(内閣府HP : <http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/index.html>)
- ②子供のための情報モラル育成プロジェクトに関する取組について
(文部科学省HP : http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jouhoumoral/index.htm)
- ③情報化社会の新たな問題を考えるための児童生徒向けの教材、教員向け手引書
(文部科学省・教育の情報化HP :
http://jouhouka.mext.go.jp/school/information_moral_manual/index.html)
- ④e-ネットキャラバン (e-ネット安心講座)
(e-ネットキャラバンHP : <http://www.e-netcaravan.jp>)
- ⑤児童生徒向け壁新聞「ちょっと待って!ケータイ&スマホ新聞」
児童生徒向けリーフレット「ちょっと待って!ケータイ&スマホ」
(文部科学省HP : http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/index.htm)
- ⑥「ソーシャルメディアガイドライン作成のすすめ」
(安心ネットづくり促進協議会HP : <http://www.good-net.jp/safe-internet/guideline/>)
- ⑦「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集 (学校・教員向け)
(文部科学省HP : http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/11/08111701.htm)
- ⑧学校ネットパトロールに関する取組事例・事例集 (教育委員会向け)
(文部科学省HP :
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/081_1/houkoku/1325771.htm)
- ⑨青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律
(電子政府総合窓口HP : <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H20/H20HO079.html>)
- ⑩児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
(電子政府総合窓口HP : <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H11/H11HO052.html>)
- ⑪私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律
(法務省HP : http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji10_00004.html)

子供のための情報モラル育成プロジェクト

情報モラル実践事例集

平成27年6月

生涯学習政策局情報教育課



考えよう 家族みんなで スマホのルール

私たちは子供たちの
情報モラル育成に取り組みます

